

# はじめに

日高市は、首都40km圏内に位置し、清流「高麗川」や関東百名山の一つである「日和田山」のほか、秋になると日本一と称される500万本の曼珠沙華が咲き誇る「巾着田」など、豊かな自然に恵まれたまちです。



この豊かな自然を次世代に引き継ぐため、平成22年4月に「日高市環境基本条例」を制定し、その基本理念の達成に向け、平成23年3月には「日高市環境基本計画」を策定しました。その後、平成28年3月に計画中期の見直しを行い、地球温暖化や気候変動など地球規模の問題からごみの減量や騒音、悪臭、管理されていない空き地等、身近な生活環境問題への対応など、多岐多様な施策を総合的に進めてまいりました。

また、令和2年10月には内閣総理大臣の所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、当市においても令和3年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会構成5市（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）により「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行いました。

このたび、令和3年3月に現計画の期間が満了となることから、昨今の社会情勢や本市を取り巻く状況などを踏まえ、新たな基本目標と取組方針を定めるとともに、望ましい環境像に「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」を掲げ、第2次日高市環境基本計画を策定いたしました。

かねてより「まちづくりは人づくり」を念頭に市政に取り組んでまいりましたが、この計画の推進にあたっては、まさにその人づくりが必要不可欠です。

本計画には、新たな取組として「教育・協働」分野を取入れ、市、市民及び事業者の全てが主体となって自らの責任と役割を認識し、連携協力しながら環境活動に取り組むこととしております。

「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました日高市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

日高市長 谷ヶ崎 照雄

# 埼玉県西部地域まちづくり協議会

## (所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)

### 「ゼロカーボンシティ」共同宣言

～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、世界規模で自然災害が増加しています。今後、さらなる頻発化、激甚化が予想されており、環境に対する社会の意識や関心が高まるなかで、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」とされ、また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

環境省では、こうした目標の達成に向けて、「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明を呼び掛けています。

このことから、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会では、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を活かしながら、市域を越え、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

【令和3年2月15日】

## 目次

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1章 | 基本的な考え方.....                      | 1  |
| 1.  | 計画策定の背景.....                      | 1  |
| 2.  | 計画の目的.....                        | 4  |
| 3.  | 計画の性格と位置付け.....                   | 4  |
| 4.  | 計画の期間.....                        | 5  |
| 5.  | 対象とする範囲.....                      | 5  |
| 6.  | 計画の推進主体と役割.....                   | 7  |
| 7.  | 計画の構成.....                        | 8  |
| 第2章 | 日高市の現況.....                       | 9  |
| 1.  | 位置条件.....                         | 9  |
| 2.  | 土地利用状況.....                       | 10 |
| 3.  | 人口・世帯.....                        | 11 |
| 4.  | 産業.....                           | 12 |
| 第3章 | これまでの取組評価.....                    | 13 |
| 1.  | 第1次計画における取組状況.....                | 13 |
| 2.  | 市民・事業者アンケート結果の概要.....             | 16 |
| 第4章 | これからの日高市に求められていること.....           | 22 |
| 第5章 | 計画の目標.....                        | 23 |
| 1.  | 望ましい環境像.....                      | 23 |
| 2.  | 基本目標.....                         | 23 |
| 3.  | 施策の体系.....                        | 24 |
| 第6章 | 施策の展開.....                        | 25 |
|     | 基本目標1.【地球環境】                      |    |
|     | 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり..... | 25 |
|     | 取組方針1：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....  | 26 |
|     | 取組方針2：日高市気候変動適応計画.....            | 31 |
|     | 取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画.....      | 36 |
|     | 取組方針4：廃棄物に関する方策.....              | 38 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 基本目標 2.【自然環境】                         |    |
| 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり .....         | 41 |
| 取組方針 1：みどりの保全と創出 .....                | 43 |
| 取組方針 2：水辺環境の保全 .....                  | 43 |
| 取組方針 3：生物多様性の保全 .....                 | 44 |
| 基本目標 3.【生活環境】                         |    |
| 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり .....    | 45 |
| 取組方針 1：健康・安全の確保（典型 7 公害、生活公害など） ..... | 48 |
| 取組方針 2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど） .....    | 49 |
| 基本目標 4.【教育・協働】                        |    |
| 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり .....           | 50 |
| 取組方針 1：学びの場の創出 .....                  | 53 |
| 取組方針 2：協働の充実 .....                    | 53 |
| 第 7 章 環境配慮指針 .....                    | 55 |
| 基本目標 1.【地球環境】                         |    |
| 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり .....    | 56 |
| 取組方針 1：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） .....    | 56 |
| 取組方針 2：日高市気候変動適応計画 .....              | 57 |
| 取組方針 3：日高市雨水の利用の推進に関する計画 .....        | 58 |
| 取組方針 4：廃棄物に関する方策 .....                | 58 |
| 基本目標 2.【自然環境】                         |    |
| 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり .....         | 60 |
| 取組方針 1：みどりの保全と創出 .....                | 60 |
| 取組方針 2：水辺環境の保全 .....                  | 61 |
| 取組方針 3：生物多様性の保全 .....                 | 62 |
| 基本目標 3.【生活環境】                         |    |
| 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり .....    | 63 |
| 取組方針 1：健康・安全の確保（典型 7 公害、生活公害など） ..... | 63 |
| 取組方針 2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど） .....    | 64 |
| 基本目標 4.【教育・協働】                        |    |
| 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり .....           | 65 |
| 取組方針 1：学びの場の創出 .....                  | 65 |
| 取組方針 2：協働の充実 .....                    | 65 |
| 第 8 章 計画の推進体制と進捗管理 .....              | 67 |
| 1. 推進体制 .....                         | 67 |
| 2. 進捗管理 .....                         | 67 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 資料編.....                         | 69 |
| 資料1 第2次日高市環境基本計画の策定経過.....       | 70 |
| 資料2 第2次日高市環境基本計画の策定について（諮問）..... | 71 |
| 資料3 第2次日高市環境基本計画の策定について（答申）..... | 72 |
| 資料4 日高市環境審議会委員名簿.....            | 73 |
| 資料5 市民・事業者アンケート調査結果の概要.....      | 74 |
| 資料6 第1次計画における庁内進捗状況調査結果の概要.....  | 88 |
| 資料7 日高市環境基本条例.....               | 96 |
| 資料8 用語集.....                     | 99 |

※ 本計画中「＊」を付した用語は、資料編の資料8で解説を掲載しています。



# 第1章 基本的な考え方



## 1. 計画策定の背景



### （１）環境基本計画に関するこれまでの略歴

私たちを取り巻く環境は日々変化しており、現在でも様々な問題がクローズアップされています。地球規模で広がっている温暖化やそれに起因するとされる気象災害\*、人間活動の影響を受けた動植物の消失や生態系\*の変化、プラスチックごみをはじめとしたごみ問題など、人類の生存そのものに対する脅威となっています。私たちの日々の生活でも、新型コロナウイルス\*の感染拡大防止のための「新しい生活様式\*」や、「2050年カーボンニュートラル宣言」による脱炭素化\*に向けた取組など、日々変化していく環境問題に適応したライフスタイルが求められています。

1992（平成4）年にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）\*を皮切りに、日本でも地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて環境基本法（平成5年法律第91号）が施行され、国全体の環境保全に関する基本的方向を示す計画として「環境基本計画」が策定されました。平成30年4月には第5次となる環境基本計画が閣議決定され、SDGsの考え方を活用しつつ、6つの重点戦略を環境政策として展開しています。

また、埼玉県では平成24年7月に第4次となる「埼玉県環境基本計画～持続可能な埼玉の未来を描く～」が策定され、平成29年3月にはその計画が見直され、5つの長期的な目標と20の施策展開の方向が示されています。

国や県の環境施策を推進するために、各地方自治体もそれぞれの地域環境に適した施策を講じていくことが求められています。

本市でも、日高市環境基本条例（平成22年条例第9号）に基づき、市民の健康で文化的な生活を確保するため、平成23年3月に10年間を計画期間とする「日高市環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定しました。中間年度にあたる平成28年度には進捗状況を振り返り、計画の見直しを行った後期計画を策定し、今日まで環境に関する施策を推進してきました。

今回、今までの環境施策の展開を見直し、これからの本市の環境課題に対応するため、今後10年間を見据えた「第2次日高市環境基本計画」（以下、「本計画」とします。）を、市民参加（アンケート調査、市民コメントの実施及び環境審議会）により策定しました。

## （２）本市を取り巻く世界・国・県の動向

### ① 地球温暖化関連

近年、集中豪雨などの異常気象による大規模な災害が頻発しており、それらの原因の１つが地球温暖化によるものとされています。地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガス\*が増え、地球の平均気温が上昇する現象を指します。

２０１５（平成２７）年に第２１回気候変動枠組条約\*締約国会議（COP２１）で採択された「パリ協定\*」では、世界共通の目標として「平均気温の上昇を産業革命以前と比べて２℃よりも十分低く保つとともに、１.５℃に抑える努力を追求すること」とされています。

日本では、「パリ協定」に基づき、２０１６（平成２８）年度に策定した「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を２０３０（令和１２）年度までに２０１３（平成２５）年度比で２６％削減する目標を設定しています。そのような中、令和２年１０月、菅首相が所信表明演説において「わが国は２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とした「２０５０年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。今後、全国的に脱炭素化に向けた取組が求められます。

### ② 廃棄物関連

現在でも、全国的には廃棄物の増加に伴う最終処分場の不足等が課題となっており、ごみの排出量そのものの抑制を目指しています。国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却するため、３Ｒ\*（発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))の推進が図られています。

近年は海洋プラスチック\*や、大きさが５mm以下のマイクロプラスチック\*といったプラスチックごみの排出が問題となっており、生態系に悪影響を与えることが危惧されています。これに対応するため、令和２年７月には小売店などで商品を入れるプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。

一人一人が生活する中で、プラスチックごみの抑制、リサイクル活動の促進など、環境に配慮したライフスタイルが求められています。

### ③ 動植物・生態系・生物多様性\*関連

１９９２（平成４）年に生物多様性条約\*が採択され、世界各国で生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。２０１０（平成２２）年に愛知県で開催された生物多様性条約第１０回締約国会議（COP１０）では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された「愛知目標\*」が採択されました。この目標達成のため、政府間組織「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）\*」が２０１２（平成２４）年４月に設



立され、世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、平成20年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、平成24年には愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、「生物多様性」の認知度向上や生態系ネットワーク\*の整備等に取り組んでいます。

また地方自治体においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における様々な取組を進めていくことが望まれています。

本市には豊かな自然が数多く残されており、人々の憩いの場ともなっています。生き物の保全や生態系ネットワークを意識した生息・生育環境を保全しつつ、それらを生かした快適環境が求められています。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症の流行による日常生活

2019(令和元)年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。

日本でも政府から緊急事態宣言\*が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

感染の拡大防止策として、咳エチケットの励行、テレワークの推奨や、3つの密(密閉、密集、密接)を回避する行動など、「新しい生活様式」が求められています。

#### ⑤ SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsは、2015(平成27)年9月の国連サミット\*にて全会一致で採択された国際目標です。地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性\*のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲットが定められています。1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィット\*を目指すことができるという特徴があります。

本市においても、SDGsの考えを取り入れた取組を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。



SDGs17の目標

出典:国際連合広報センター

## 2. 計画の目的



本計画は、第6次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」の実現を、日高市環境基本条例第3条の基本理念の下に環境面から目指すものです。

### 日高市環境基本条例 （抜粋）

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

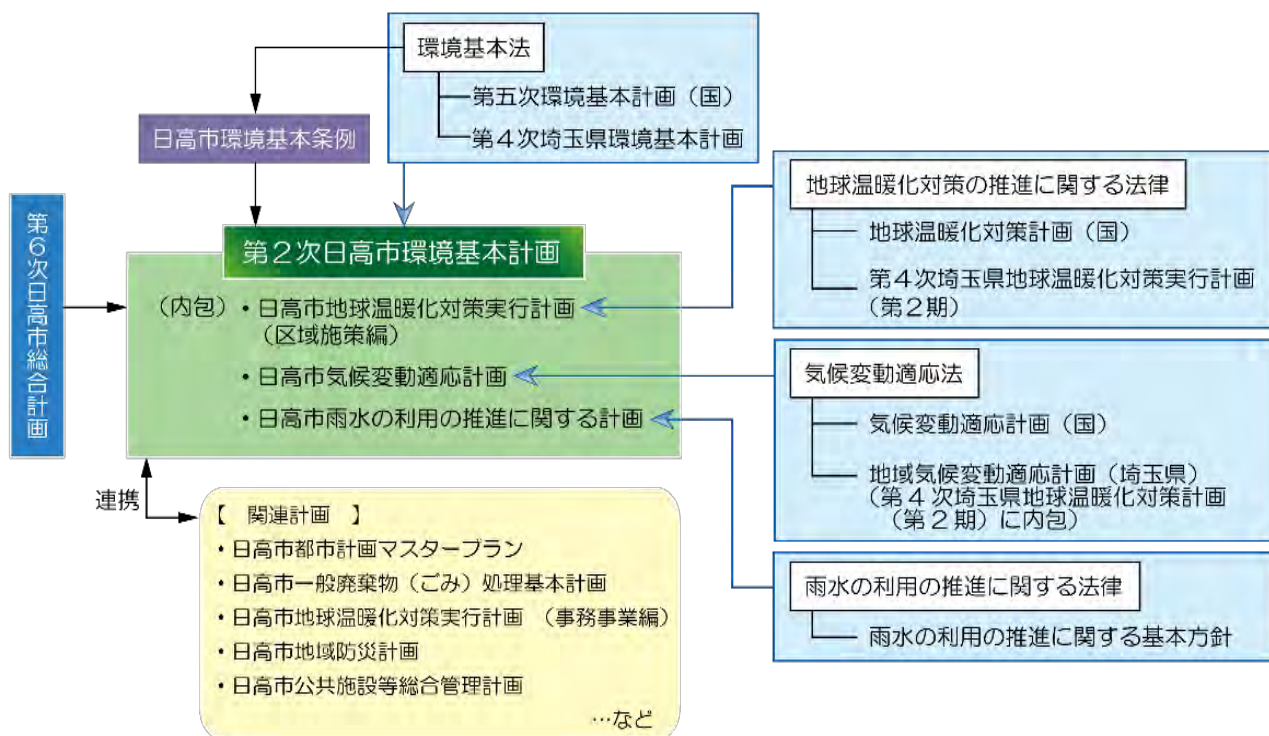
3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

## 3. 計画の性格と位置付け



本計画は、「日高市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めるもので、良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を示し、市、市民及び事業者が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。そのため、国や県の環境基本計画などの関連計画や、本市で定める他の個別計画と連携し推進していくこととします。

なお、近年では国内外において地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、温室効果ガスの排出量削減（緩和策）と地球温暖化による影響への対策（適応策）が求められています。市、市民及び事業者が協働して地球温暖化に対応する施策の運用と取組を実施し、着実な成果を実現するため、第1次計画の後期計画に内包された「日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、第2次となる「日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画に包含するほか、第1次となる「日高市気候変動適応計画」及び「日高市雨水の利用の推進に関する計画」を包含することとします。



本計画の位置付け(イメージ)

## 4. 計画の期間



本計画の期間は第6次日高市総合計画との整合を図り、本計画に内包する日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、日高市気候変動適応計画及び日高市雨水の利用の推進に関する計画も合わせ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、毎年、進捗状況を確認するとともに、おおむね5年を目途に経済社会情勢の変化や市の制度の整備等の状況に合わせ見直しをすることとします。

## 5. 対象とする範囲



### （1）対象地域

本計画の対象地域は、日高市全域を対象とします。なお、環境保全及び創造には、近隣市町村との連携や埼玉県全体、あるいは地球規模までの取組も求められることから、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

## （２）対象分野

本計画で対象とする分野は以下のとおりとします。

### 地球環境

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関することです。生活の身近な活動が与える地球への負荷などに関する要素が含まれます。

（キーワード：地球温暖化、エネルギー利用、水循環、廃棄物と資源循環\*）

### 自然環境

動植物や生態系に関わることです。地域の豊かな自然環境の保全・創出などに関する要素が含まれます。

（キーワード：生態系ネットワーク、生物多様性）

### 生活環境

日常生活における空気や騒音、美化など、精神的・身体的な健康面や安心・安全面に関わる環境のことです。都市型公害やまちの美化に関する要素が含まれます。

（キーワード：典型7公害\*、生活公害\*、有害化学物質、空家・空き地、景観）

### 教育・協働

市、市民及び事業者の環境に関する相互の協力・支援活動や関心を高めるための教育面に関わることです。環境教育に関する要素が含まれます。

（キーワード：環境教育・環境学習、環境情報、環境ビジネス\*、パートナーシップ）

## 6. 計画の推進主体と役割



本計画は、市、市民及び事業者の三者が主体となって推進します。



### 市

市は、日高市環境基本条例及び本計画に基づき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けての各施策を展開します。また、市民・事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動を推進します。さらに、市自らが1つの事業者であることを認識し、市が実践する事務及び事業において率先した環境保全活動に取り組みます。



### 市民（市民団体を含む）

市民は、本市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギー\*など日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していくことが求められています。

また、市民団体は、市民の単独的な取組では困難な環境保全活動を、組織的に行うことにより可能にする役割を担います。



### 事業者

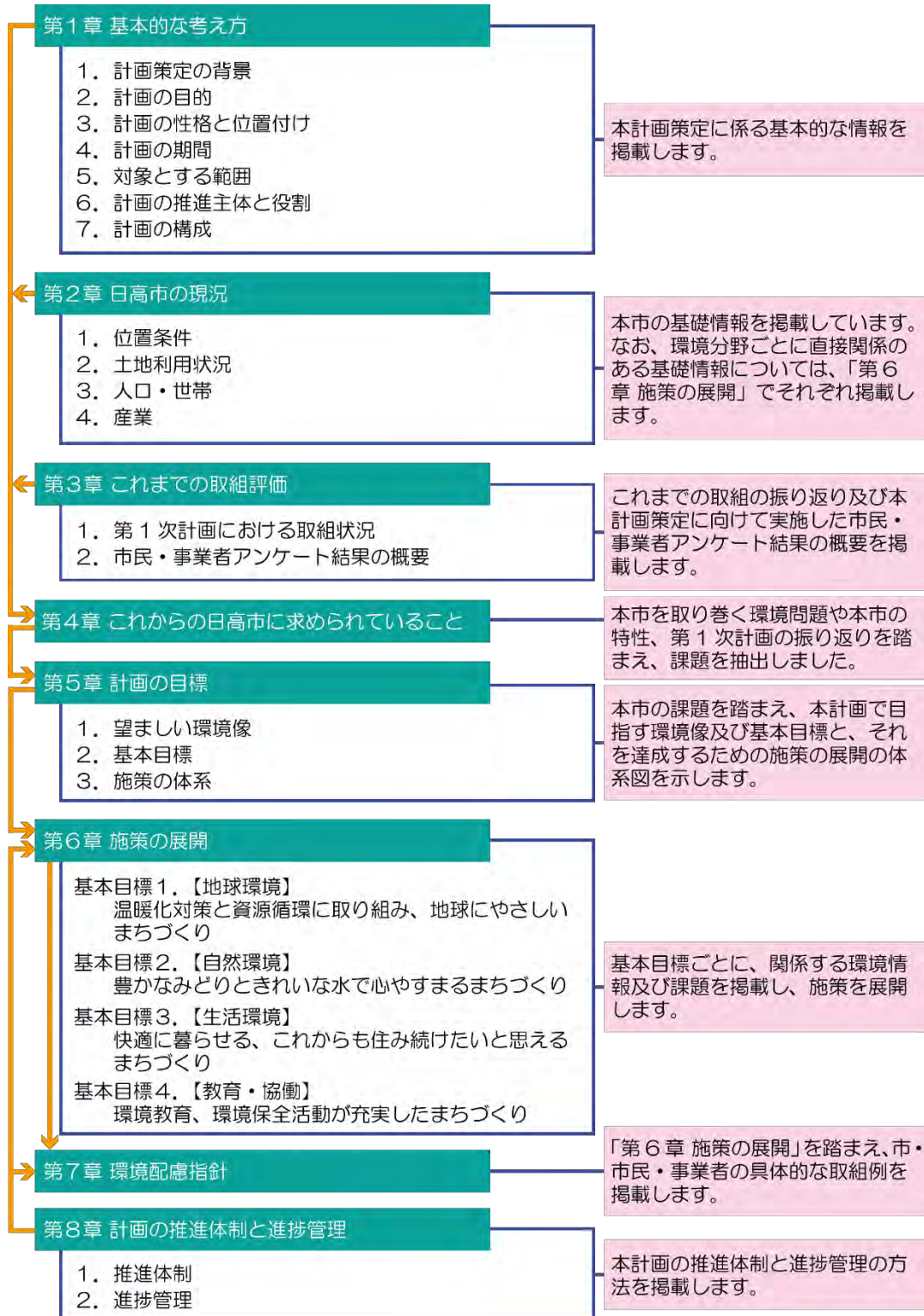
事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進めるとともに、公害の防止、環境の保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められています。



## 7. 計画の構成



本計画は全8章で構成されています。各章のつながりと主な内容は以下のとおりです。



本計画の構成(イメージ)

## 第2章 日高市の現況

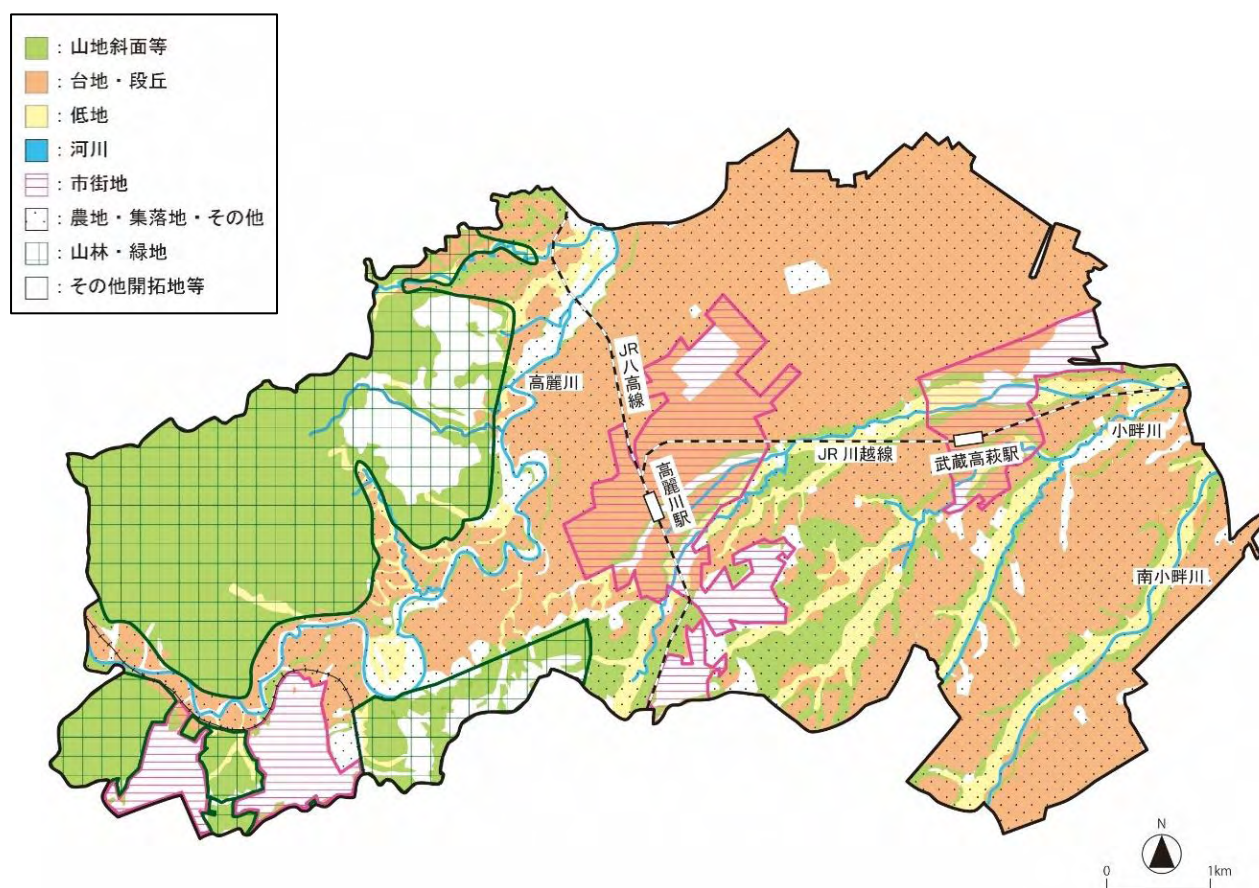


### 1. 位置条件



本市は埼玉県南西部に位置し、首都40km圏内にあります。東西約11.1km、南北約6.0kmで、面積は47.48km<sup>2</sup>であり、東は川越市、南東は狭山市、南から西は飯能市、北は坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町に接しています。

市東部はなだらかな台地からなり、武蔵野の面影が色濃く残る市街地です。市西部は秩父山地と高麗丘陵で、標高100～300mの丘陵や山岳が連なり、県立奥武蔵自然公園に指定されています。また丘陵地と台地の間を高麗川が東に流れています。



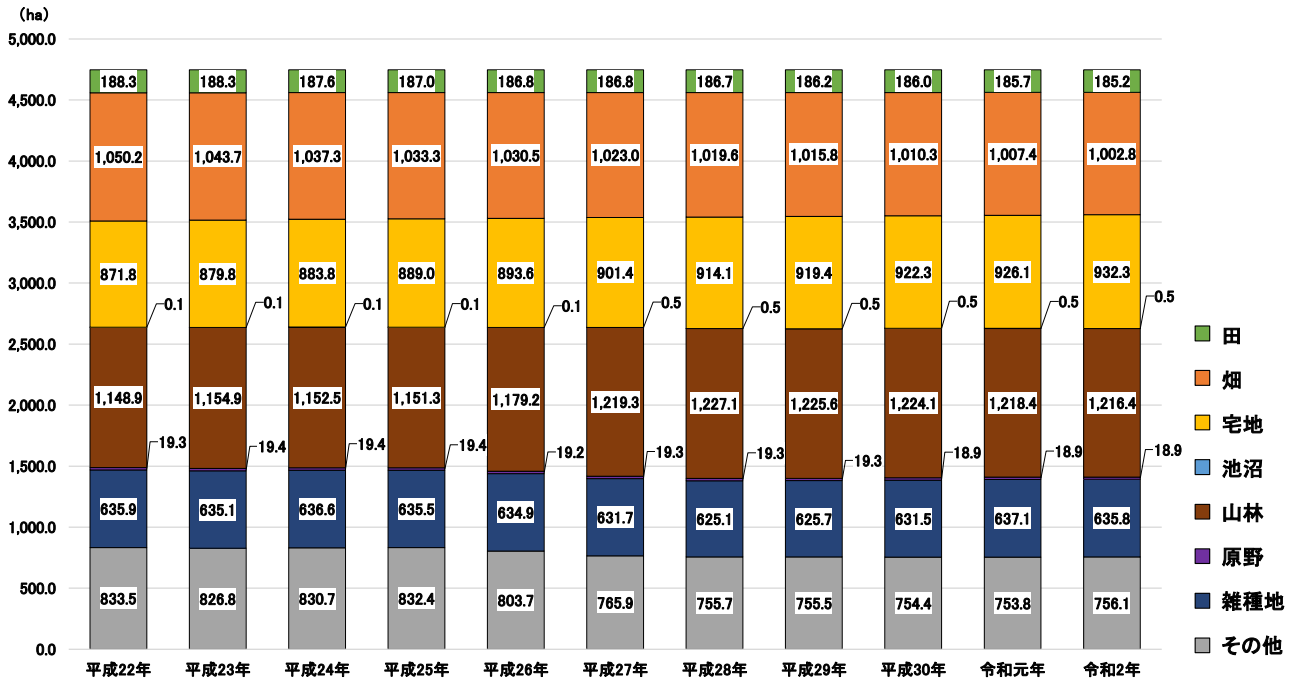
日高市の地形分類

参考：土地条件図(国土交通省,国土地理院地図)及び日高市都市計画マスタープラン(改訂版)(日高市)を基に作成

## 2. 土地利用状況



本市は山林が最も多くを占めています。平成22年からの分類別の面積の推移では、田と畑が若干減少傾向にあるのに対して、宅地が増加傾向にあります。

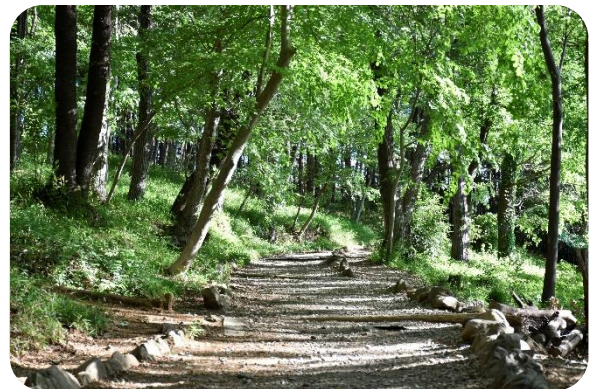


地目別土地分類の推移

出典:「統計ひだか」(日高市)



田園風景



山林の風景

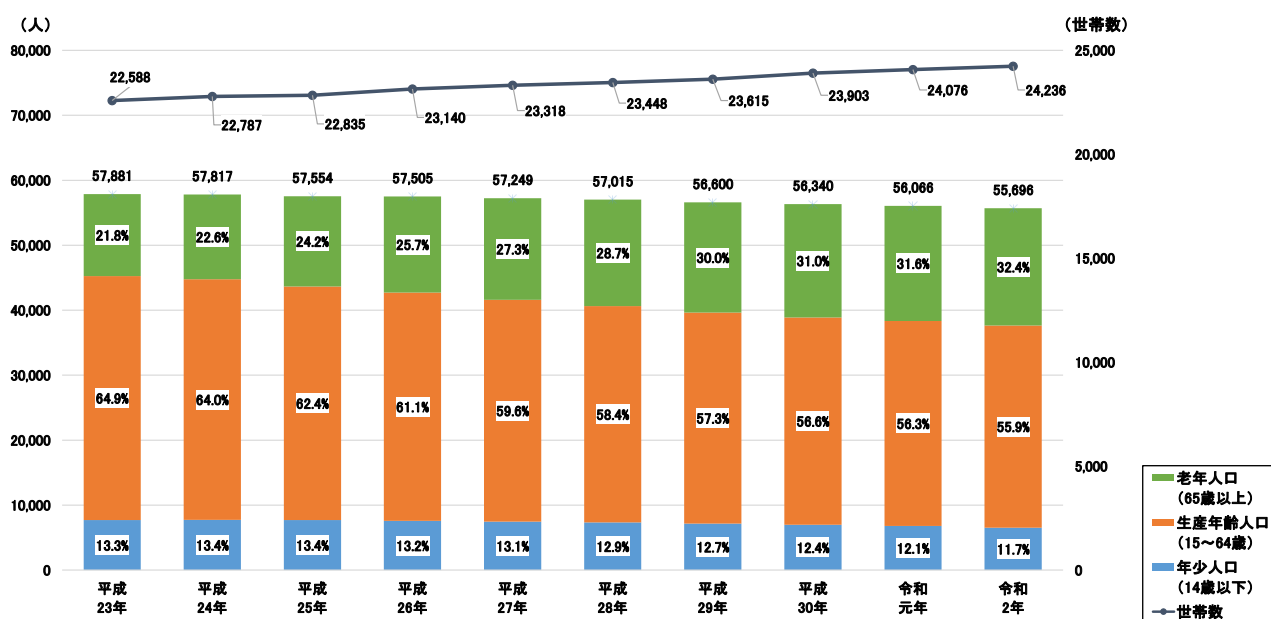


### 3. 人口・世帯



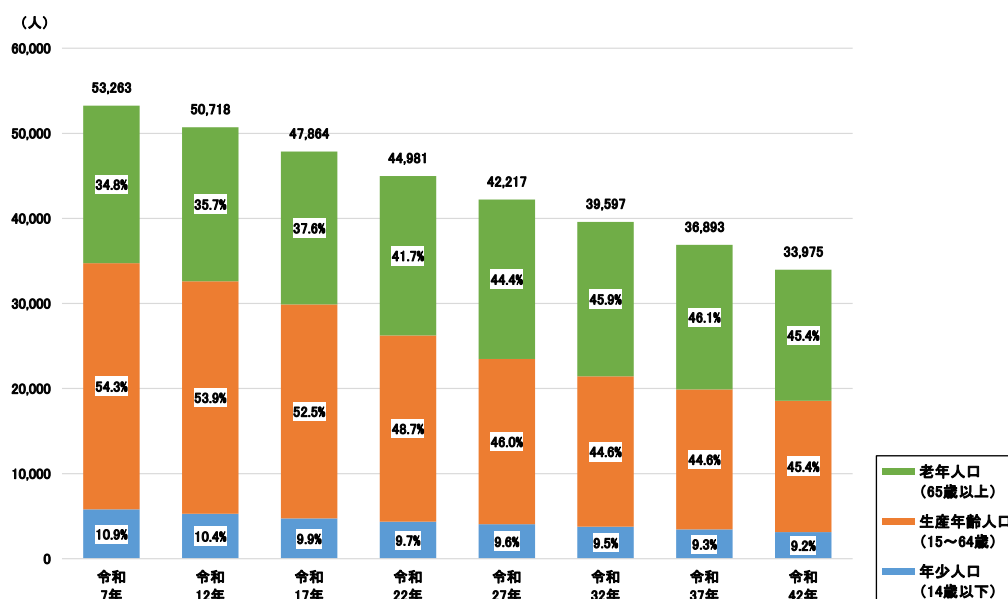
本市の人口の推移を見ると、総人口は平成24年以降減少に転じています。老年人口が増加しており、高齢化の傾向がうかがえます。また、世帯数は年々増加しており、単身世帯や核家族が増えていると推測されます。

なお、「第6次日高市総合計画」による将来人口推計では、今後も総人口は減少し、割合としては老年人口が高くなるとされています。



日高市の総人口と年齢別人口割合と世帯数の推移

出典:「統計ひだか」(日高市、各年1月1日現在)



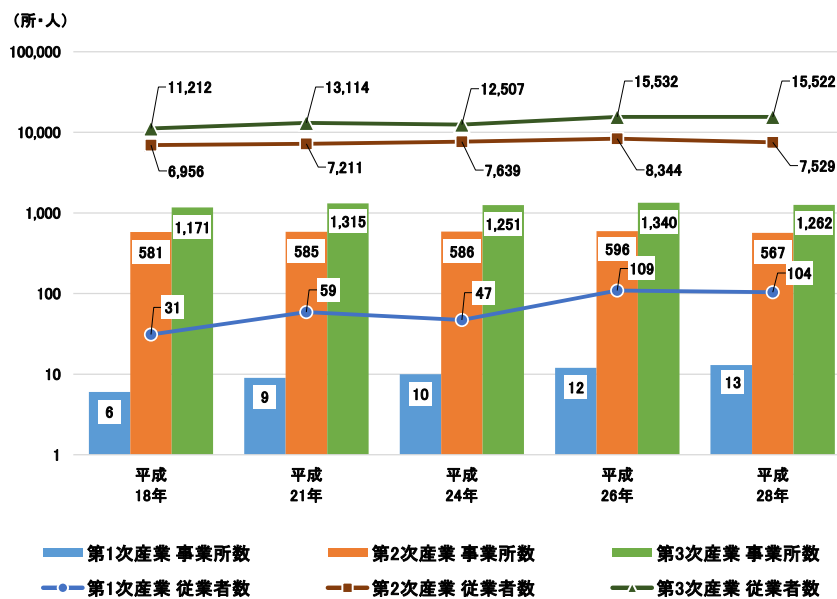
日高市の将来人口推計と年齢別人口割合

出典:「第6次日高市総合計画」(令和2年度策定、日高市)に加筆

## 4. 産業



本市の産業は、事業所数・従業者数共にサービス業を主とした第3次産業が最も多く占めていますが、製造業を主とした第2次産業も多く占めています。推移を見ると、第2次産業及び第3次産業は、事業所数・従業者数共に平成26年までは増加傾向にあり、平成28年では減少しています。第1次産業も、従業者数は平成26年に大幅に増加し、平成28年に若干減少していますが、事業所数は平成18年以降増加傾向にあります。



日高市の産業分類別事業所数と従業者数の推移

出典:「埼玉県統計年鑑」(埼玉県)

### コラム

### 産業の分類

- 第1次産業：農業、林業及び水産業を指し、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業です。
- 第2次産業：製造業、建設業など、主に第1次産業で生産した原材料を加工する産業です。
- 第3次産業：金融、保険、卸売業、サービス業、情報通信業など、目に見えないサービスや情報などの提供を行う産業です。

## 第3章 これまでの取組評価



### 1. 第1次計画における取組状況



第1次計画における進捗状況を調査し、基本目標ごとに振り返りを行い、施策を推進する中で課題を抽出しました。なお、ここでは主な取組について抜粋し掲載しており、基本目標ごとの取組内容の詳細は資料編に掲載します。

#### 基本目標 1. 山と水と生き物に囲まれたまちをめざして（自然環境）

##### ◆ これまでの主な取組 ◆

- ✧ 緑の保全推進事業では、自然環境保全のPRやボランティアとの協働による日和田山（ふるさとの森第1号地）の整備等を行いました。
- ✧ 林業振興事業では、林業経営の再生等を図りました。
- ✧ 遊休農地\*活用促進事業では、農地の有効活用等を図りました。
- ✧ 農業後継者対策事業では、子どもたちが農業にふれる機会の創出、認定農業者制度\*の推進等を図りました。
- ✧ 清流保全対策事業では、河川の水質の状況の把握やウグイの放流イベント等を行いました。
- ✧ 河川・水路整備事業では、護岸整備等を行いました。
- ✧ 鳥獣対策事業では、特定外来生物\*であるアライグマの駆除を行いました。
- ✧ 有害鳥獣\*駆除対策事業では、有害鳥獣被害防止対策研修会の開催や野生動物被害防止柵設置補助金の創設を行いました。

##### ◆ 振り返り ◆

ボランティアとの協働による植樹などによりみどりの保全と創出に努めてきましたが、令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動そのものが制限されています。今後は「新しい生活様式」に配慮した活動の検討が必要となります。

農地の有効活用や担い手確保など積極的に施策を展開し、認定新規就農者数は毎年増加しています。一方、遊休農地面積は増加傾向にあり、農業者の高齢化による離農などが要因となっています。農地を保全するため、新たな担い手の確保及び農地の利用集積などの有効活用を図ることが求められています。

その他、特定外来生物であるアライグマをはじめとした有害鳥獣による被害が多くなっています。気候変動による生態系の変化や生物多様性保全も含め、市内の動植物の把握と有害鳥獣の駆除が求められています。

## 基本目標2. 健康で安心・安全に暮らせるまちをめざして（生活環境）

### ◆ これまでの主な取組 ◆

- ✧ 生活排水対策事業では、合併処理浄化槽\*への転換及び適正な維持管理について普及と啓発を行いました。
- ✧ 管渠（きょ）\*整備事業では、汚水管渠（きょ）の布設を行いました。
- ✧ 浄化センター維持管理事業では、汚水処理施設の適正な維持管理や設備の修繕を行いました。
- ✧ 公害対策事業では、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁に関する相談に対する迅速な対応・処理を行いました。また、関係する調査の実施と公開を行い、市民の健康管理や安心安全につなげました。
- ✧ 生活環境衛生事業では、庁舎敷地内の空間放射線量測定\*を実施しました。
- ✧ 環境美化推進事業では、「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」に区とボランティア団体等に参加していただきました。空き地や道路等に捨てられていたごみを減らすことで、ごみを捨てにくい環境づくりを行いました。

### ◆ 振り返り ◆

数値目標として設定した大気・水質に関する環境基準はおおむね達成しています。しかしながら、騒音・振動・悪臭・大気汚染等への相談は多く寄せられており、事業者と協力した対策が求められています。

公共下水道の整備については、今後も継続して事業を推進するとともに適切な維持管理が必要となります。

また、「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」についても引き続き、ごみを捨てにくいまちを目指すとともに、「新しい生活様式」に配慮した開催方法を検討することが求められています。

## 基本目標3. 文化的で心地よく過ごせるまちをめざして（文化環境）

### ◆ これまでの主な取組 ◆

- ✧ 放置自転車対策事業では、公共の場所等に放置された自転車を撤去しました。
- ✧ 都市公園等維持管理事業では、都市公園等の維持管理に努めました。
- ✧ 災害復旧事業では、台風被害への初動対応の体制を整備しました。
- ✧ 雨水排水整備事業では、雨水排水施設の整備を行いました。
- ✧ 交通安全施設整備・維持管理事業では、道路照明灯の設置や維持管理等を行いました。

## ◆ 振り返り ◆

災害の発生に備えた体制整備を推進し、自主防災組織\*率は100%となりました。今後も災害の発生に備え、防災・減災対策を講じていく必要があります。

## 基本目標4. 地球のことを考えて行動するまちをめざして（地球環境）

### ◆ これまでの主な取組 ◆

- ✧ 地球温暖化対策推進事業では、各種省エネシステムの設置補助、エコライフ DAY\*を実践しました。
- ✧ バス交通利用促進事業では、バス教室を開催し、バスの利用促進を図りました。
- ✧ 特産品創出事業では、日高市ブルーベリー研究会としてブルーベリージャムを生産し、市民まつり等で販売しました。
- ✧ 学校給食事業では、地場産食材の積極的な使用に努めました。
- ✧ ごみ減量化再資源化推進事業では、ごみの減量化、再資源化を図るため、広報ひだかや各種イベント等を通じて啓発活動を行いました。また、集団資源回収\*の奨励について広報ひだか等に掲載するとともに、家庭から出る剪（せん）定枝をチップ化して再利用しました。
- ✧ 緑の保全推進事業では、「川ガキ・山ガキ自然塾」の開催のほか、市民の森一日和田山環境ボランティアによる日和田山の整備や自然観察会を実施しました。
- ✧ 清流保全対策事業では、ウグイの放流イベントを開催しました。

## ◆ 振り返り ◆

地球温暖化対策として省エネルギーの推進や再生可能エネルギー\*の導入を図ってきましたが、引き続き地球温暖化対策に向けた意識啓発などのソフト面と、施設・設備の省エネルギー化などのハード面の施策を並行して進めていくことが必要です。

また、市民1人当たりの年間ごみ総排出量は減少傾向にありますが、引き続きごみの排出削減に努めていく必要があります。

その他、公共交通機関の利用促進や地産地消\*など引き続き推進する必要があります。

## 2. 市民・事業者アンケート結果の概要



### （１）市民・事業者アンケート実施の目的と実施状況

本計画を策定するに当たり、市域の環境への意識調査を目的に、市民及び事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。アンケート結果は本計画策定の参考としておりますが、ここでは本市全域を通した重点課題や注目すべき内容に関する結果のみ掲載します。なお、その他の設問については、後述の「第５章 施策の展開」及び資料編にも掲載しています。

アンケートの実施状況は下表のとおりです。

（令和２年度実施）

|          | 配布数   | 回収数 | 回収率   | 有効回答率 |
|----------|-------|-----|-------|-------|
| 市民アンケート  | 2,000 | 840 | 42.0% | 42.0% |
| 事業者アンケート | 200   | 76  | 38.0% | 38.0% |

### （２）アンケート結果概要

#### ① 市民・事業者が感じる地域の満足度・重要度



本市の環境について、満足度・重要度の調査を実施した結果から、スコアを算出し、比較を行いました。

市民アンケートでは、満足度も重要度も総体的に高い傾向にありました。そのうち、最も満足度が高かった項目は「自然」であり、最も低かったのは「まちなみの美しさ」でした。重要度については、「生活排水による河川などの汚濁防止」が最も高い結果となりました。一方、低かったのは「環境保全活動を行う団体の育成・支援の推進」及び「太陽光発電の設置など再生可能エネルギーの普及・推進」でした。重要度については事業者アンケートでも同様の項目が高い結果となりました。

日和田山をはじめとする多くの自然環境を有する本市の特徴が反映され、自然環境への満足度は高いと考えられます。特に、高麗川をはじめとする河川を身近に感じられることも本市の特徴であり、河川の水質保全を重要視する傾向が見受けられました。また、「まちなみの美しさ」について、関連する「ポイ捨て、不法投棄、ペットのふん対策などのマナーの啓発」の重要度が高く、こうしたまちの美化・景観への対策が必要となってくると考えられます。



● 満足度（市民アンケート） ●

| 項目       | 満足度評価（スコア）                                                                        |             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 自然       |  | （4.15 ポイント） |
| 空気       |  | （4.10 ポイント） |
| 音の静かさ    |  | （3.67 ポイント） |
| 河川等の水質   |  | （3.58 ポイント） |
| におい      |  | （3.52 ポイント） |
| まちなみの美しさ |  | （3.40 ポイント） |

● 重要度（市民・事業者アンケート） ●

| 環境分野  | 項目                                | 重要度評価（スコア）                                                                            |        |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 地球環境  | ごみ減量・再資源化の推進                      |    | （4.37） |
|       | 廃棄物の適正処理の推進                       |    | （4.33） |
|       | 省資源・省エネルギーの推進                     |    | （4.13） |
|       | 地産地消などの推進                         |   | （3.96） |
|       | 太陽光発電の設置など再生可能エネルギーの普及・推進         |  | （3.63） |
| 自然環境  | 自然保護                              |  | （4.43） |
|       | 鳥獣被害対策（アライグマやイノシシ等からの農作物や人的被害の対策） |  | （4.12） |
|       | 自然とふれあえる場の整備                      |  | （4.07） |
| 生活環境  | 生活排水による河川などの汚濁防止                  |  | （4.49） |
|       | ポイ捨て、不法投棄、ペットのふん対策などのマナーの啓発       |  | （4.40） |
|       | 大気汚染・騒音・悪臭などの公害対策                 |  | （4.34） |
|       | 公共下水道や合併処理浄化槽への転換の推進              |  | （4.28） |
|       | 空き地・空家の管理対策                       |  | （4.18） |
|       | 浄化槽設置者に対する適正管理の啓発                 |  | （3.98） |
| 教育・協働 | 環境保全活動を行う団体の育成・支援の推進              |  | （3.62） |

（令和 2 年度実施）

### 【 スコアの算出方法 】

1～5ポイントの5段階で評価し、平均点で比較しました。

例えば、回答者5人中5人が「重要である」と回答した場合、スコアは5ポイントとなります。

なお、重要度については、市民アンケートと事業者アンケートのスコアの平均値です。

重要でない・・・・・・1ポイント

あまり重要でない・・・・2ポイント

どちらともいえない・・3ポイント

やや重要である・・・・4ポイント

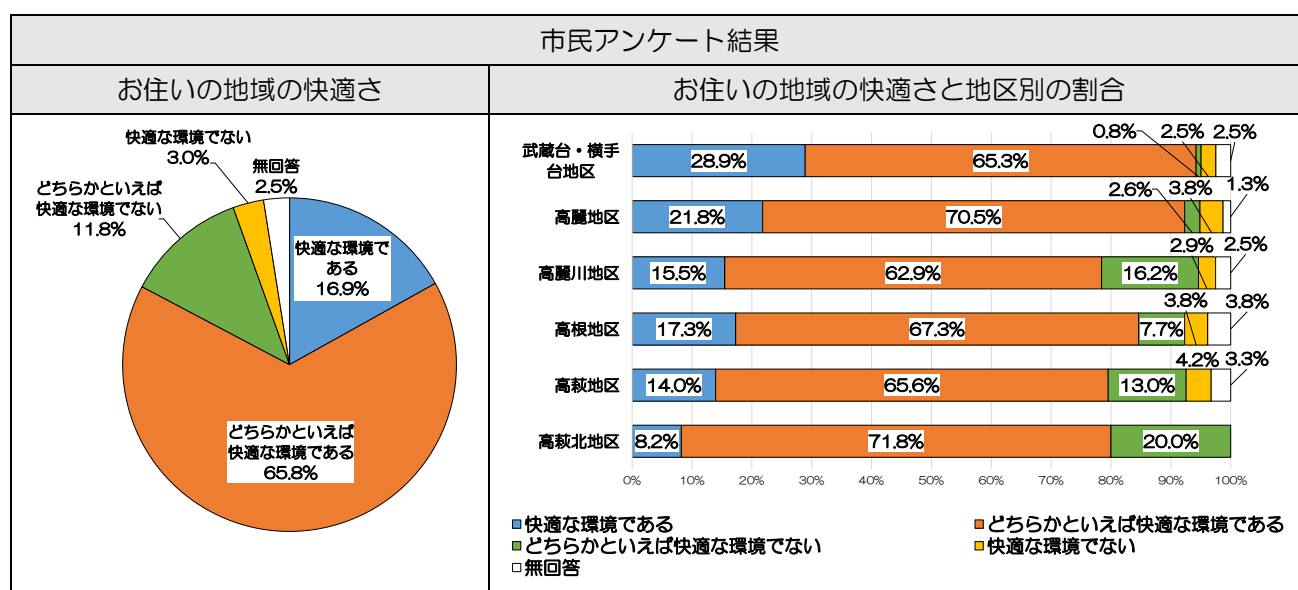
重要である・・・・・・5ポイント

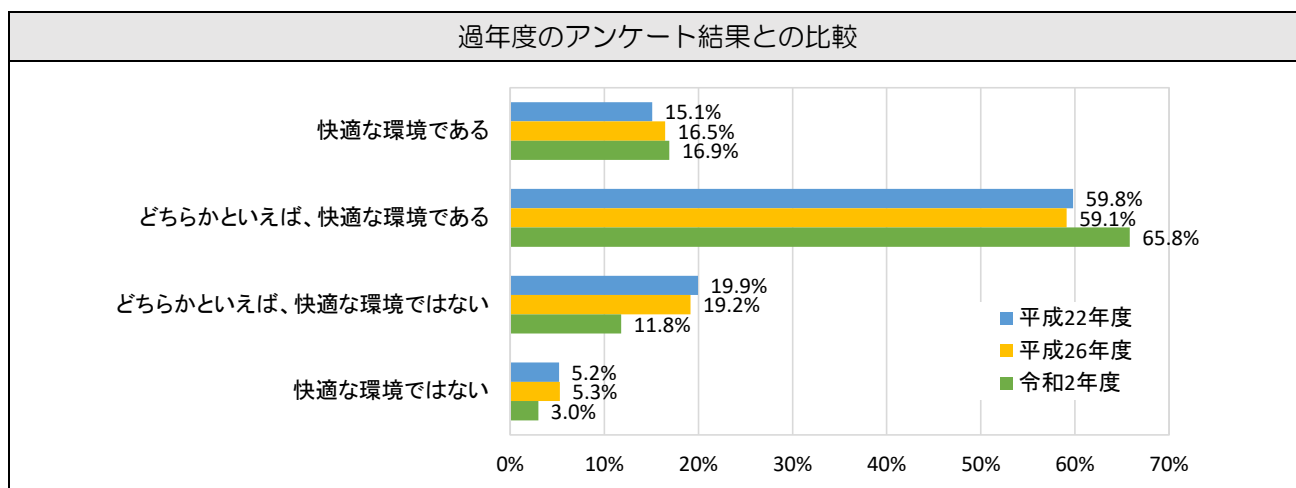
## ② 地域の快適さ



市民アンケートによる地域の快適さについては、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が最も高く、特に回答者を地域別に見ると快適さを高く感じているのは武蔵台・横手台地区でした。対して「快適な環境である」、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が低かったのは高萩北地区及び高麗川地区でした。両地区とも、その他の地区と比べて「にこい」についての満足度が低い結果となったため、感覚公害\*への対策が求められると考えられます。

第1次前期計画及び後期計画策定時に行った市民アンケートと比較すると、「快適な環境である」、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が増加しており、本市全体での快適環境が向上していることがうかがえます。

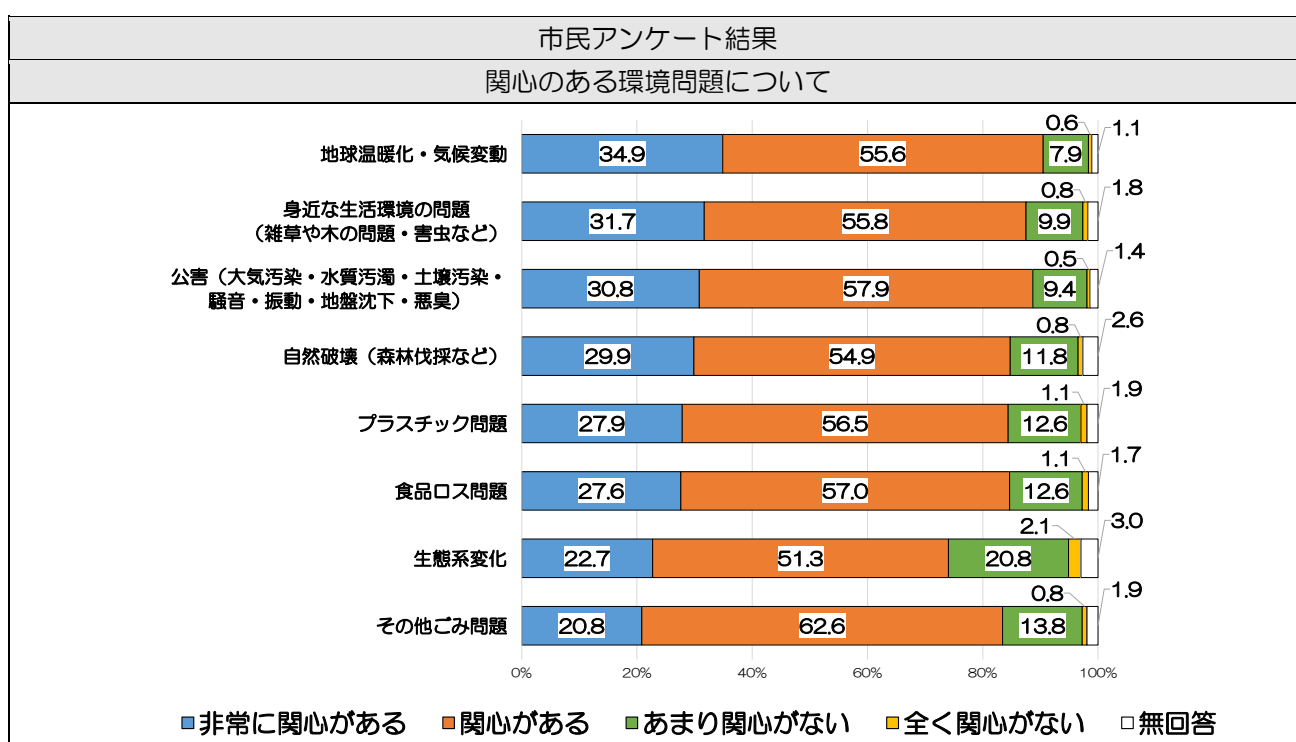




### ③ 関心のある環境問題



市民アンケートにおいて、各環境問題について関心度合いを調査したところ、「地球温暖化・気候変動」が最も高く、次いで「身近な生活環境の問題」、「公害」が高い結果となりました。地球温暖化や気候変動は地球規模の課題であり、その影響は私たちの身近にも感じられるようになっています。また、長く住んでいる市民が多い本市にとって、身近な生活環境の問題は関心の度合いが高いようです。対して、近年、徐々に取り上げられるようになったプラスチック問題や食品ロス\*の問題は、今後啓発を図るとともに、市民一人一人が問題の解消に向けて行動することが求められています。



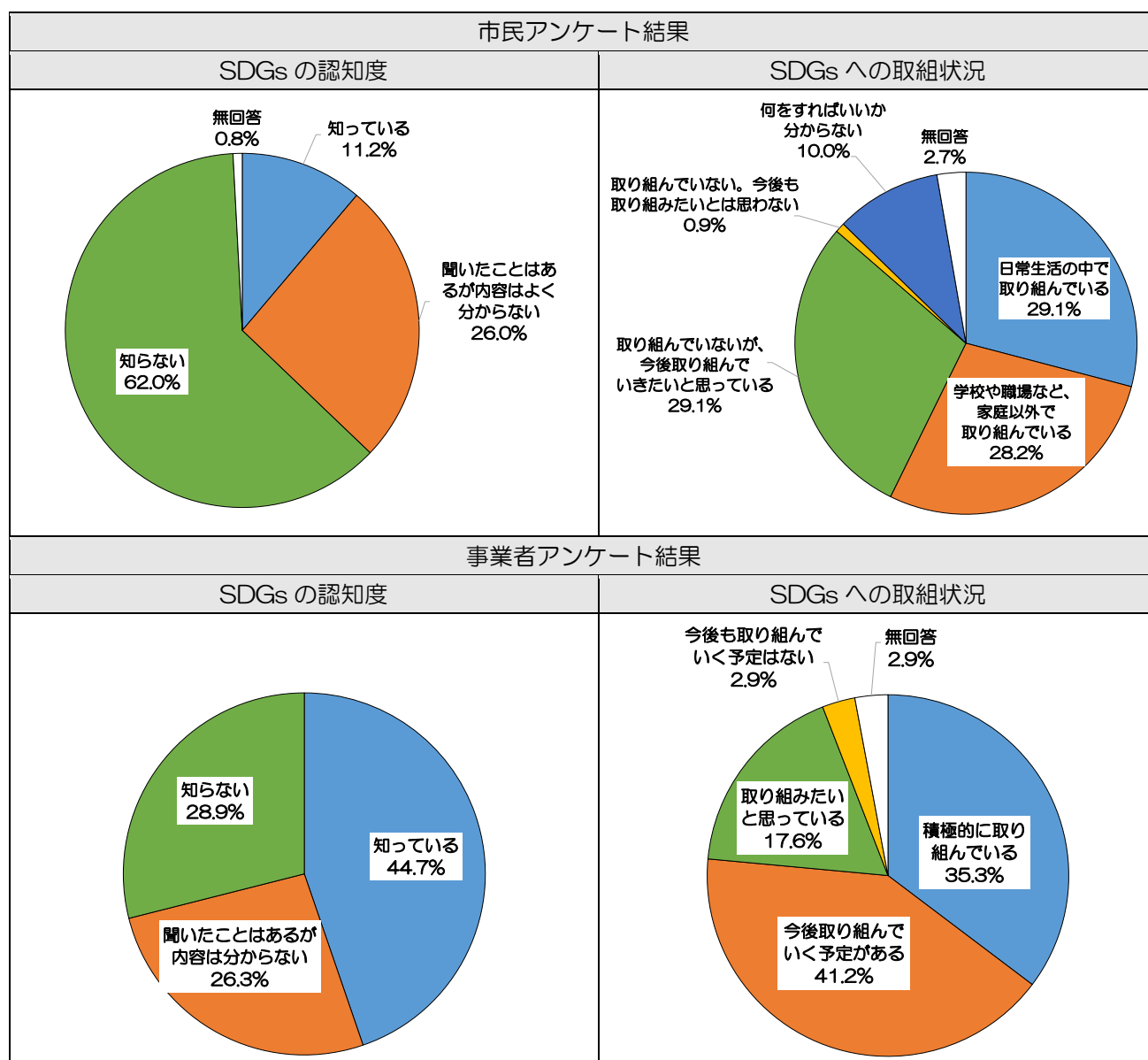
(令和2年度実施)

#### ④ SDGs の認知度と取組



SDGs については、市民アンケートでは「知っている」と回答した人は僅か1割にとどまりましたが、そのうち半数以上の方が SDGs に取り組んでいると回答しています。対して事業者アンケートでは5割近くが「知っている」と回答していますが、そのうち「積極的に取り組んでいる」と回答したのは4割に満たない結果となりました。

本市の施策として SDGs の考え方を取り入れていくには、SDGs に関する情報を発信し、認知度の拡大を目指すことが大切です。



(令和2年度実施)

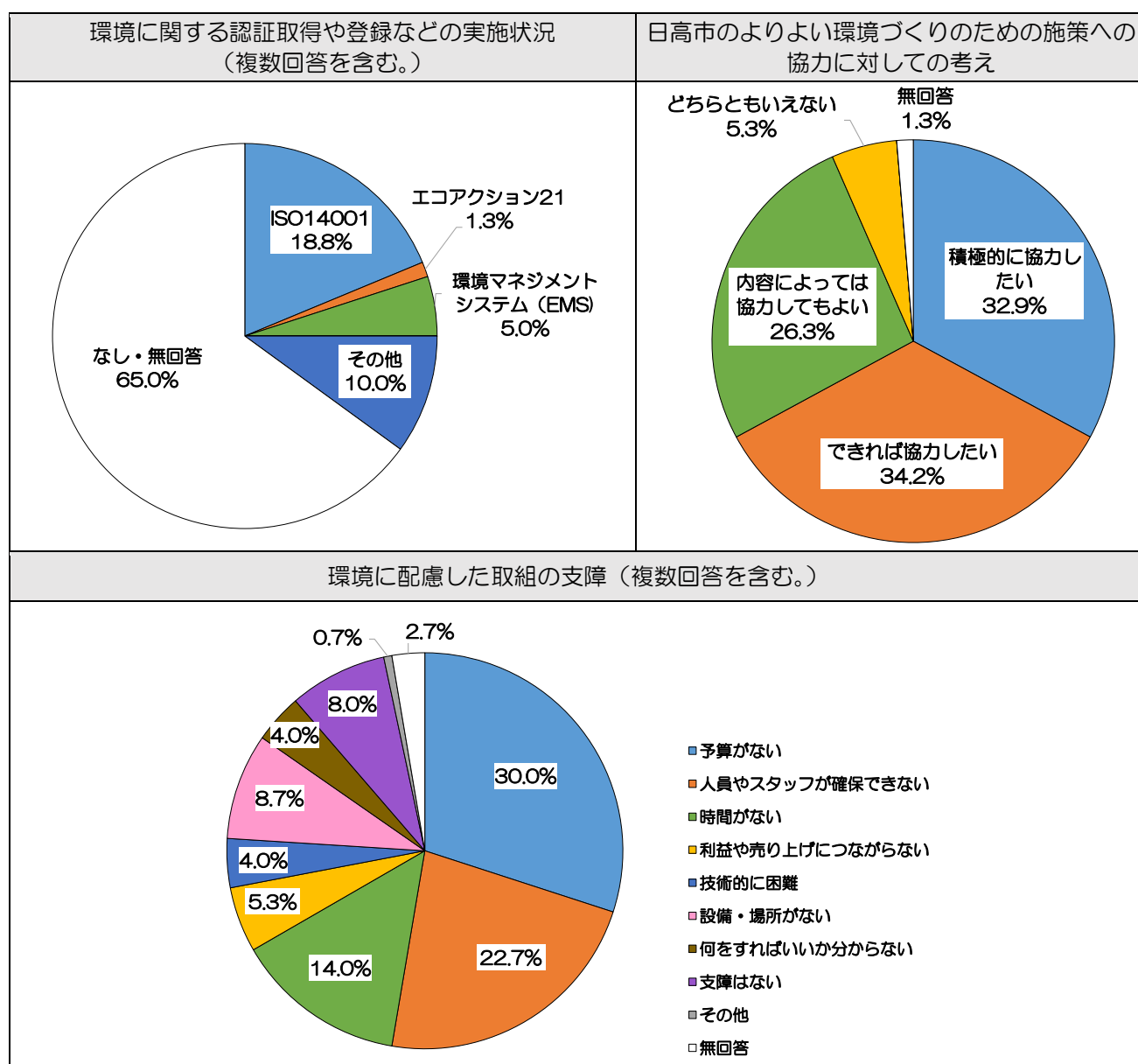
## ⑤ 事業者の環境に関する取組実施状況や考え方



事業者アンケートによると、環境に関する認証取得や登録などを行っていないと回答した割合が6割以上となりました。今後、持続可能な地域社会を構築していくに当たり、事業者による取組の協力は不可欠であるため、こうした認証取得などを後押ししていく必要があります。

また、事業者に市の施策への協力について考え方を伺ったところ、「積極的に協力したい」、「できれば協力したい」と協力への意向を示した事業者が7割近くになりました。

しかしながら、環境に配慮した取組への支障としては「予算がない」、「人員やスタッフが確保できない」、「時間がない」という経営上の課題が多く、事業者へのフォローアップが求められています。



(令和2年度実施)

## 第4章 これからの日高市に求められていること



本市を取り巻く環境の変化や世界・国・県の動向、また本市の特性と第1次計画の振り返り、市民・事業者アンケートの結果から、各環境分野で課題を抽出しました。

### 【 地球環境 】

- ★世界的な環境課題として、地球温暖化への対策が強く求められています。
- ★市民アンケート結果から、地球温暖化・気候変動への関心が高いことが分かりました。
- ★近年強く問題視されるようになったプラスチックごみの減量化と資源循環の徹底によるプラスチックごみ拡散の防止が全国的な課題となっています。

### 【 自然環境 】

- ★市民アンケート結果から、本市の環境への満足度が最も高い項目は「自然」でした。
- ★市民・事業者アンケート結果からは、特に河川環境の保全が求められています。
- ★特定外来生物であるアライグマをはじめとした有害鳥獣による被害が多くなっています。

### 【 生活環境 】

- ★市民アンケートの結果から、本市の環境への満足度が最も低かった項目は「まちなみの美しさ」でした。
- ★まちの景観や身近な生活の問題にも優先的に取り組む必要があります。
- ★より快適なまちを目指すために、引き続き公害対策を図る必要があります。
- ★人口減少や高齢化に対応した農地の保全と遊休農地の有効活用が大きな課題です。
- ★今後増加すると考えられる空家・空き地の適正管理や有効活用を図る必要があります。

### 【 教育・協働 】

- ★市民・事業者アンケートの結果から、SDGs やエコアクション21\*などの環境に関する情報の提供方法の検討や環境教育の推進が求められています。



## 第5章 計画の目標



### 1. 望ましい環境像



本市は、高麗川に代表される清流や巾着田、日和田山などの豊かな自然を有し、一方で都市機能も整備され、自然と共生しながら発展してきました。

現在、地球温暖化とそれに起因すると考えられる気象災害の発生など、地球規模の問題が特に注目されるようになっていきます。くわえて、本市で生活する人々が健康で快適に暮らせるよう、身近な環境課題にも引き続き対応していかなければなりません。そのために、本市でも環境への負荷を減らし、自然環境を未来に残していく取組が求められています。

さらに取り組むにあたっては、市、市民及び事業者の各主体が積極的に行動し、「協働」することが重要です。

そこで本計画では、武蔵野の面影残る豊かな自然を守り、人と自然のつながり、人と人のつながりを未来へつなげていくことを目指して、10年後の望ましい環境像を「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」とし、次世代に向けた環境保全・創造のための施策を展開していくこととします。



豊かな自然を未来につなぐまち ひだか



### 2. 基本目標



望ましい環境像を目指すため、対象とする環境ごとに目標を設定しました。

#### 1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

#### 2.【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

#### 3.【生活環境】

快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

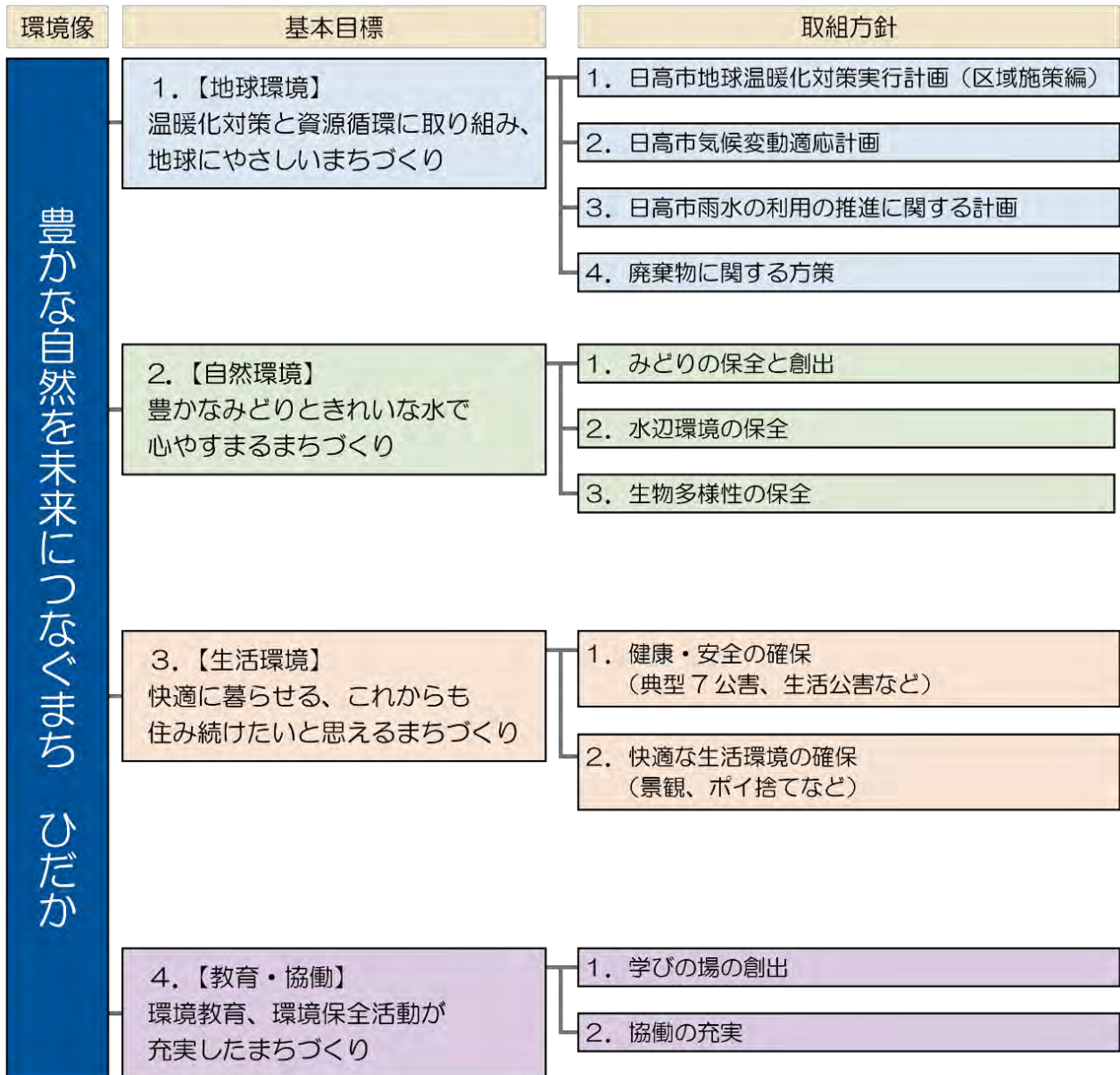
#### 4.【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

### 3. 施策の体系



本市の望ましい環境像「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」の実現に向けて、4つの基本目標と11の取組方針により、環境保全と創造に向けて展開します。以下にその体系を示します。



## 第6章 施策の展開



### 基本目標1.【地球環境】

#### 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

##### ◆求められていること◆

地球温暖化対策、エネルギー対策、温暖化に起因すると考えられる気象災害への対策、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量化と資源循環が求められています。

なお、本目標では個別計画として、日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、日高市気候変動適応計画及び日高市雨水の利用の推進に関する計画を策定し、施策の展開として位置付けます。



##### コラム

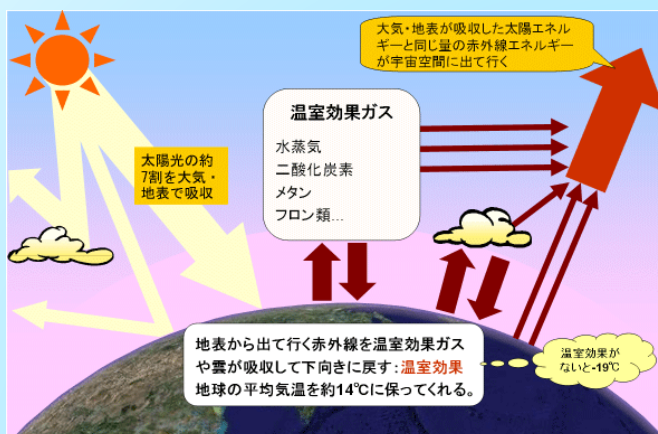
##### 地球温暖化とは？

地球は、太陽からのエネルギーによって温められ、二酸化炭素などの温室効果ガスによりその熱を保っています。しかし、化石燃料の消費や森林破壊などの人為的な活動によって、二酸化炭素やメタンなど、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなると、地球の地表面の温度が上昇してしまいます。これが地球温暖化です。

将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、例えば以下のような影響が考えられます。

- ①高潮や沿岸部の洪水
- ②海面上昇
- ③大都市部への内水氾濫
- ④気象災害
- ⑤熱波による死亡や疾病
- ⑥気温上昇や干ばつによる食料不足
- ⑦生態系や生物多様性への影響

温室効果ガスの排出を抑えるためには、「エネルギーの消費量を減らすこと」、「家庭などで無駄のないエネルギーを作り出すこと（創エネ）」が必要となります。



温室効果の模式図

出典：気象庁ウェブサイト  
(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)より

## 取組方針１：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 【 個別計画としての性格 】

#### I) 計画の背景と目的

地球温暖化は私たちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。この地球規模の問題解決に向けて、私たち一人一人が身近なことから取り組んでいかなければなりません。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）によると、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定は努力義務とされていますが、本市は、地球温暖化対策に市域全体で取り組んでいくことを目的として、第２次となる日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」とします。）を策定しました。計画の内容は、平成２８年３月に策定した第１次の区域施策編を見直し、改定したものとなっています。

#### II) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、本計画と同じ令和３年度から令和１２年度までの１０年間とし、おおむね５年を目途に見直しを行うこととします。

#### III) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項に規定する以下の７種とします。

| 温室効果ガス                      |                           | 地球温暖化係数*         | 用途・排出源                 |
|-----------------------------|---------------------------|------------------|------------------------|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> ) | エネルギー起源 CO <sub>2</sub>   | 1                | 燃料の使用、供給された電気や熱の使用など   |
|                             | 非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>  |                  | 廃棄物の焼却処分、工業プロセスなど      |
| メタン (CH <sub>4</sub> )      |                           | 25               | 自動車の走行、廃棄物の埋立て、家畜の飼養など |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)   |                           | 298              | 自動車の走行、廃棄物の焼却処分など      |
| 代替<br>フロン<br>等              | ハイドロフルオロカーボン類<br>(HFCs)   | 12～14,800        | 冷蔵庫やエアコンなどの冷媒など        |
|                             | パーフルオロカーボン類<br>(PFCs)     | 7,390～<br>17,340 | 半導体の製造プロセスなど           |
|                             | 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> ) | 22,800           | 電気の絶縁体など               |
|                             | 三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) | 17,200           | 半導体の製造プロセスなど           |

## 【 本市の現況と将来目標 】

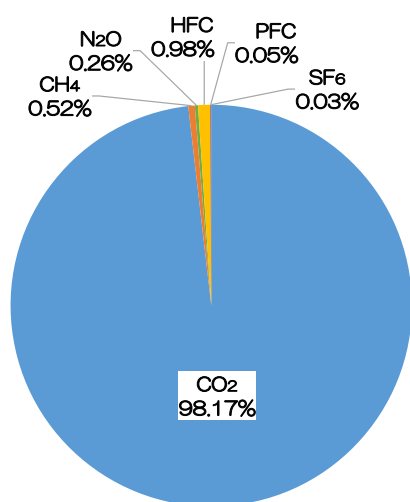
### 1) 温室効果ガス排出量

#### ◆ 本市の温室効果ガス排出量と将来推計 ◆

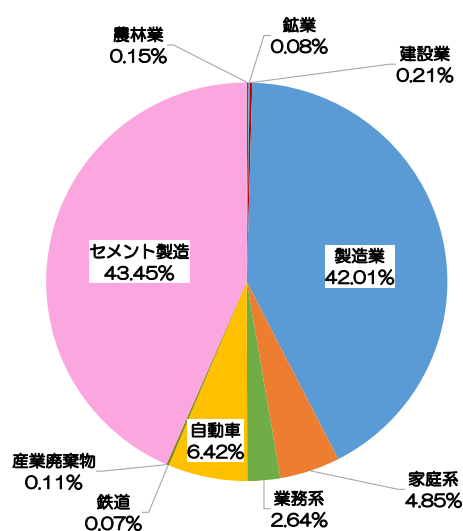
平成28年度における温室効果ガス排出量の内訳を見ると、ガス種別では二酸化炭素の排出が大部分を占めています。また、部門別の二酸化炭素排出量の割合では、工業プロセスによる排出が半分以上を占め、セメント製造業が盛んな本市の特性が現れています。

本市の二酸化炭素排出量の推移を見ると、変動を繰り返しながら徐々に減少傾向にあります。

二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策を行わず、現状のまま推移した場合の排出量（現状趨勢排出量、以下、「BAU 排出量」とします。）を、将来人口予測及び2016（平成28）年度までの排出量の推移を基に算出すると、2030年度で1,419,300t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度となる2013（平成25）年度と比較して10.9%の減少となりますが、国や県の目標では、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することとしており、本市でもさらに削減する必要があります。



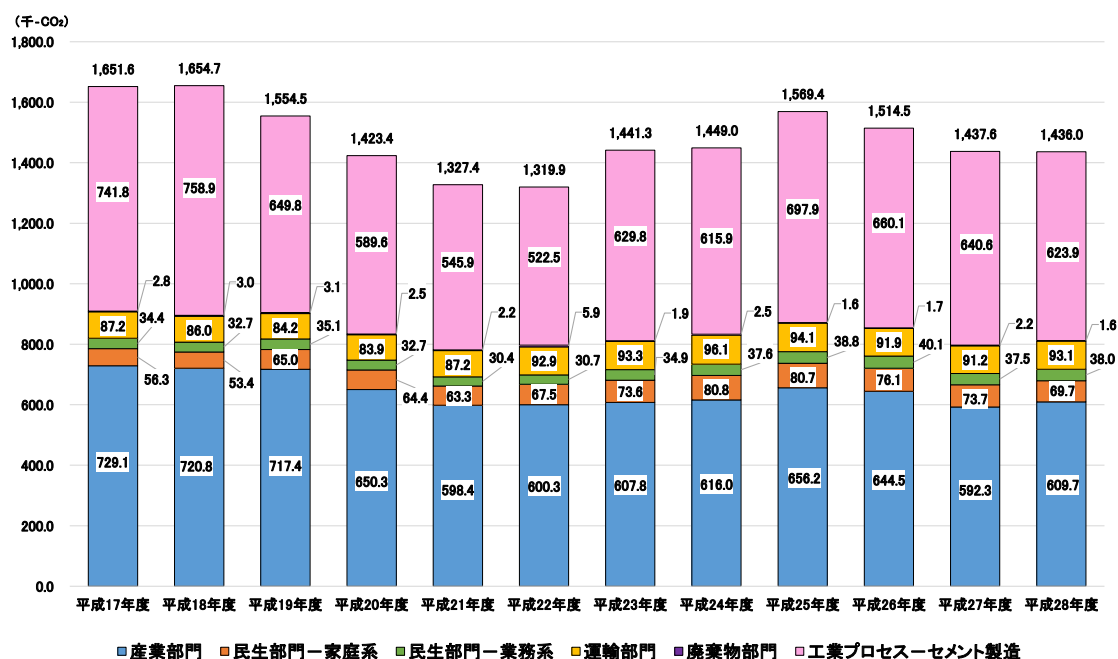
平成28年度における日高市の  
温室効果ガス排出割合※



平成28年度における日高市の  
部門別二酸化炭素排出量の割合

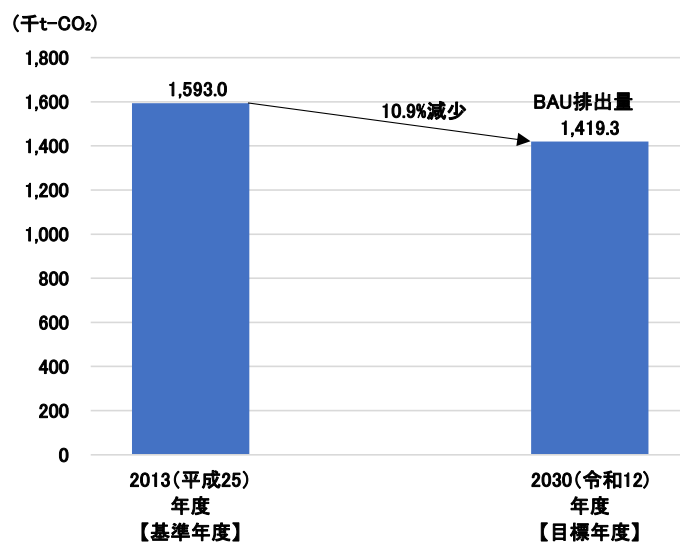
※温室効果ガス種別の排出量に、各地球温暖化係数を乗じた値の割合を示しています。

出典:「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)



### 日高市の部門別二酸化炭素排出量の推移

出典:「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)



### 日高市の温室効果ガス排出量の BAU 排出量と目標年度における排出量

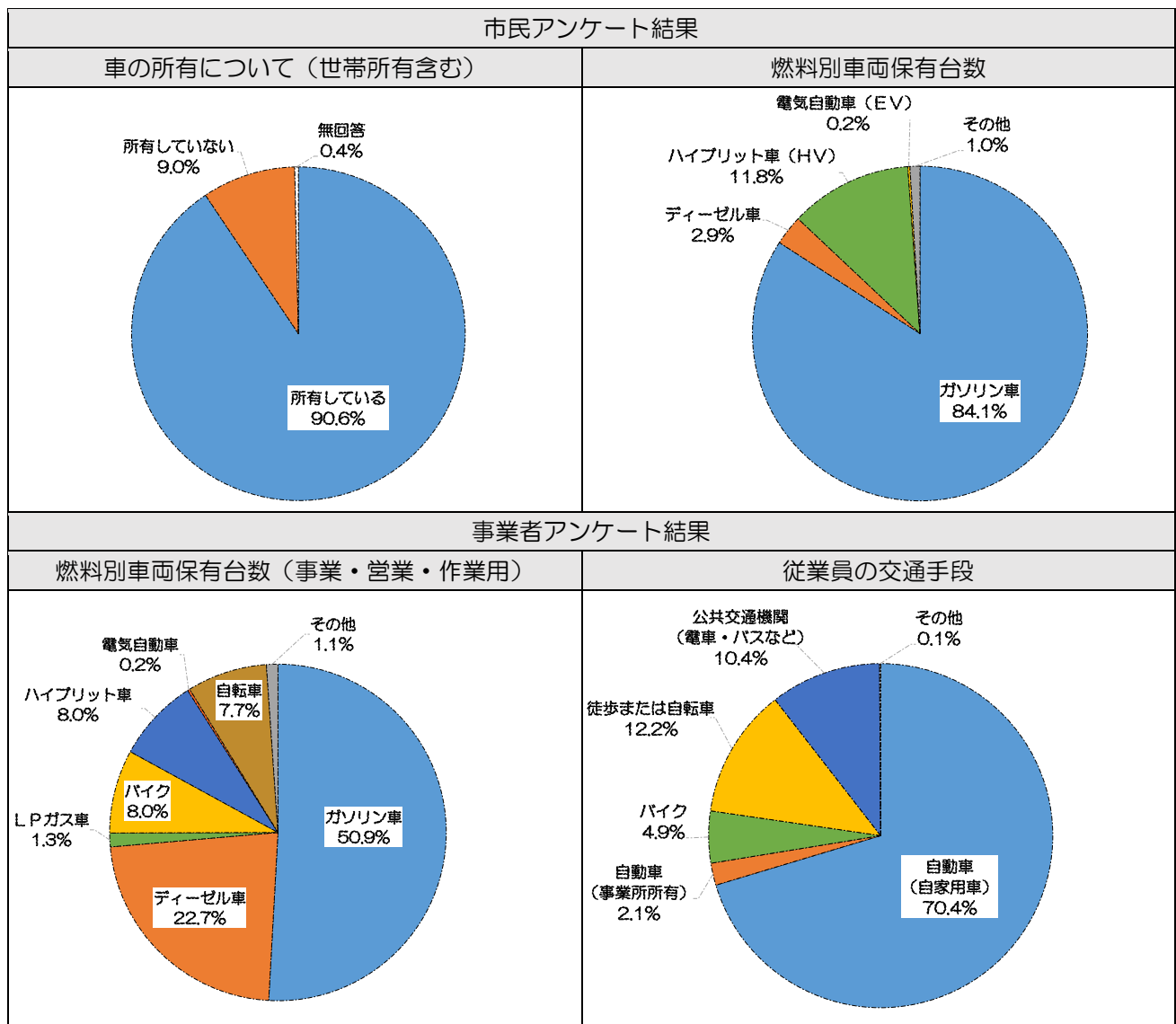
参考:「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)を基に算出



## ◆ 車の使用の状況（市民・事業者アンケート） ◆

市民アンケートの結果、回答者の9割以上が車を所有していると回答しました。また、そのうち8割以上がガソリン車となっています。

事業者アンケートでも、所有している車のうち5割以上がガソリン車でした。また、通勤手段についても7割以上の方が車通勤となっています。



（令和2年度実施）

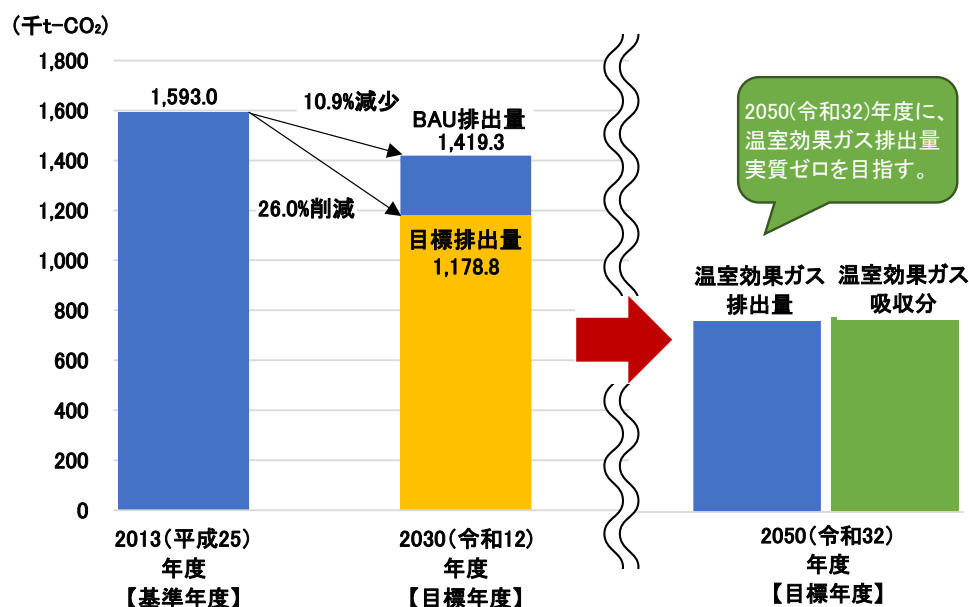
## II) 課題の整理

- 再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入が求められています。
- エコカー\*や公共交通の利用推進が求められています。

### Ⅲ) 数値目標の設定（温室効果ガス排出削減目標）

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26％削減することとしているため、これを踏まえ、本市でも温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

| 指標名                     | 単位                  | 2013<br>（平成25）<br>年度実績 | 2016<br>（平成28）<br>年度実績 | 2025<br>（令和7）<br>年度目標 | 2030<br>（令和12）<br>年度目標 | 2050<br>（令和32）<br>年度目標 |
|-------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 市内における<br>温室効果ガス<br>排出量 | 千 t-CO <sub>2</sub> | 1,593.0                | 1,462.9                | 1,300.6               | 1,178.8                | 検討中                    |
|                         | 備考                  | 基準年度                   | 策定時の<br>直近データ          | 基準年度比で<br>18.4％削減     | 基準年度比で<br>26.0％削減      | —                      |



#### 日高市の温室効果ガス排出量の BAU 排出量(再掲)と目標年度における排出量

参考:「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)を基に算出

### 【 施策の方向性 】

- 再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの循環利用を図ります。
- 省エネリフォーム\*など、温室効果ガス排出削減に取り組みます。
- 脱炭素社会の実現を目指すための施策を推進します。
- 温室効果ガス吸収源の把握に努めます。

## 【 施策の展開 】

- 公共施設における再生可能エネルギー機器の導入を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入や住宅用省エネルギー設備\*の導入を促進します。
- 工場・事業場による温室効果ガス削減に向けた取組を促進します。
- エコアクション21などの環境マネジメントシステム\*の認証・登録を促進します。
- スマートムーブ\*の取組を推進します。
- 温室効果ガス吸収源としてみどりの保全や緑化を推進します。
- エネルギーマネジメントシステム\*を促進します。
- 農作物などの地産地消を推進します。
- 温室効果ガス吸収源の把握手法を研究し、実態調査の実施を検討します。

## 取組方針2：日高市気候変動適応計画

## 【 個別計画としての性格 】

### I) 計画の背景と目的

地球温暖化に起因するとされる気候変動への対策が、私たち自身の生活を守るための喫緊の課題となっています。本市においても気候変動による影響は顕在化しており、今後も様々な分野で影響が生じると考えられます。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減することを目的とします。なお、気候変動適応法（平成30年法律第50号）によると、本市では地域気候変動適応計画の策定は努力義務とされていますが、市民一人一人が安心して暮らせるまちを目指し、日高市気候変動適応計画（以下、「適応計画」とします。）を策定しました。

### II) 計画の期間

適応計画の計画期間は、本計画と同じ令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

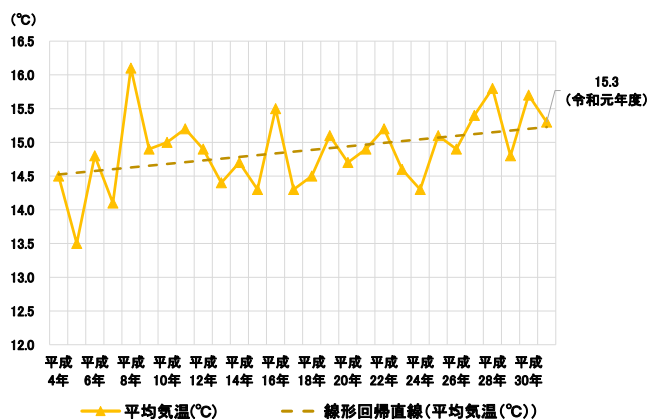
## 【 本市の現況と将来目標 】

### 1) 日高市の気候と災害の状況

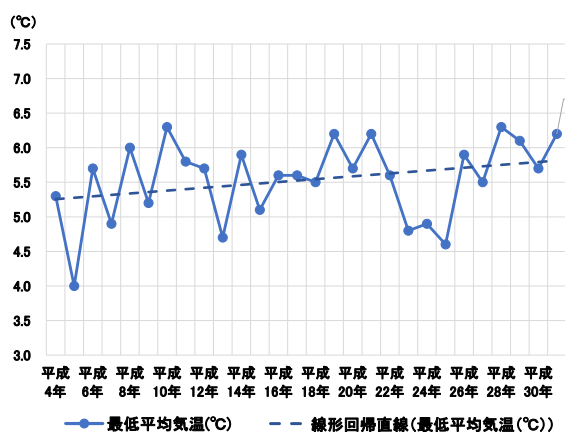
#### ◆ 気温 ◆

本市の年平均気温、最低平均気温（各月の最低気温の平均値）、最高平均気温（各月の最高気温の平均値）は、短期的な変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。年平均気温を見ると、平成4年と令和元年を比較して約0.8℃上昇しています。

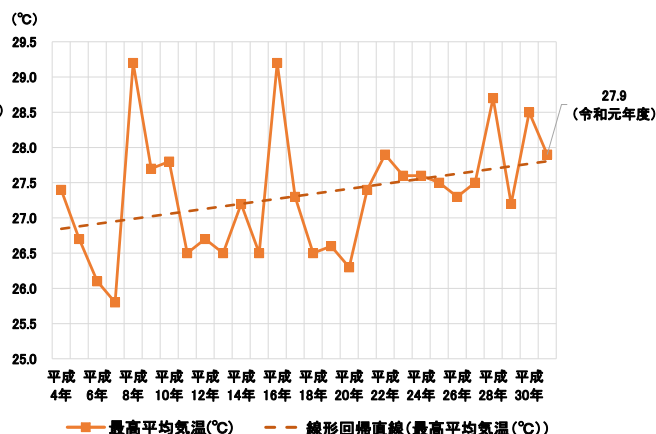
真夏日・猛暑日の年間日数も変動を繰り返しつつ増加しています。



年平均気温の推移



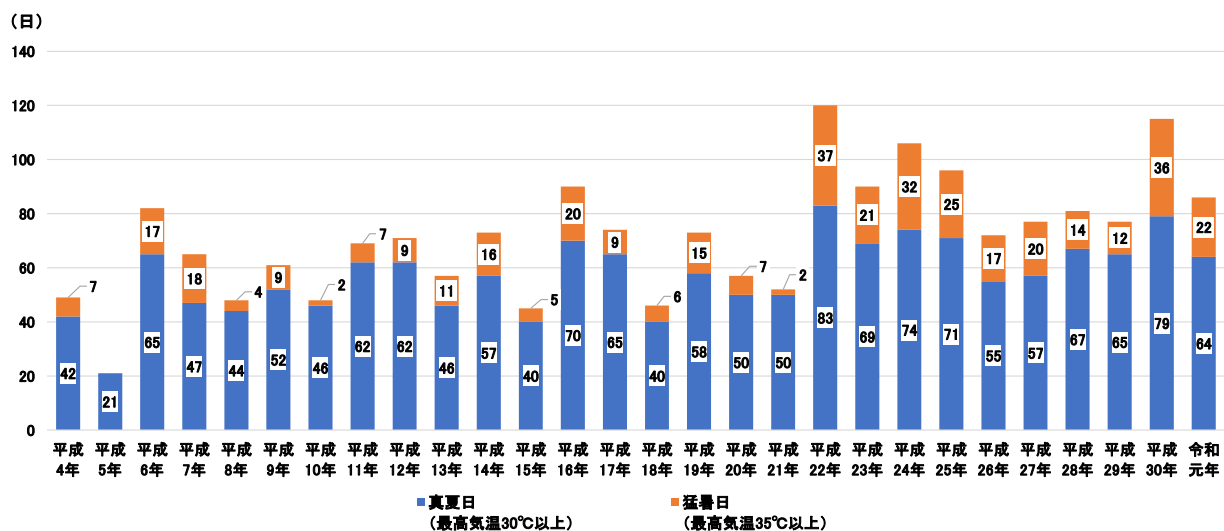
最低平均気温の推移



最高平均気温の推移

※線形回帰直線\*によって、長期的な変動の傾向を把握することができます。

出典:「統計ひだか」(日高市)

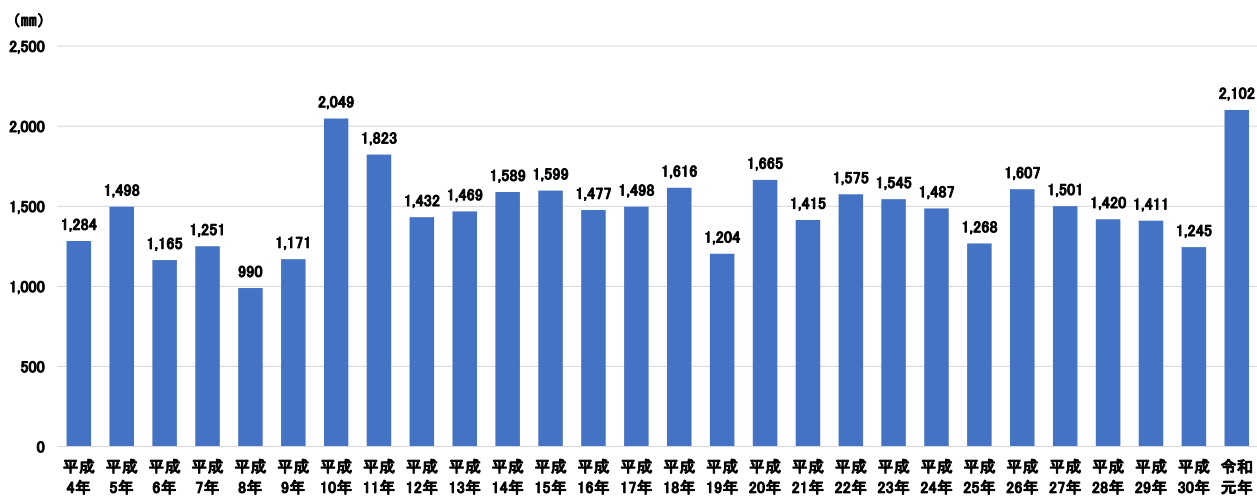


近隣(鳩山地域気象観測所)の真夏日・猛暑日の推移

出典: 気象観測データ(気象庁)

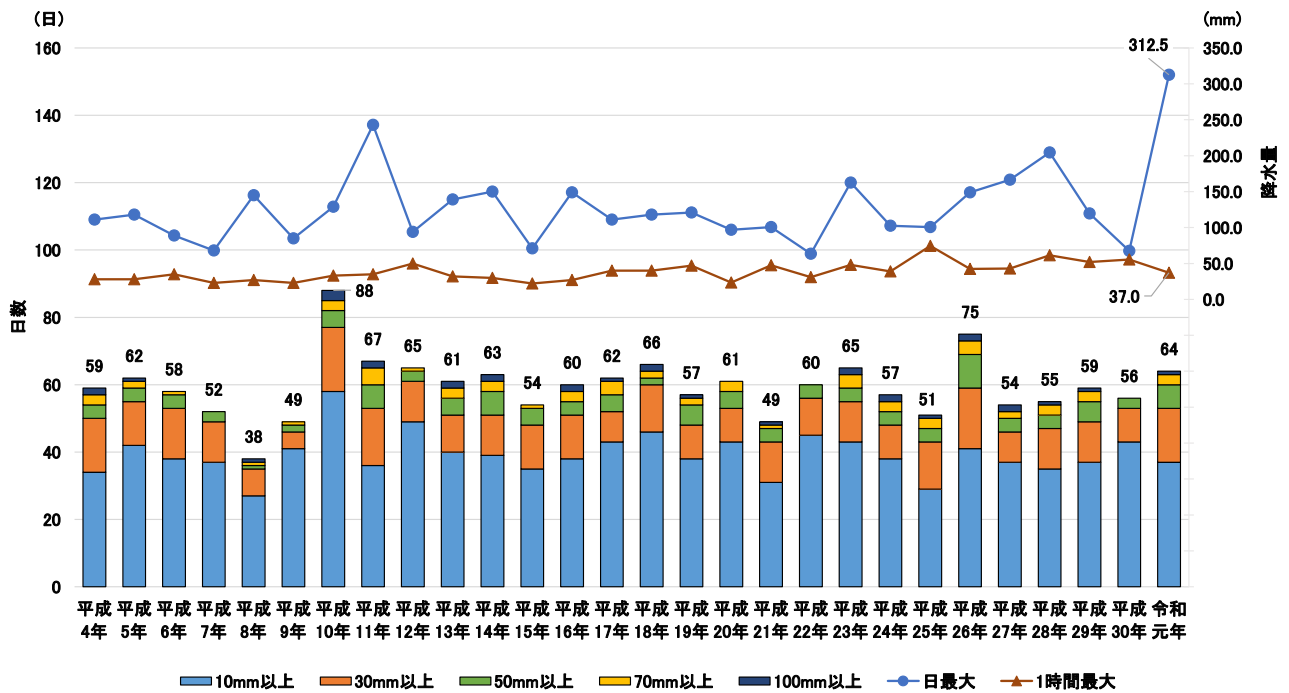
## ◆ 降水量 ◆

降水量は変動を繰り返しながらおおむね横ばい傾向で推移していますが、1日当たりの降水量が極端に多い日が見られるようになっていきます。



日高市の年間降水量の推移

出典: 「統計ひだか」(日高市)



### 近隣(鳩山地域気象観測所)における降水量の多かった日数と最大降水量の推移

出典: 気象観測データ(気象庁)

## ◆ 気象災害の発生状況 ◆

全国的に局所的な大雨や台風による被害が頻発しています。

本市においても平成29年に土砂崩れが高麗本郷区で発生しました。また、令和元年東日本台風(台風第19号)による河川の氾濫により、久保の下橋、新堀橋、新井橋が流出する被害がありました。今後も豪雨による河川氾濫の被害が発生する可能性があり、事前の対策が求められています。



土砂崩れによる被害の様子

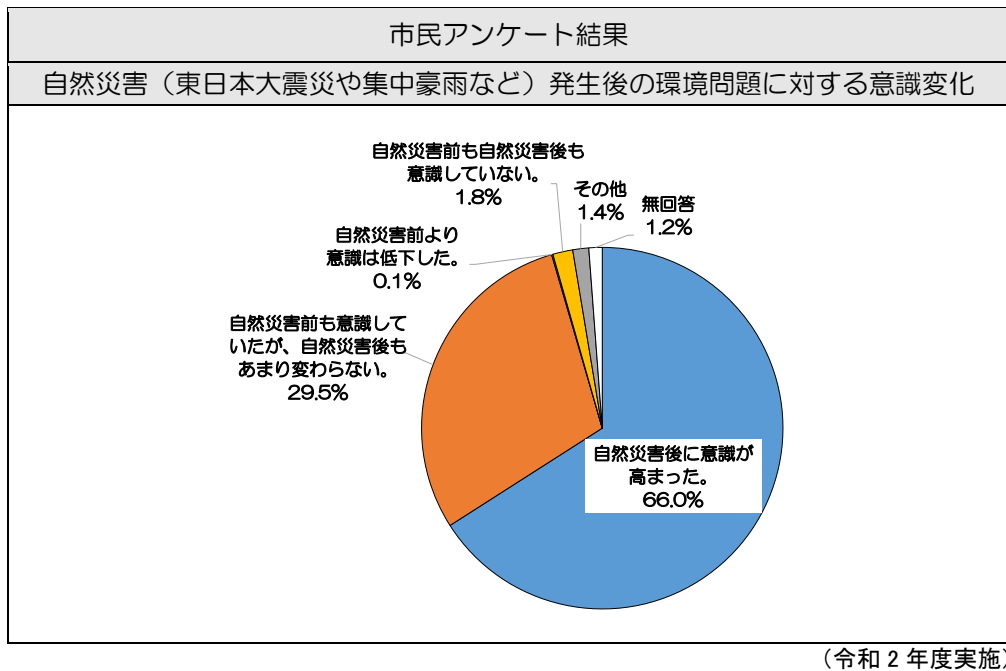


河川の氾濫による被害の様子



### ◆ 災害に関する市民の意識変化（市民アンケート） ◆

市民アンケートの結果、6割以上の人が自然災害をきっかけに環境問題に対する意識が高まったと回答しています。気象災害は今後も頻発する恐れがあり、防災・減災対策を講じていくことが重要となります。



## II) 課題の整理

- 気候変動が原因となる気象災害に向けた防災・減災対策が重要となります。
- 気温の変化や降水量の変化による農作物への影響を減らすための対策が求められています。
- 真夏日・猛暑日の増加に伴う熱中症予防対策を講じていくことが求められています。

## 【 施策の方向性 】

- 日高市地域防災計画と連携し、気象災害への防災対策を周知していきます。
- 気候変動に適応するため、ソフト面・ハード面の両面から対応を検討します。
- 熱中症予防策を推進します。

## 【 施策の展開 】

---

- ハザードマップの周知・利活用を図り、防災啓発を実施します。
- 国や県と連携し、河川整備など気象災害に対応したハード面の強化を図ります。
- 治水・暴風対策として、既存の森林等を保全するとともに、適切な管理を促します。
- クールオアシス\*の推進や日傘などの暑さ対策の普及を図ります。

## 取組方針３：日高市雨水の利用の推進に関する計画

## 【 個別計画としての性格 】

---

### I) 計画の背景と目的

---

近年、土地利用の変化や気候変動などにより、水循環に障害が発生し、今後様々なかたちで弊害を起こす懸念があります。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、水資源の有効な活用を図り、あわせて河川等への雨水の集中的な流出の抑制に努めることを目的とします。なお、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）によると、雨水の利用の推進に関する計画の策定は努力義務とされていますが、本市では、水資源の有効な活用を図るため、日高市雨水の利用の推進に関する計画（以下、「雨水利用計画」とします。）を策定しました。

### II) 計画の期間

---

雨水利用計画の計画期間は、本計画と同じ令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

## 【 本市の現況と将来目標 】

---

### I) 降水量の現状

---

前項に掲載のとおり、降水量は変動を繰り返しながらおおむね横ばい傾向で推移していますが、1日当たりの降水量が極端に多い日が見られるようになっていきます。

### II) 課題の整理

---

- 雨水利用設備\*や雨水浸透施設\*の導入が求められています。
- 雨水利用の方法の周知が必要となっています。

## 【 施策の方向性 】

---

- 雨水の河川への流出抑制を図ります。
- 雨水の利活用を推進します。

## 【 施策の展開 】

---

- 雨水の流出抑制のため、調整池やため池の維持管理に努めます。
- 公共施設への雨水利用設備の導入を検討します。
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設\*の設置を促進します。
- 雨水の利用方法に関する情報発信を推進します。



市内のため池



市内の調整池

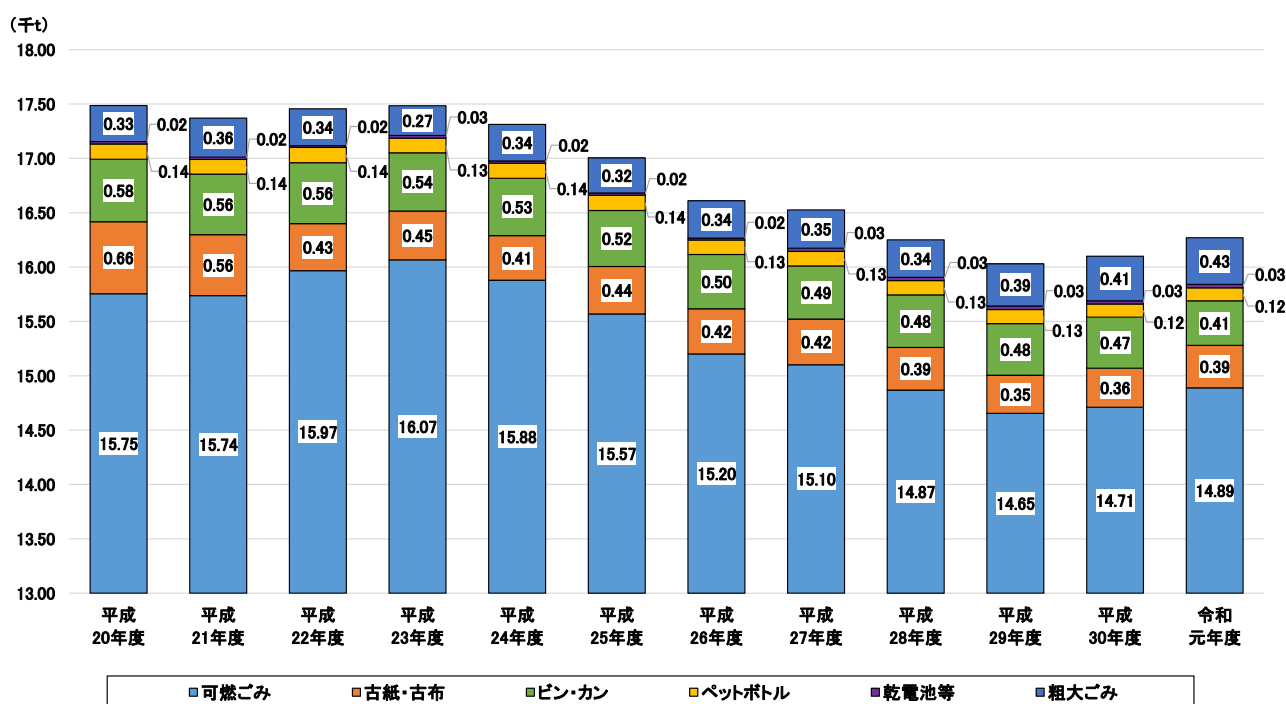
## 取組方針４：廃棄物に関する方策

### 【 本市の現況と将来目標 】

#### ⅰ) 本市のごみの排出量の推移

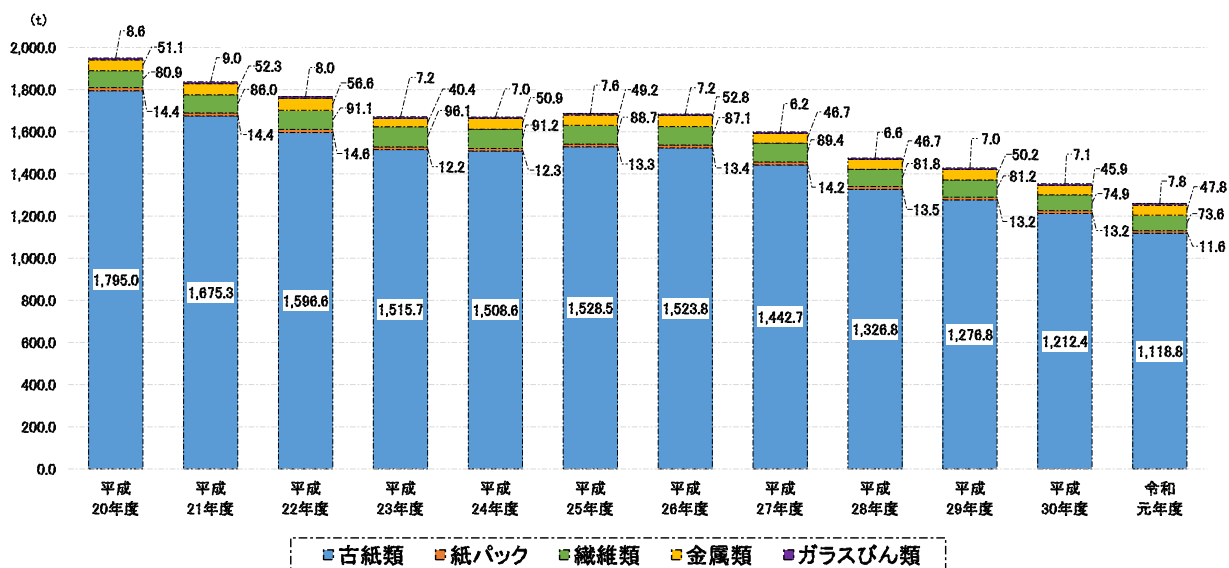
本市のごみの排出量は、平成24年度以降減少傾向にありましたが、令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加しています。集団資源回収は毎年減少傾向にあり、これは少子高齢化やインターネット等の普及で新聞や雑誌の購買世帯が減少したこと、古紙類の店頭回収など排出機会の多様化等によるものと考えられます。

また、本市の可燃ごみは、セメント工場で資源化处理を行っているため、リサイクル率はほぼ100%で推移しています。



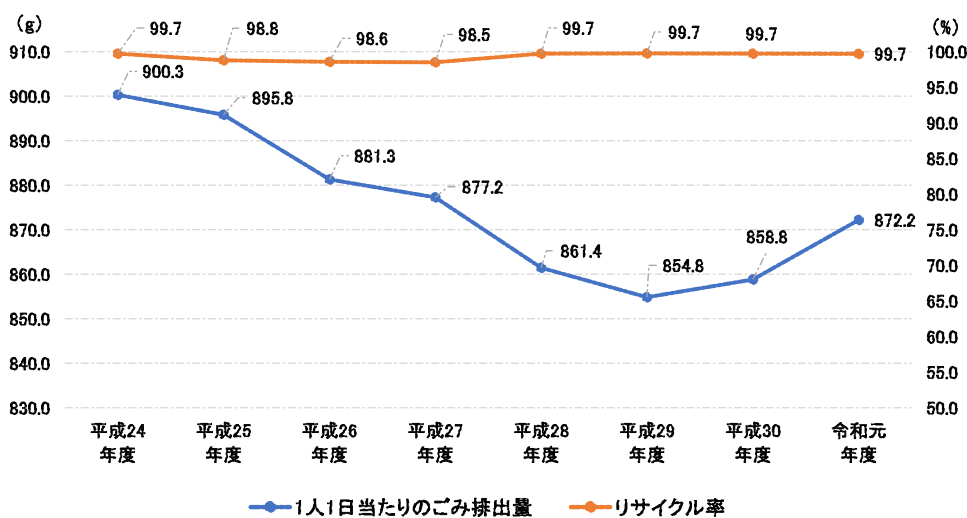
日高市のごみの排出量の推移  
(集団資源回収量は含まない)

出典:「統計ひだか」(日高市)



日高市の集団資源回収量の推移

出典:「日高市ホームページ」(日高市)



日高市の1人1日当たりのごみの排出量とリサイクル率

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省日高市抜粋)  
※令和元年度は環境課提供資料

## II) 課題の整理

- 限りある資源の有効利用や環境保全の必要性から、さらなるごみの減量化やリサイクルを進めていくことが重要です。
- 引き続き集団資源回収の啓発を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染防止策である「新しい生活様式」に対応したごみの減量化・資源化の方策や収集・運搬方法の検討が求められます。

### Ⅲ) 数値目標の設定

| 指標名      | 単位 | 令和元年度実績 | 令和 7 年度目標 |
|----------|----|---------|-----------|
| ごみ総排出量   | t  | 17,642  | 16,211    |
| ごみリサイクル率 | %  | 99.7    | 99.8      |

#### 【 施策の方向性 】

- ごみの減量化に関する啓発を継続します。
- 可燃ごみの削減を推進します。
- 持続可能で資源循環型の処理システムを維持します。

#### 【 施策の展開 】

- 3R の取組を推進します。
- グリーン購入\*を推進します。
- 継続的かつ安定的な廃棄物の処理体制を確保します。
- 集団資源回収を促進します。
- 小型家電リサイクルを促進します。
- 生ごみの水切り等による減量化方法を周知し、減量化に努めます。
- 生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化を促進します。
- 海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の周知に努めます。
- 海洋プラスチック及びマイクロプラスチックの発生源であるプラスチックごみの減量化と資源化による拡散防止を図ります。
- 食品ロス削減に努めます。
- 生活様式の変化に対応したごみの減量化・資源化方法や収集・運搬方法を検討します。



## 基本目標2.【自然環境】

### 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

#### ◆求められていること◆

生物多様性保全のため、本市の有する里山環境\*を維持管理するとともに、河川の水質を良好に保ち、生き物の生息環境を保全することが求められています。

そのため、自然環境の適切な管理と創出、活用を図り、あわせて特定外来生物の防除や有害鳥獣への対策も行う必要があります。

| 該当するSDGsの目標            |                        |                     |                     |
|------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|
| 6<br>安全な水とトイレ<br>を世界中に | 13<br>気候変動に<br>具体的な対策を | 14<br>海の豊かさを<br>守ろう | 15<br>陸の豊かさも<br>守ろう |

## 【本市の現況と将来目標】

### 1) 本市の自然環境の状況

#### ◆ 動植物 ◆

植林地は主にスギ、ヒノキなどの針葉樹が植林され、丘陵地にはコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラなどで構成された雑木林が点在しています。また台地部においては畑地、果樹園のほか、屋敷林も見られます。

本市を代表する観光地でもある日和田山や巾着田などは豊かな生態系を有しており、四季を通して様々な野鳥・昆虫・野草などが観察できます。

また、本市を流れる高麗川には多くの魚類や底生生物\*が生息しています。

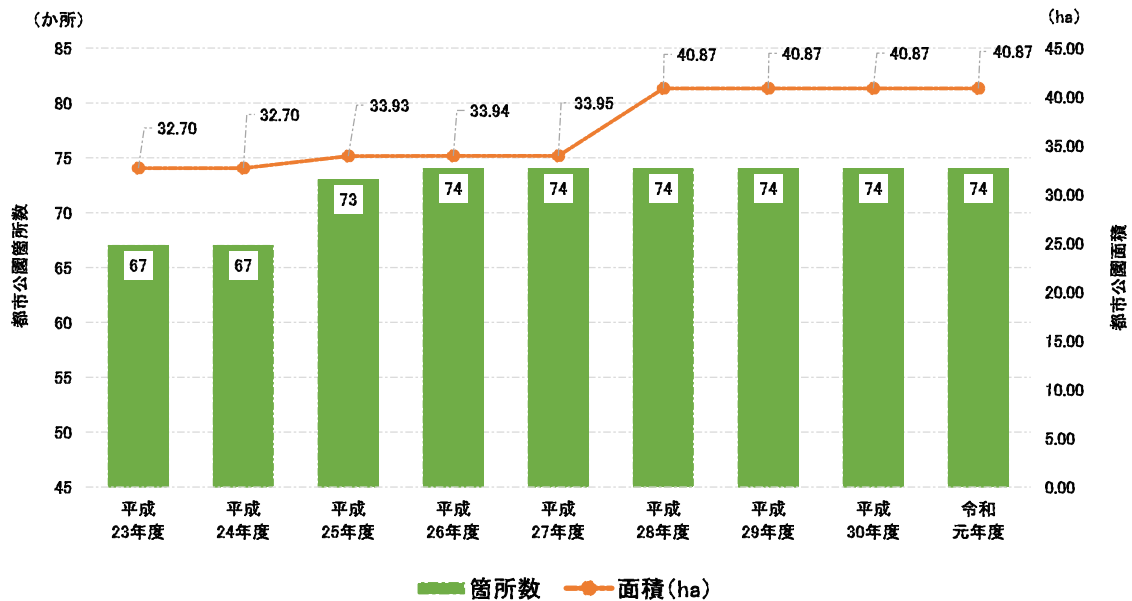
#### ◆ 公園 ◆

市西部の山麓・丘陵地及び低地部は県立奥武蔵自然公園に指定され、自然環境・景観が保護されるとともに、自然とのふれあいやレクリエーションの場として親しまれています。

また、市内の都市公園は令和元年現在で74か所、40.87haとなっています。



県立奥武蔵自然公園(巾着田)



日高市の都市公園箇所数と都市公園面積

出典:「統計ひだか」(日高市)

### ◆ ふるさとの森 ◆

日高市環境保全条例に基づき、日和田山の山林を「日高市ふるさとの森第1号地」として指定し、ボランティア団体との協働による維持管理のほか自然体験等の場として活用しています。

### ◆ 野生動物保護区 ◆

市の鳥であるカワセミを保護するため、巾着田周辺の高麗川の河川区域を保護区として指定しています。

## II) 課題の整理

- 本市の有する山林の適切な維持管理の継続が必要です。
- 高麗川をはじめとする市内の水辺環境の保全が求められています。
- 生態系ネットワークを意識したみどりの創出が求められています
- 在来生物多様性の保全に向けた特定外来生物の対策が求められています。
- 農地の保全のため、農地の利用集積や遊休農地の発生防止及び解消が求められています。
- 農業推進のため、有害鳥獣対策が求められています。

### Ⅲ) 数値目標の設定

| 指標名        | 単位 | 令和元年度実績 | 令和 7 年度目標 |
|------------|----|---------|-----------|
| ふるさとの森指定面積 | ha | 23.2    | 25.5      |
| 都市公園面積     | ha | 40.87   | 43.11     |
| 遊休農地面積     | ha | 60      | 40        |

## 取組方針１：みどりの保全と創出

### 【 施策の方向性 】

- 山林の保全に努めます。
- 都市緑化など、みどりの創出を図ります。
- 農地の保全と活用を推進します。

### 【 施策の展開 】

- 「ふるさとの森第2号地」の指定に向けて取り組みます。
- 本市の有する山林の適切な維持管理を継続します。
- 森林経営管理制度に基づき、取組を推進します。
- 生態系ネットワークに配慮します。
- 公共施設などのみどりを適正に管理し、保全に努めます。
- 遊休農地の利用集積に努めます。
- 農業後継者の育成を図ります。
- 市民農園の利用を促進します。

## 取組方針２：水辺環境の保全

### 【 施策の方向性 】

- 河川等の水質保全を図ります。
- 生き物の生息場所としての水辺環境の維持に努めます。

## 【 施策の展開 】

- 水質汚濁の状況把握と防止に努めます。
- 河川改修の際は、国や県と連携し、河川生態系の維持に配慮します。
- 地域との連携・協働により、身近な水辺環境の保全に努めます。

## 取組方針3：生物多様性の保全

## 【 施策の方向性 】

- 特定外来生物の防除を推進します。
- 有害鳥獣の対策を推進します。

## 【 施策の展開 】

- 特定外来生物についての情報周知に努め、駆除を継続します。
- 関係機関等と連携し、有害鳥獣による農作物への被害防止対策を進めます。
- 外来生物についての適切な情報の周知に努めます。
- ペットの適切な飼育、産業動物\*の適切な飼養を図ります。

### コラム

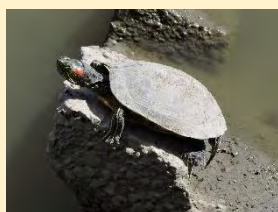
### 外来生物とは

外来生物とは、人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物を指します。そのうち、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（平成26年法律第78号）によって規定された外来生物を特定外来生物といいます。

#### 外来生物の例

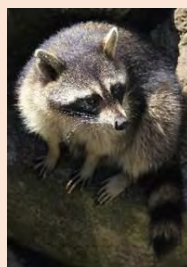


アメリカザリガニ



ミシシippアカミミガメ

#### 特定外来生物の例



アライグマ



オオキンケイギク

### 基本目標3.【生活環境】

## 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

#### ◆求められていること◆

本市で生活する人々が快適に過ごすことができ、これからも住み続けたいと思えるまちにするためには、典型7公害への対策や景観の保全、環境美化によるきれいなまちづくりを行うことが求められています。



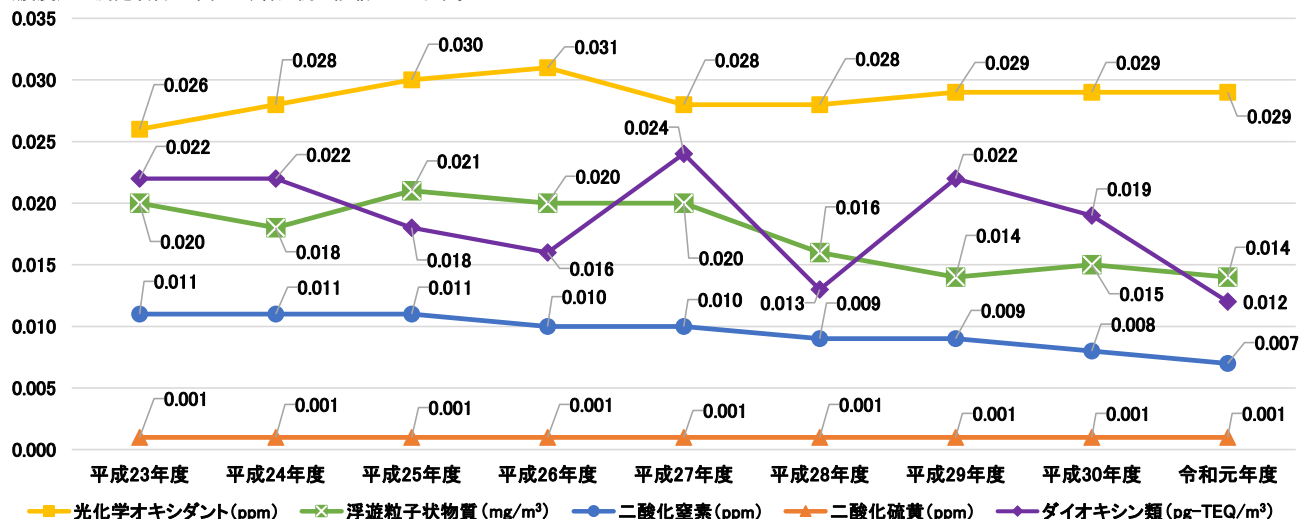
### 【本市の現況と将来目標】

#### 1) 本市の公害に関する状況

#### ◆ 大気質 ◆

本市には高麗川南公民館に常時監視局が置かれ、県による大気汚染物質の測定が行われています。それぞれの項目の年平均値では環境基準値を達成しており、大気質はおおむね良好な状況で推移しています。また、浮遊粒子状物質\*、二酸化窒素\*及びダイオキシン類\*は減少傾向にあります。

(濃度) ※測定項目の単位は、各凡例に記載しています。



#### 日高市の大気に関する項目の測定結果

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県)  
「日高の環境」(日高市)  
「ダイオキシン類大気常時監視結果について」  
(埼玉県ホームページより)

(環境基準)

| 項目         | 環境基準                                                                                |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 光化学オキシダント* | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                             |
| 浮遊粒子状物質    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 二酸化窒素      | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。                             |
| 二酸化硫黄*     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                              |
| ダイオキシン類    | 1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。                                           |

出典：昭和 48 年 5 月 8 日 環環境庁告示第 25 号

(光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄)

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(ダイオキシン類)

◆ 水質 ◆

本市には高麗川、小畔川の水系があり、高麗川水系 4 か所、小畔川水系 5 か所、南小畔川 1 か所において、平成 30 年度まで定期的に増水期（夏期）、渇水期（冬期）の年 2 回水質調査を行っていました。

BOD（生物化学的酸素要求量）\*の平成 28 年度から平成 30 年度までの測定結果を見ると、おおむねどの地点でも環境基準を達成しています。小畔川の境橋上流では環境基準を超過する測定日もあり、これは上流部の市街地、事業所及び畑からの流入水による影響と考えられます。

| 河川名   | 調査地点              | 河川<br>類型 | 環境<br>基準   | 調査<br>時期 | 実績値         |             |             |
|-------|-------------------|----------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
|       |                   |          |            |          | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 |
| 高麗川   | 諏訪橋上流             | A        | 2.0mg/L 以下 | 増水期      | 0.7         | 0.5 未満      | 0.5 未満      |
|       |                   | 渇水期      |            | 0.5 未満   | 0.5 未満      | 1.3         |             |
|       | 平谷川合流点下流          | A        |            | 増水期      | 0.6         | 0.5         | 0.7         |
|       |                   | 渇水期      |            | 0.5 未満   | 0.5         | 1.4         |             |
|       | 高麗川橋下流            | A        |            | 増水期      | 0.6         | 0.5         | 0.5         |
|       |                   | 渇水期      |            | 0.5 未満   | 0.5 未満      | 0.8         |             |
| 宿谷川   | 烏ヶ谷戸橋下流           | (A)      | 増水期        | 0.9      | 0.6         | 0.5         |             |
|       |                   |          | 渇水期        | 0.5      | 0.5 未満      | 0.5 未満      |             |
| 小畔川   | 小畔川橋上流            | B        | 3.0mg/L 以下 | 増水期      | 1.0         | 0.5 未満      | 0.5         |
|       |                   | 渇水期      |            | 0.5 未満   | 0.5 未満      | 0.9         |             |
|       | 境橋上流              | B        |            | 増水期      | 4.0         | 8.2         | 0.7         |
|       |                   | 渇水期      |            | 8.7      | 4.8         | 9.6         |             |
|       | 中田橋下流             | B        |            | 増水期      | 1.6         | 1.2         | 0.7         |
|       |                   | 渇水期      |            | 2.8      | 1.4         | 7.2         |             |
| 下小畔川  | 上ノ条公会堂<br>下流 100m | (B)      |            | 増水期      | 1.3         | 0.5         | 0.8         |
|       |                   |          |            | 渇水期      | 1.1         | 1.5         | 2.5         |
| 第二小畔川 | 落合橋上流             | (B)      |            | 増水期      | 1.2         | 1.4         | 0.6         |
|       |                   |          |            | 渇水期      | 1.3         | 0.6         | 1.4         |
| 南小畔川  | 神流橋上流             | (B)      |            | 増水期      | 1.2         | 0.7         | 0.8         |
|       |                   |          |            | 渇水期      | 0.6         | 1.9         | 0.9         |

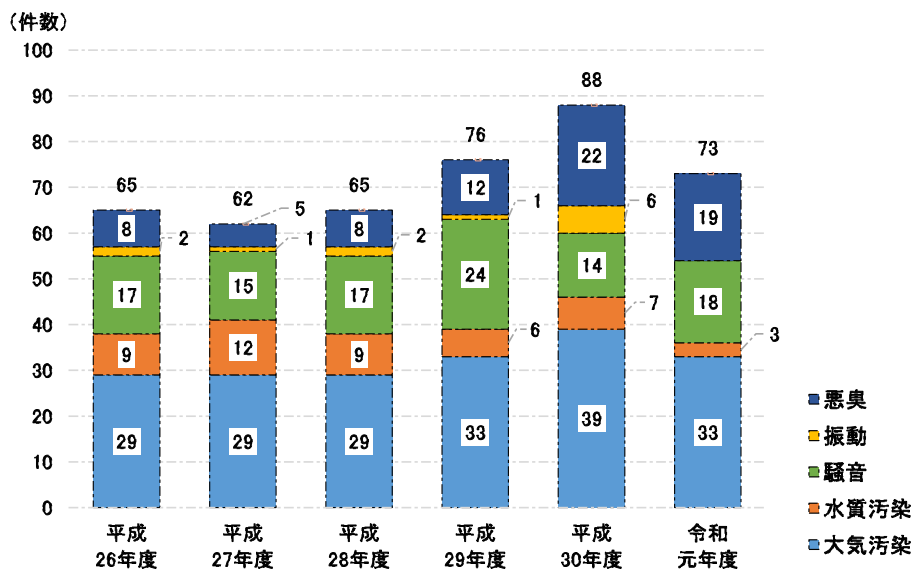
※BOD は高麗川で「A 類型」、小畔川で「B 類型」に指定されています。また、その他の河川では環境基準が適用されませんが、参考として流入先の河川類型に準じてカッコ“( ) ”書きで表記しました。

出典：「日高の環境」(日高市)



## ◆ 公害相談件数 ◆

本市の公害相談件数は平成27年度以降増加傾向にありましたが、令和元年度は減少しています。割合としては大気汚染、騒音、悪臭が多い状況です。



日高市の公害相談件数の推移

出典:「日高の環境」(日高市)

## II) 課題の整理

- 市民アンケート結果でも、本市に対しての快適さが低かった高萩北地区と高麗川地区では、「におい」に対する満足度が低かったため、地域の特性に応じた公害防止策が重要となります。
- 水質調査の結果では環境基準を超過する地点もあり、継続的な調査が必要です。
- 有害化学物質を扱う事業所の安全管理について啓発していく必要があります。
- 市民アンケート及び事業者アンケートで全体的に満足度の低かった「まちなみの美しさ」を確保するため、ポイ捨て防止や空家・空き地の適正な維持管理が求められています。

## III) 数値目標の設定

| 指標名           | 単位 | 令和元年度実績 | 令和7年度目標 |
|---------------|----|---------|---------|
| 合併処理浄化槽の設置割合  | %  | 72.6    | 75.0    |
| 公共下水道(汚水)の整備率 | %  | 67.9    | 88.1    |

## 取組方針１：健康・安全の確保（典型７公害、生活公害など）

### 【 施策の方向性 】

- 事業者と協力し、公害の未然防止に努めます。
- 公害相談への対応を適切に行います。
- 環境情報（放射線\*・PM2.5\*等）を定期的にホームページで公表します。
- 生活排水による河川等の水質汚濁の防止に努めます。
- 河川等水質の保全のため、下水道事業を推進します。

### 【 施策の展開 】

- 事業者に対し、法令に基づく規制・基準の遵守を指導し、公害の未然防止に努めます。
- 有害化学物質に関する情報提供に努めます。
- 不法な野外焼却の防止に努めます。
- 合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 管渠（きょ）整備事業を実施するとともに、汚水処理設備の適正な管理や計画的な修繕を行います。



環境調査(自動車騒音常時監視)の様子

## 取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）

### 【 施策の方向性 】

- 景観の保全に努めます。
- 空家等の発生予防のほか、利活用や適正管理を促進します。
- ポイ捨てや不法投棄防止策を講じます。
- 環境美化に関する運動を推進します。

### 【 施策の展開 】

- 地域特性を生かした景観形成を図ります。
- 自然景観の保全に取り組みます。
- 日高市空き家・空き地バンクを活用し、空家の有効活用を図ります。
- 空き地の適正管理を促進するとともに、空き地の有効活用を図ります。
- 「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」を推進します。
- 不法投棄防止パトロールを継続するとともに、投棄物の早期撤去に努めます。
- ペットのふん対策などのマナーの啓発に努めます。
- 土砂の堆積や残土の埋立てなど、法令に基づく指導を関係機関と連携し行います。



管理されていない土地の様子



ごみゼロの日・クリーン日高市民運動の様子

## 基本目標4.【教育・協働】

### 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

#### ◆求められていること◆

環境への関心をもち、一人一人が環境課題の解消に向けて取り組んでいくことが重要です。そのために、環境情報を共有し、次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実が求められています。

#### 該当するSDGsの目標



## 【本市の現況と将来目標】

### 1) 本市の環境に関するイベントや情報公開の状況

#### ◆ 環境に関する活動の状況 ◆

環境に関するボランティア参加者数は減少傾向にあります。ボランティア団体の高齢化も課題となっており、若い世代への啓発活動が必要となります。

| 項目名                     | 実績値      |          |          |       |
|-------------------------|----------|----------|----------|-------|
|                         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
| 環境に関するボランティア参加者数（延べ人数）  | 240      | 253      | 214      | 169   |
| [環境に関するボランティア活動開催回数（回）] | [14]     | [14]     | [11]     | [10]  |
| （地球環境に関する）啓発運動実施数（回）    | 4        | 4        | 6        | 6     |

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境に関するボランティア活動が1月以降中止となった影響で、参加者数も大きく減少しています。



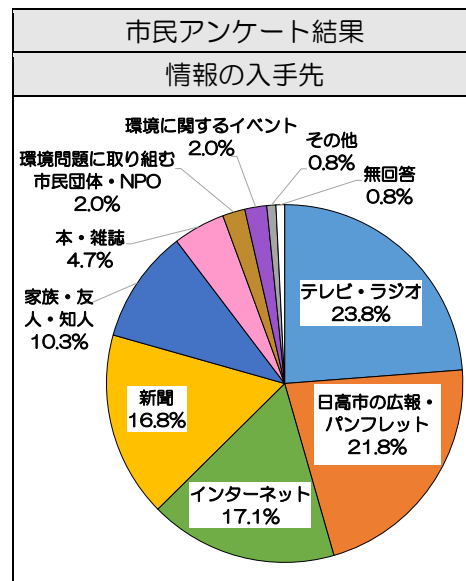
環境ボランティアによる活動の様子



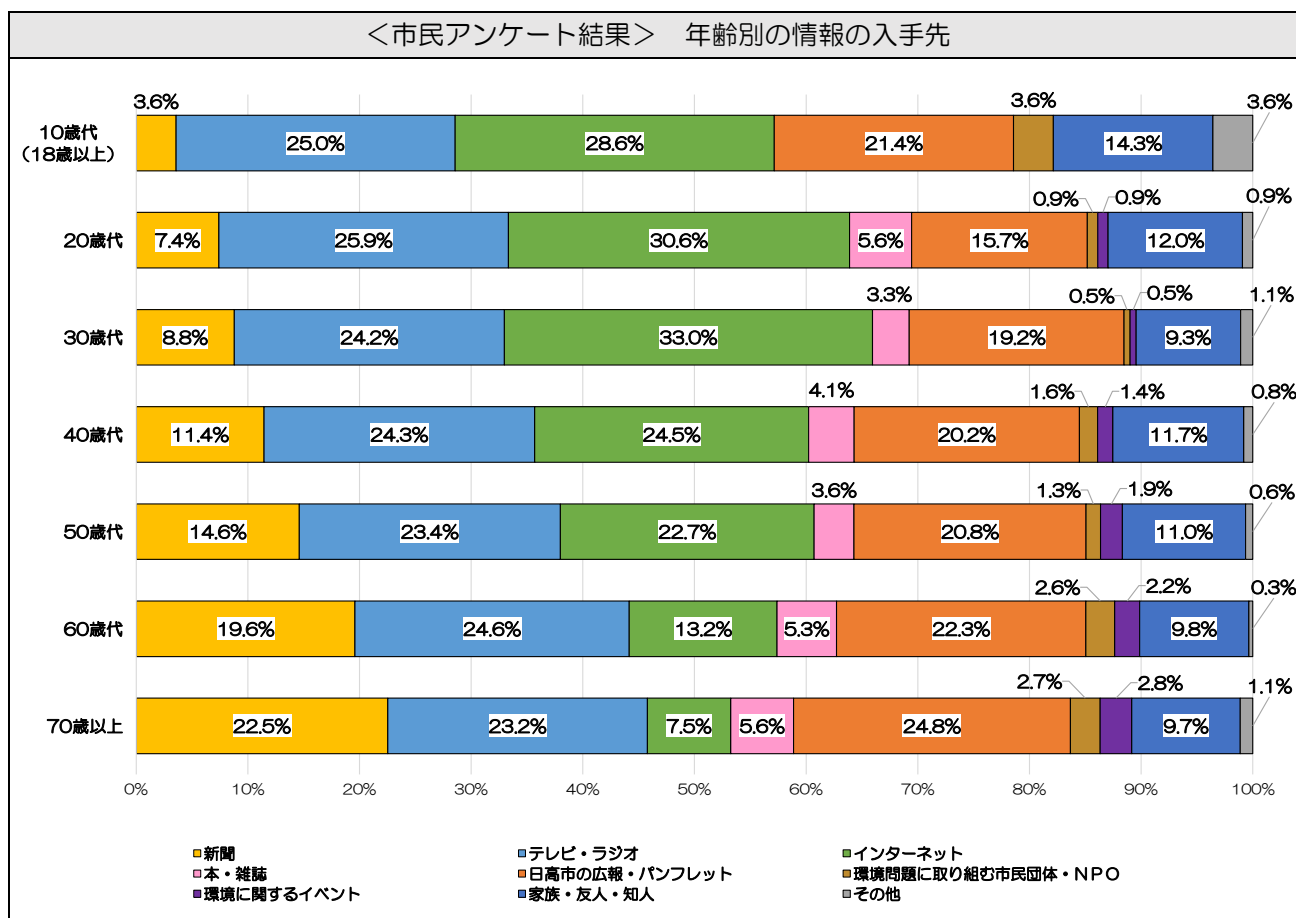
## ◆ 環境に関する情報への関心 ◆

市民アンケートの結果から、情報の入手先としては「テレビ・ラジオ」、「日高市の広報・パンフレット」、「インターネット」、「新聞」が高い割合を示しました。また、年代別に見ると、新聞は年代が高くなるにつれて割合が高くなり、対してインターネットは年代が低くなるにつれて割合が高くなる傾向がありました。

「環境に関するイベント」はどの世代でも割合が低いため、充実を図ることが求められています。



(令和2年度実施)



(令和2年度実施)

## II) 課題の整理

- 様々な情報媒体を使用し、幅広い年齢層を対象にした環境情報の周知方法を検討する必要があります。
- 「新しい生活様式」に対応しつつ、環境に関するイベントの開催を促進することが求められています。
- 本市の自然環境を活用した環境教育・環境学習が重要です。
- 事業者に対して、SDGs の認知度の向上やエコアクション21などの環境に関する認証登録の取得を促進するため、啓発方法を検討する必要があります。

## III) 数値目標の設定

| 指標名                   | 単位 | 令和元年度実績 | 令和7年度目標 |
|-----------------------|----|---------|---------|
| エコアクション21 認証登録件数      | 件  | 1       | 5       |
| 環境に対する啓発運動実施数         | 回  | 6       | 10      |
| 日高市の環境に関するホームページアクセス数 | 件  | 90,575  | 95,000  |



自然観察会の様子



環境に関する啓発運動の様子



## 取組方針１：学びの場の創出

### 【 施策の方向性 】

---

- 環境教育・環境学習の普及を推進します。
- 環境教育・環境学習の体制の整備を図ります。
- 環境情報の周知に努めます。
- 環境に関する認証制度やその他の世界、国、県が行う取組の啓発を図ります。

### 【 施策の展開 】

---

- 自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の創出を図ります。
- 日和田山や高麗川など、本市の自然環境を活用した環境教育の充実を図ります。
- 小中学校における環境教育を推進します。
- 市内の教育機関や県と連携した環境学習を検討します。
- インターネットや SNS を活用した情報の周知に努めます。
- 地域や事業者との情報共有を図ります。

## 取組方針２：協働の充実

### 【 施策の方向性 】

---

- 環境に関する保全活動の充実を図ります。
- 地域コミュニティの活性化を図ります。

### 【 施策の展開 】

---

- 市で開催する環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。
- 環境保全活動に取り組む市民、民間団体、事業者等のネットワーク構築を図ります。

★ 本計画の数値目標のまとめ ★

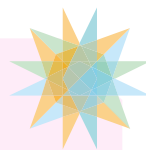
| 指標名                     | 単位                  | 2013<br>(平成 25)<br>年度実績 | 2016<br>(平成 28)<br>年度実績 | 2025<br>(令和 7)<br>年度目標 | 2030<br>(令和 12)<br>年度目標 | 2050<br>(令和 32)<br>年度目標 |
|-------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 市内における<br>温室効果ガス<br>排出量 | 千 t-CO <sub>2</sub> | 1,593.0                 | 1,462.9                 | 1,300.6                | 1,178.8                 | 検討中                     |
|                         | 備考                  | 基準年度                    | 策定時の<br>直近データ           | 基準年度比で<br>18.4%削減      | 基準年度比で<br>26.0%削減       | —                       |

| 指標名                       | 単位 | 令和元年度実績 | 令和 7 年度目標 |
|---------------------------|----|---------|-----------|
| ごみ総排出量                    | t  | 17,642  | 16,211    |
| ごみリサイクル率                  | %  | 99.7    | 99.8      |
| ふるさとの森指定面積                | ha | 23.2    | 25.5      |
| 都市公園面積                    | ha | 40.87   | 43.11     |
| 遊休農地面積                    | ha | 60      | 40        |
| 合併処理浄化槽の設置割合              | %  | 72.6    | 75.0      |
| 公共下水道（污水）の整備率             | %  | 67.9    | 88.1      |
| エコアクション21 認証登録件数          | 件  | 1       | 5         |
| 環境に対する啓発運動実施数             | 回  | 6       | 10        |
| 日高市の環境に関するホームページ<br>アクセス数 | 件  | 90,575  | 95,000    |

## 第7章 環境配慮指針



### ◆ 環境配慮指針とは ◆



私たちの日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らし、本市の目指すべき環境像を実現するために、市・市民・事業者の各主体が、それぞれの役割を認識し、一人一人が環境に配慮した行動に主体的、積極的に取り組むことが大切です。環境配慮指針とは、主体ごとに環境に配慮した具体的な取組を示したガイドラインです。

この指針は、前述の「第6章 施策の展開」に対応しています。市・市民・事業者のそれぞれの立場ごとに、着実に取り組んでいただきたい基本的な行動や取組を指針として示しています。実践行動を通じて、より高い意識を持つとともに、実践の輪が広がることが望まれます。

### 【 市が取り組むこと 】

まちづくりをはじめとした市が担う役割や、ほかの主体への啓発活動等の取組です。各種環境法令による規制や指導のために行う行動も該当します。

### 【 市民みんなで取り組むこと 】

本市で活動する誰もが取り組む行動であり、市や事業者も含む三者それぞれが、日常的に取り組むことが望まれる最も基本的な行動です。

### 【 事業者が取り組むこと 】

事業者が事業活動を行う上で、配慮すべき行動です。法令により規制される事項や、地域社会を支えるための行動が含まれます。なお、市も事業者としての側面を持つことから、事業者の一部に含まれます。

## 基本目標 1.【地球環境】

### 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

## 取組方針 1：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



### 【市が取り組むこと】

- 日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、公共施設からの温室効果ガス排出削減に努めます。
- 公共施設の再生可能エネルギー導入を検討します。
- 家庭における省エネルギーシステムの導入を支援します。
- エネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。
- 温室効果ガス吸収源としてのみどりの保全・創出を推進します。
- 農作物などの地産地消を推進します。
- 温室効果ガス吸収源の実態把握に努めます。
- 遊休農地を活用したソーラーシェアリング\*等の再生可能エネルギーの導入の啓発を検討します。



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 電気製品を使用しない時は、コンセントを抜きましょう。
- エアコンの温度設定に注意を払いましょう。
- 電気・照明等はこまめに消しましょう。
- 節水に努めましょう。
- HEMS（Home Energy Management System）\*などを活用し、電気使用量の把握に努めましょう。
- 徒歩や自転車、又はバスや電車等の公共交通を利用しましょう。
- アイドリングストップ\*等のエコドライブ\*を実践しましょう。
- 省エネルギー型機器や再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 省エネリフォームを検討しましょう。
- 環境にやさしい商品（エコ商品、グリーンマーク商品\*）を購入しましょう。
- 緑のカーテン\*の設置に努めましょう。
- 地元直売所やスーパーの地場産コーナーを利用しましょう。
- 市の特産品である茶、ブルーベリー、栗、うどなどを積極的に購入しましょう。
- エコライフDAYなどの意識啓発イベントに参加しましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 節電や節水等により省エネオフィス化を進めましょう。
- アイドリングストップ等のエコドライブを実践しましょう。
- 工場における生産ライン等の省エネルギー化を推進しましょう。
- 事業所への再生可能エネルギー機器の導入を促進しましょう。
- 冷暖房の温度設定に気を配りましょう。

## 取組方針2：日高市気候変動適応計画



### 【 市が取り組むこと 】

- 国や県と連携し、河川の氾濫防止対策を検討します。
- 国や県と連携し、気象災害被害へ対応します。
- ハザードマップの活用・周知を図ります。
- クールビズ\*やウォームビズ\*を推進します。
- 熱中症予防策を周知します。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 日傘やクールオアシスなどを利用した熱中症予防をしましょう。
- ハザードマップを活用し、気象災害に備えましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 安定的に供給できる農作物の研究開発の取組に協力しましょう。
- 異常気象や災害に備え、従業員の安全が確保された環境を整備しましょう。
- クールビズ、ウォームビズを導入しましょう。
- クールオアシスに協力しましょう。

## 取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画



### 【 市が取り組むこと 】

- 公共施設への雨水利用施設の設置を検討します。
- 雨水の利用方法を周知します。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 家庭菜園や打ち水に雨水を利用しましょう。
- 雨水タンクの設置を検討しましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 雨水利用設備の導入を検討しましょう。
- 事業所の敷地内や周辺での打ち水などには雨水を利用しましょう。

## 取組方針4：廃棄物に関する方策



### 【 市が取り組むこと 】

- 日高市一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- 3R の取組を推進し、ごみの減量化・再資源化に努めます。
- プラスチックごみの排出抑制（不法投棄されないまちづくり）に努めます。
- ごみの分別方法の周知を図ります。
- 庁内でのグリーン購入を徹底します。
- 集団資源回収を促進します。
- 小型家電リサイクルを促進します。
- 生ごみ減量化方法を周知し、啓発します。
- 食品ロス削減に努め、事業者や市民の活動を支援します。





### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- マイバッグ、マイボトルなどを活用し、不要なものは買わないようにする取組（リデュース）をしましょう。
- 不要になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクル品店などに出品し、再利用（リユース）に努めましょう。
- 集団資源回収などを通じて再資源化（リサイクル）に努めましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 再生紙の使用を徹底しましょう。
- グリーン購入を徹底しましょう。
- 再資源化を促進する製品の開発や販売に努めましょう。
- プラスチックを排出する製品の製造抑制を図りましょう。
- バイオプラスチック\*等の分解性プラスチックの使用やプラスチックの排出を抑制できる製品の開発を図りましょう。
- レジ袋の提供や過剰包装を抑制し、ごみの減量化に努めましょう。



ごみ減量キャンペーンの様子



ごみのセメント資源化施設

## 基本目標2.【自然環境】

### 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

#### 取組方針1：みどりの保全と創出



##### 【市が取り組むこと】

- 市民農園の利用を促進します。
- 遊休農地解消に取り組みます。
- 山林の適切な維持管理について支援します。
- 公共施設の緑化を検討します。



##### 【市民みんなで取り組むこと】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近にある自然に興味や関心を持ちましょう。
- 山林、屋敷林等を適切に管理しましょう。
- 生き物の生息場所となるみどりを大切にしましょう。
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう。
- 農業体験、自然環境体験に参加しましょう。
- 適切な農業生産活動による農地の保全を進めましょう。



##### 【事業者が取り組むこと】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 事業所内の緑化の確保に努めましょう。
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。

## 取組方針2：水辺環境の保全



### 【 市が取り組むこと 】

- 河川の定期的な水質調査を継続し、実態把握に努めます。
- 国や県と連携し、河川改修の際は生き物の生息場所が失われないように努めます。
- 川の生き物の観察会を継続します。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近な水辺環境に興味や関心を持ちましょう。
- 生き物の生息場所となる河川などの水辺環境を大切にしましょう。
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。



ウグイの放流の様子(川ガキ・山ガキ自然塾)



高麗川の風景

## 取組方針3：生物多様性の保全



### 【 市が取り組むこと 】

- 生態系の保全に努めます。
- カワセミの保護区を、市民が自然とふれあう場としての機能と調整しながら、カワセミの生息地として適切な整備方法を検討します。
- 外来生物の正しい知識を周知します。
- 有害鳥獣の防除に努めます。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近な動植物に興味や関心を持ちましょう。
- 動植物の保全活動に参加しましょう。
- 農薬や化学合成肥料をできるだけ減らした農業を進めましょう。
- 野生動物に餌を与えないようにしましょう。また、被害防止のための対策を講じましょう。
- 生き物（ペット・外来種）を捨てるのはやめましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 動植物の保全活動に協力・支援しましょう。
- 動植物の保全活動に参加しましょう。



カワセミ

### 基本目標3.【生活環境】

## 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

### 取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）



#### 【市が取り組むこと】

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害に関する調査を継続します。
- 公害の未然防止に努めます。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を促進します。
- 污水处理施設の適正な管理や計画的な修繕を行います。



#### 【市民みんなで取り組むこと】

- 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。
- 生ごみや食用油を排水口に流さない等、家庭から出る雑排水の処理に気を付けましょう。
- 環境にやさしい生活用品（石けん・洗剤等）を使用しましょう。
- 合併処理浄化槽の設置と維持管理を適正に行いましょう。
- 公共下水道が整備されている地域では、速やかに接続しましょう。
- 近隣への迷惑音等の発生防止に努めましょう。
- 不法な野外焼却はやめましょう。



#### 【事業者が取り組むこと】

- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を遵守するとともに、自主的な公害低減に関する取組を実施しましょう。
- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。
- 近隣への騒音等に配慮しましょう。
- 安全な食品、製品の販売に努めましょう。
- 有害化学物質に関する情報公開に努め、リスクコミュニケーションを普及しましょう。
- PRTR 法\*に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を適切に管理しましょう。



## 取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）



### 【 市が取り組むこと 】

- 市の特性を生かした景観の形成のため、景観を阻害する屋外広告物に対して必要に応じて指導を行います。
- 空家等の発生予防に向けて、市民意識の醸成や所有者等の相談支援を行います。
- 空き家・空き地バンクの利用促進及び民間の空家等の利活用への支援を行います。
- 管理不全な空家等の除却に向けて、情報の把握、相談体制を整備し、法令に基づく対策の強化を図ります。
- ポイ捨て指導を行います。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 公共の場への落書きや景観を損なうビラ・看板の設置等をしないようにしましょう。
- 敷地内の緑化に努め、生け垣の管理や草刈りなどを行いましょう。
- 空き缶やたばこ等のポイ捨てをやめましょう。
- ごみの持ち帰り運動や地域の清掃活動等に参加・協力しましょう。
- ペットの鳴き声、においなど近隣に配慮し、ふんなどを適切に処理しましょう。
- 空家等は周辺環境に影響を及ぼすことがないように定期的に適正な管理をしましょう。
- 自らの財産について、日頃から将来に向けた引継ぎや管理・活用に対する備えをしておきましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- 屋外広告物は景観を阻害しないようにしましょう。
- 敷地内の緑化に努めましょう。
- 不法な野外焼却はやめましょう。
- 事業所周辺の美化や所有地の管理に努めましょう。





## 基本目標4.【教育・協働】

### 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

#### 取組方針1：学びの場の創出



##### 【市が取り組むこと】

- 観察会や出前講座など、環境教育の機会の提供を図ります。
- 市内の学校と協力した環境教育を行います。
- 環境情報の発信に努めます。



##### 【市民みんなで取り組むこと】

- 子どもたちへ環境情報を伝えるようにしましょう。



##### 【事業者が取り組むこと】

- 環境保全活動への積極的な参加・協力を行いましょう。
- 環境報告書の作成に努め、公表しましょう。

#### 取組方針2：協働の充実



##### 【市が取り組むこと】

- 年次報告書「日高市の環境」の発刊を継続します。
- 環境審議会を開催し、環境施策への市民意見の反映を促進します。
- 市内の環境保全活動を支援します。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

- 広報ひだかや市ホームページなどから環境情報の取得に努めましょう。
- 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう。



### 【 事業者が取り組むこと 】

- エコアクション21、ISO14001\*など、環境に関する認証登録を目指しましょう。
- 事業活動による環境への負荷に関する情報について、可能な範囲で開示・共有化を図りましょう。
- 事業者が実施する環境保全活動を紹介しましょう。



川ガキ・山ガキ自然塾(川ガキ編:夏季の自然学習の様子)



3R 講座の様子

## 第8章 計画の推進体制と進捗管理



### 1. 推進体制



#### （１）各主体の協働

長期的な目標を視野に含め、三者（市・市民・事業者）の連携が図られた計画の推進が求められています。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。

#### （２）広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。

### 2. 進捗管理



本計画の実行性を確保するため、本計画の進捗管理は「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCA サイクルに基づき実施します。

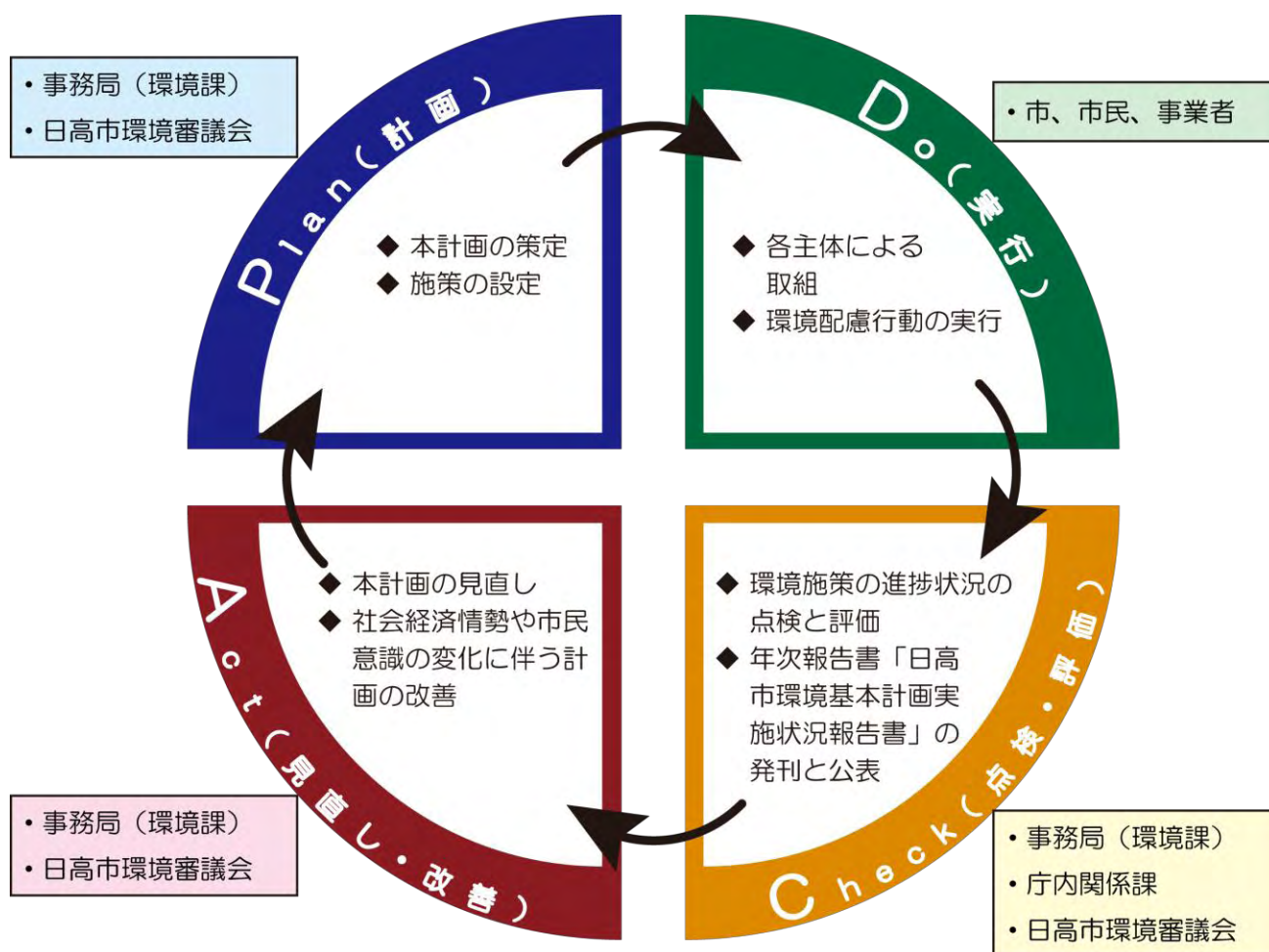
また、進捗状況について公表し、継続的な運用を図ります。

#### （１）日高市環境審議会

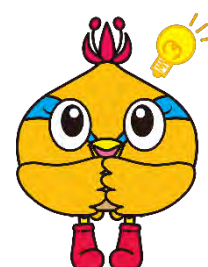
本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について、日高市環境審議会に報告し、客観的な立場から意見・提言を受けます。

#### （２）事務局（環境課）

各主体の取組について調整役を担い、計画の推進状況や目標達成状況について「日高市環境基本計画実施状況報告書」としてとりまとめ、ホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。



本計画の推進と進捗管理の体制(イメージ)



## 資料編

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 資料1 | 第2次日高市環境基本計画の策定経過.....        | 70 |
| 資料2 | 第2次日高市環境基本計画の策定について（諮問） ..... | 71 |
| 資料3 | 第2次日高市環境基本計画の策定について（答申） ..... | 72 |
| 資料4 | 日高市環境審議会委員名簿.....             | 73 |
| 資料5 | 市民・事業者アンケート調査結果の概要.....       | 74 |
| 資料6 | 第1次計画における庁内進捗状況調査結果の概要.....   | 88 |
| 資料7 | 日高市環境基本条例.....                | 96 |
| 資料8 | 用語集.....                      | 99 |

## 資料1 第2次日高市環境基本計画の策定経過

- 令和2年6月18日から令和2年7月7日まで  
第2次日高市環境基本計画策定のためのアンケート（市民用・事業者用）の実施
- 令和2年7月22日から令和2年8月6日まで  
日高市環境基本計画（後期）に関する進捗状況調査（庁内調査）の実施
- 令和2年10月30日  
第1回日高市環境審議会  
・第2次日高市環境基本計画（素案）について
- 令和2年12月10日から令和3年1月8日まで  
第2次日高市環境基本計画（案）に関する市民コメント募集（30日間）  
意見書提出2名
- 令和3年1月28日  
第2回日高市環境審議会  
・第2次日高市環境基本計画（案）について（諮問）
- 令和3年2月10日  
第3回日高市環境審議会  
・第2次日高市環境基本計画（案）について（答申）



## 資料２ 第２次日高市環境基本計画の策定について（諮問）

日環発第４５８号

令和３年１月２８日

日高市環境審議会

会長 行成 美知代 様

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

第２次日高市環境基本計画（案）について（諮問）

第２次日高市環境基本計画（案）を別添のとおり策定いたしましたので、日高市環境基本条例第７条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 資料3 第2次日高市環境基本計画の策定について（答申）

日環審発第3号

令和3年2月10日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市環境審議会

会 長 行成 美知代

#### 第2次日高市環境基本計画（案）について（答申）

令和3年1月28日付け、日環発第458号で諮問された第2次日高市環境基本計画（案）については、日高市の豊かな自然環境を保全し次世代に継承するとともに、地球環境のほか、自然環境、生活環境及び教育・協働分野など、昨今の時代背景を捉えた計画が示されていることから、その内容については概ね妥当なものと判断いたします。

なお、この計画がより効果的に実施されるよう、下記に掲げる内容にご留意願います。

#### 記

- 1 日高市が誇る豊かな自然環境を保全し次世代に継承するため、市、市民及び事業者が協働し、より多くの方々が環境保全意識の醸成を図れるような取組を推進されたい。
- 2 令和2年10月26日の内閣総理大臣の所信表明演説により、国民の環境に対する意識は大きく変化した。日高市においてもこれを契機として、脱炭素社会の実現に向けた政策を積極的に実施されたい。
- 3 計画の進捗管理を適切に行い、望ましい環境像である「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」の実現を図られたい。

## 資料4 日高市環境審議会委員名簿

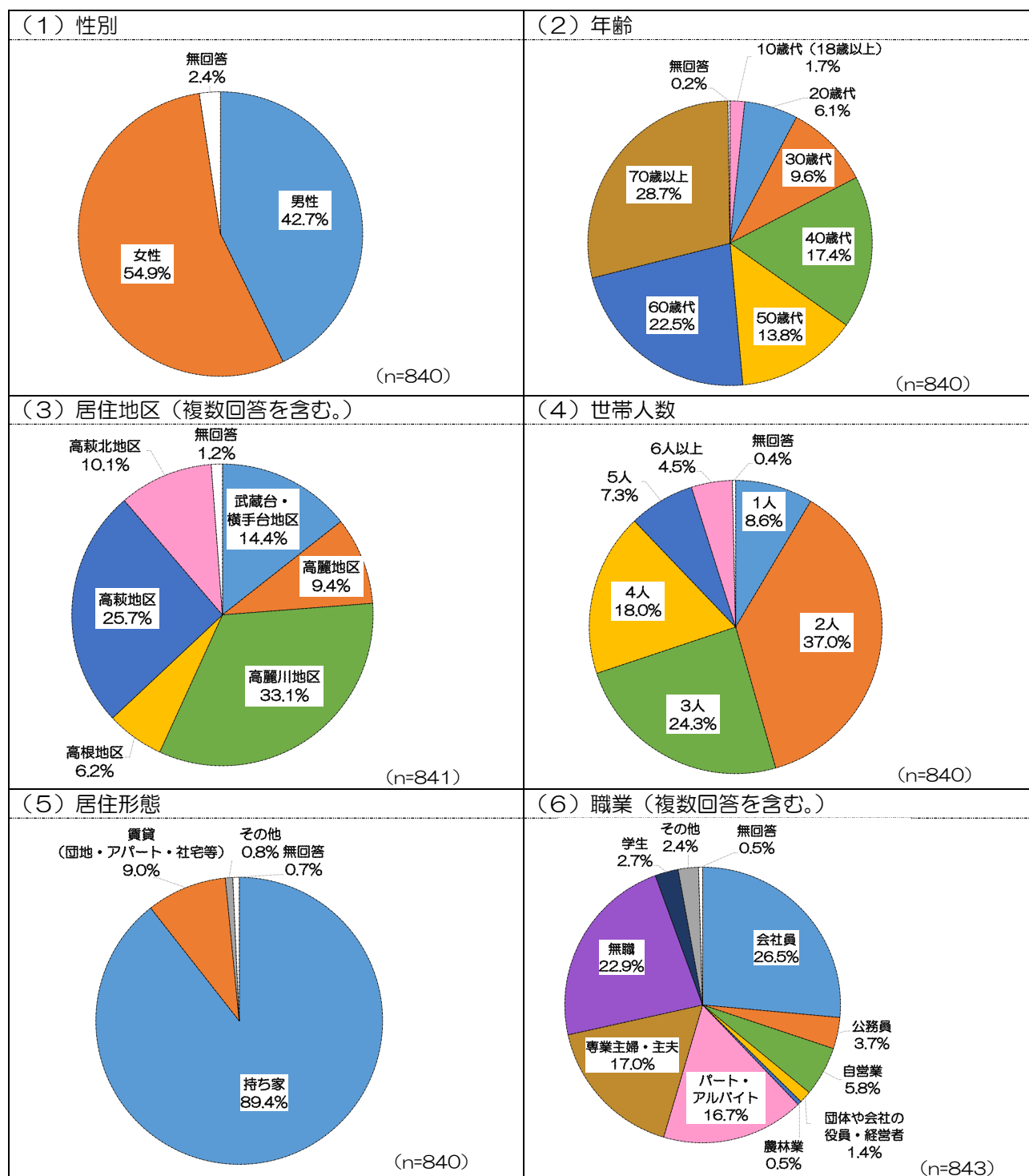
| 氏 名    | 選 出 区 分                   | 備 考                      |
|--------|---------------------------|--------------------------|
| 立花 知子  | 第3条第2項第1号<br>関係機関及び団体の代表者 | 埼玉県西部環境管理事務所<br>大気水質担当部長 |
| 福井 一洋  | 第3条第2項第1号<br>関係機関及び団体の代表者 | 日高市農業委員会会長               |
| 神田 誠治  | 第3条第2項第1号<br>関係機関及び団体の代表者 | 日高市区長会副会長                |
| 高根 廣作  | 第3条第2項第2号<br>知識経験者        |                          |
| 山田 雅子  | 第3条第2項第2号<br>知識経験者        |                          |
| 中山 貞男  | 第3条第2項第2号<br>知識経験者        | 【職務代理】                   |
| 富沢 光子  | 第3条第2項第3号<br>企業関係者        | 日高市商工会                   |
| 大林 邦生  | 第3条第2項第3号<br>企業関係者        | 株式会社 埼玉種畜牧場              |
| 行成 美知代 | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   | 【会長】                     |
| 石野 眞菜  | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   |                          |
| 遠藤 くに子 | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   |                          |
| 大澤 尚   | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   |                          |
| 秋葉 重二  | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   |                          |
| 戸田 美雅  | 第3条第2項第4号<br>市長が必要と認める者   |                          |

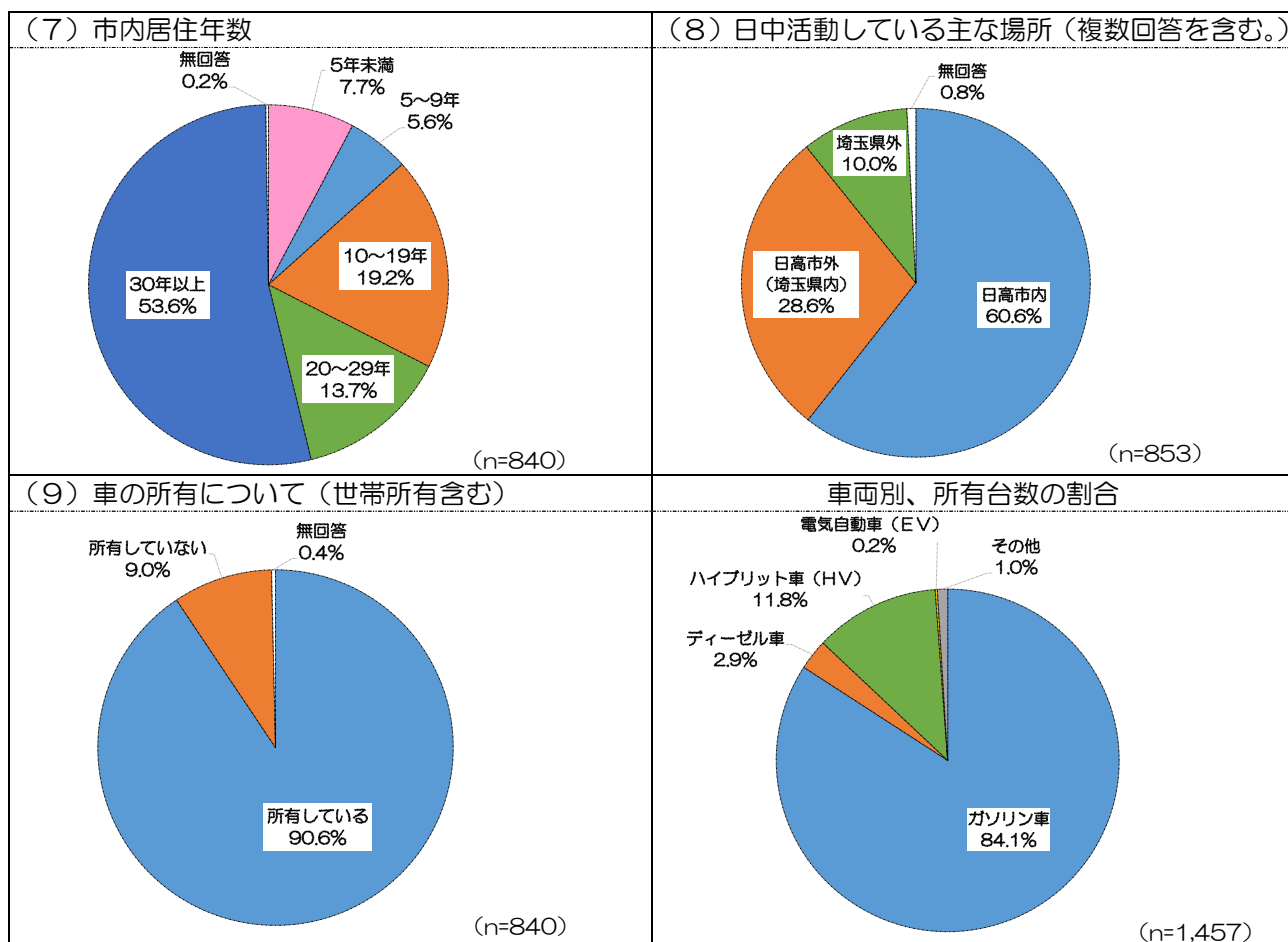
※選出区分は、日高市環境審議会条例に基づく区分です。

## 資料5 市民・事業者アンケート調査結果の概要

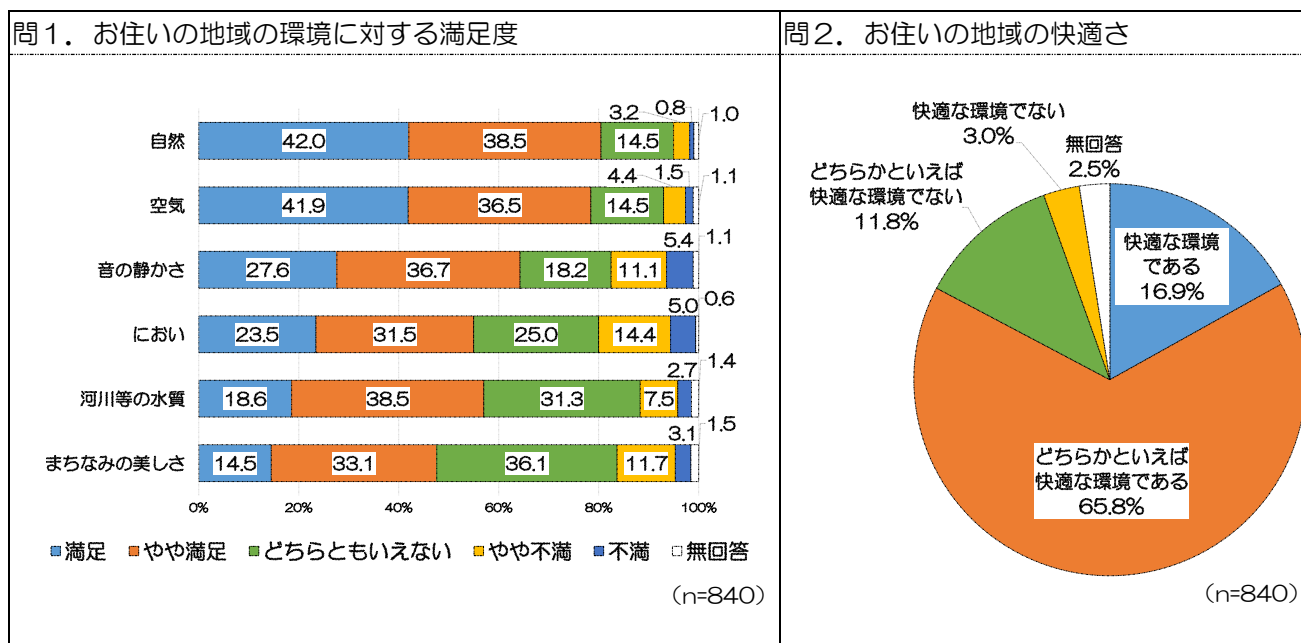
### ＜市民アンケート（各問の単純集計）＞

#### 1. あなたご自身のことについてお伺いします。



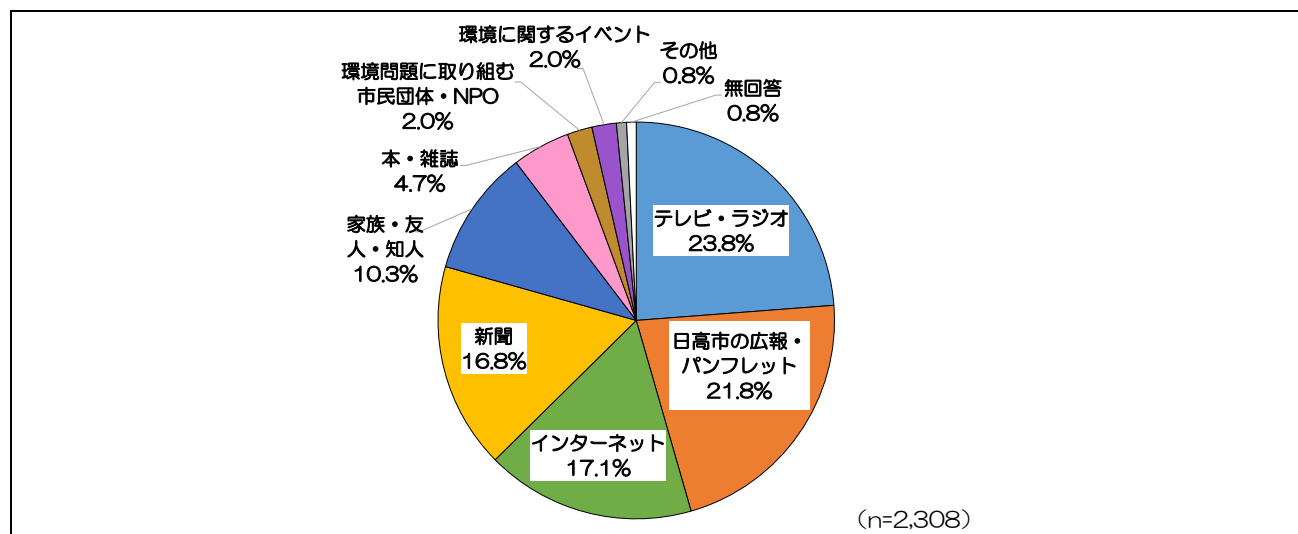


## 2. 日高市の環境で感じていることについてお伺いします。

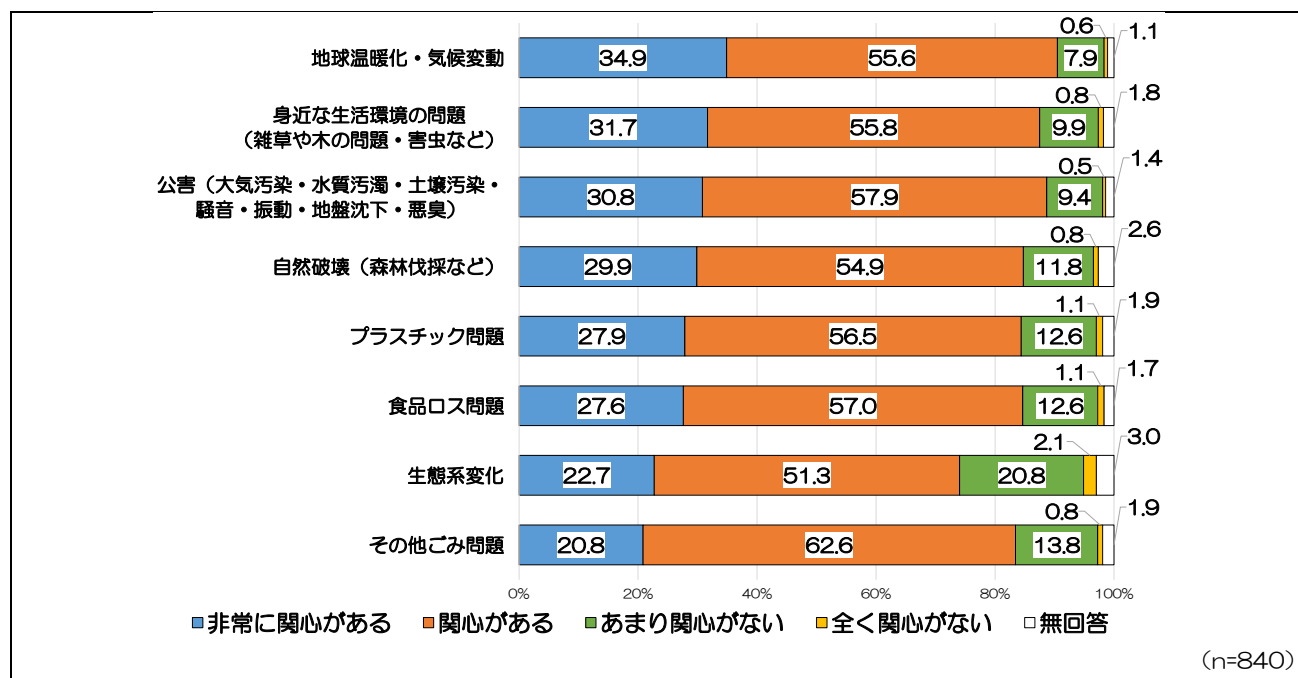


### 3. 環境に対する関心についてお伺いします。

問1. 環境に関する情報の入手先（複数回答を含む。）

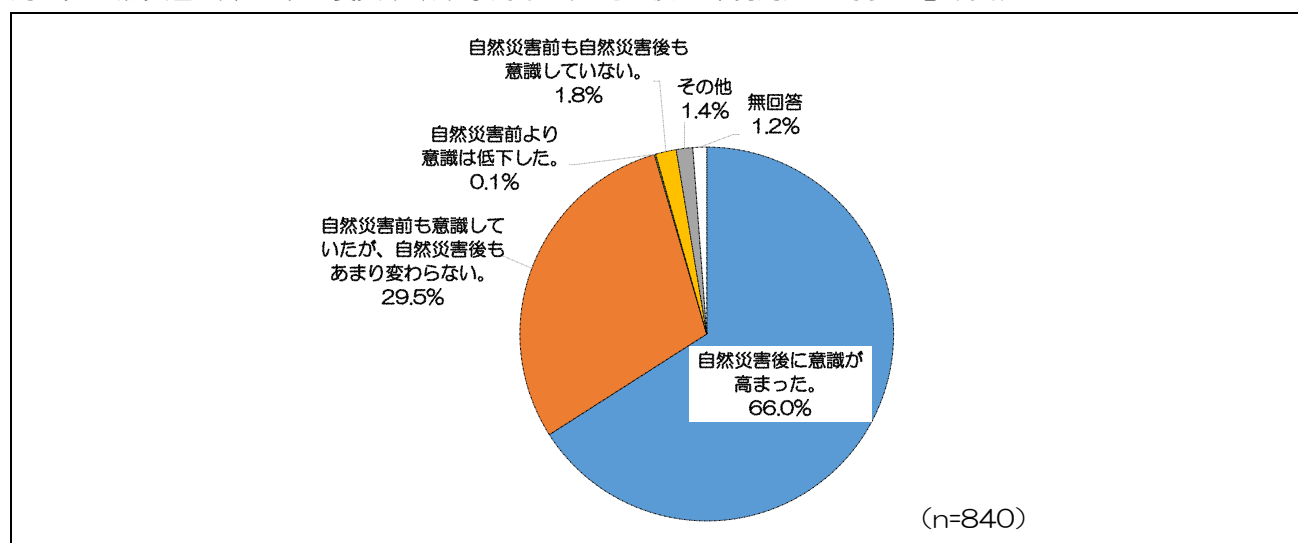


問2. 様々な環境問題に対する関心の度合い





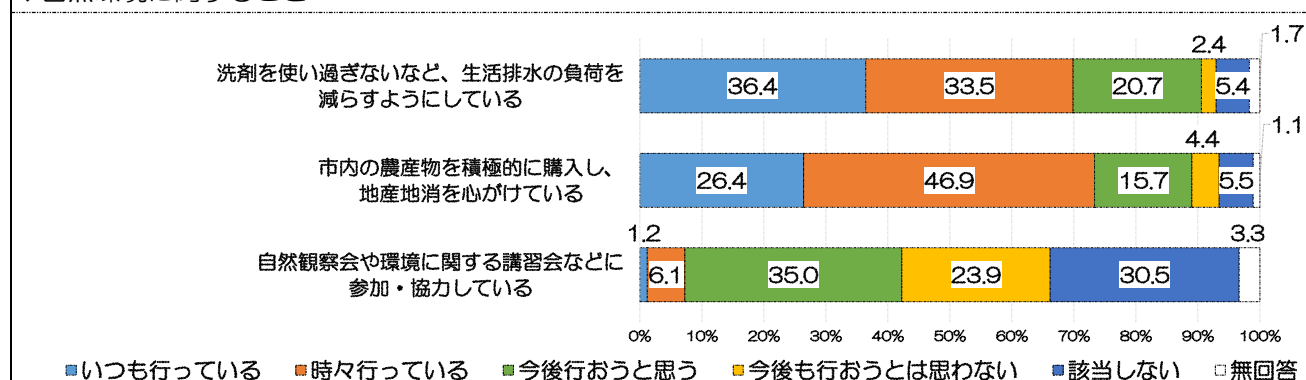
### 問3. 自然災害（東日本大震災や集中豪雨など）発生後の環境問題に対する意識変化



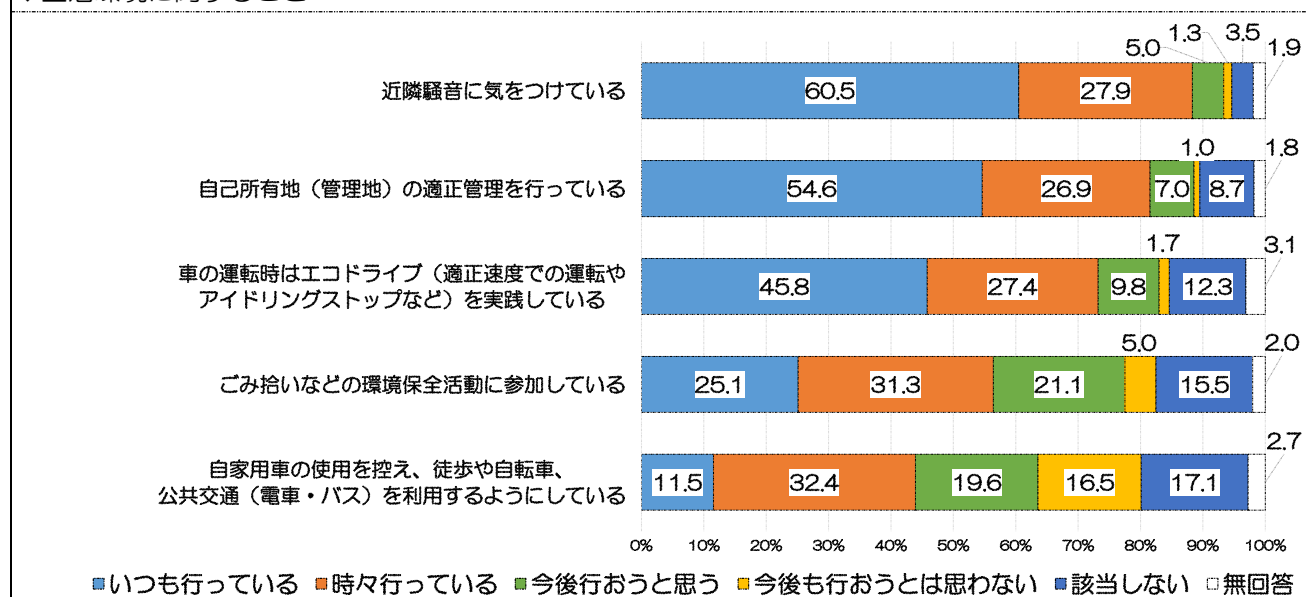
## 4. 環境に関して取り組んでいることについて伺います。

### 問1. 普段の生活で環境に関して取り組んでいること

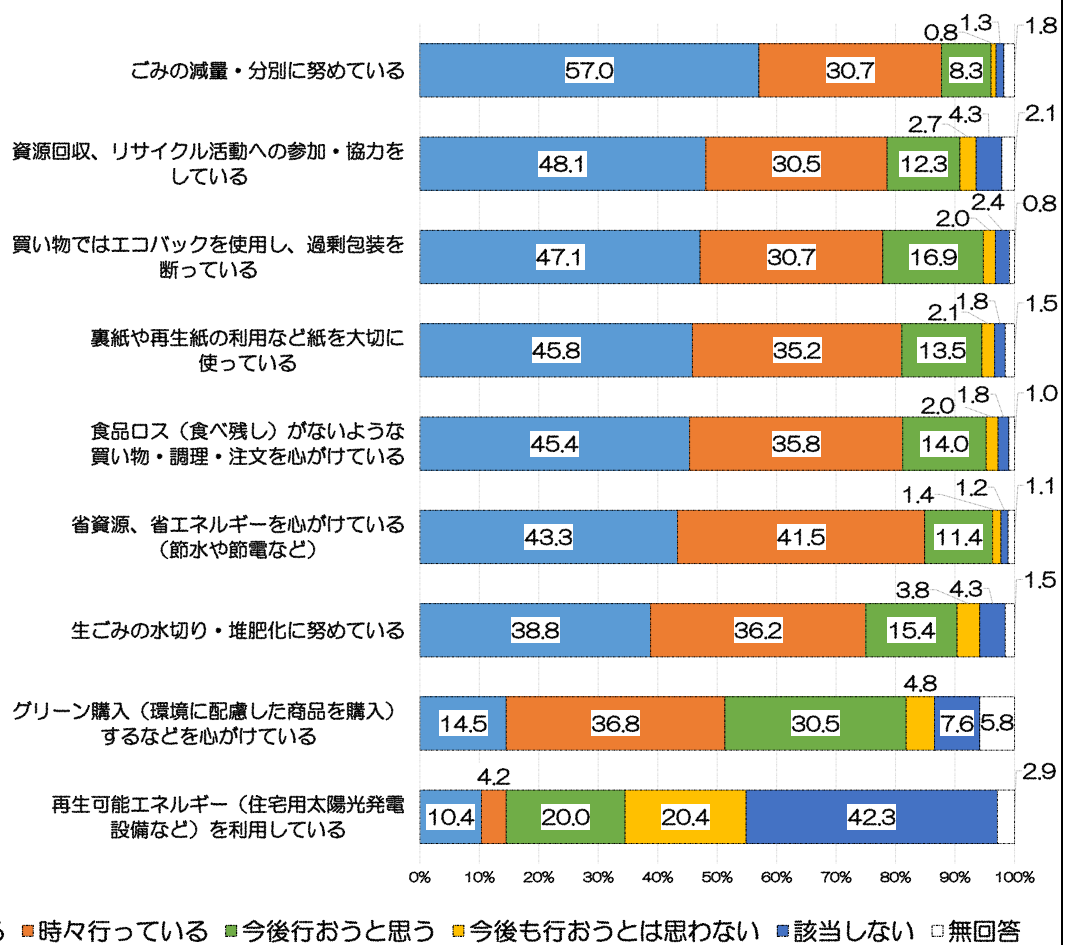
#### ◆自然環境に関すること



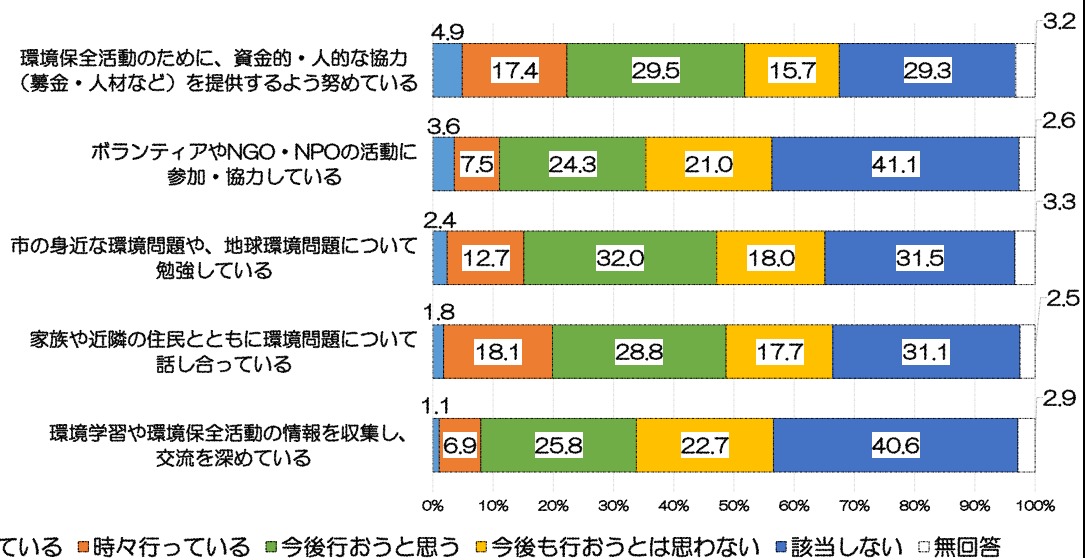
#### ◆生活環境に関すること



◆ごみ、エネルギー、資源に関すること

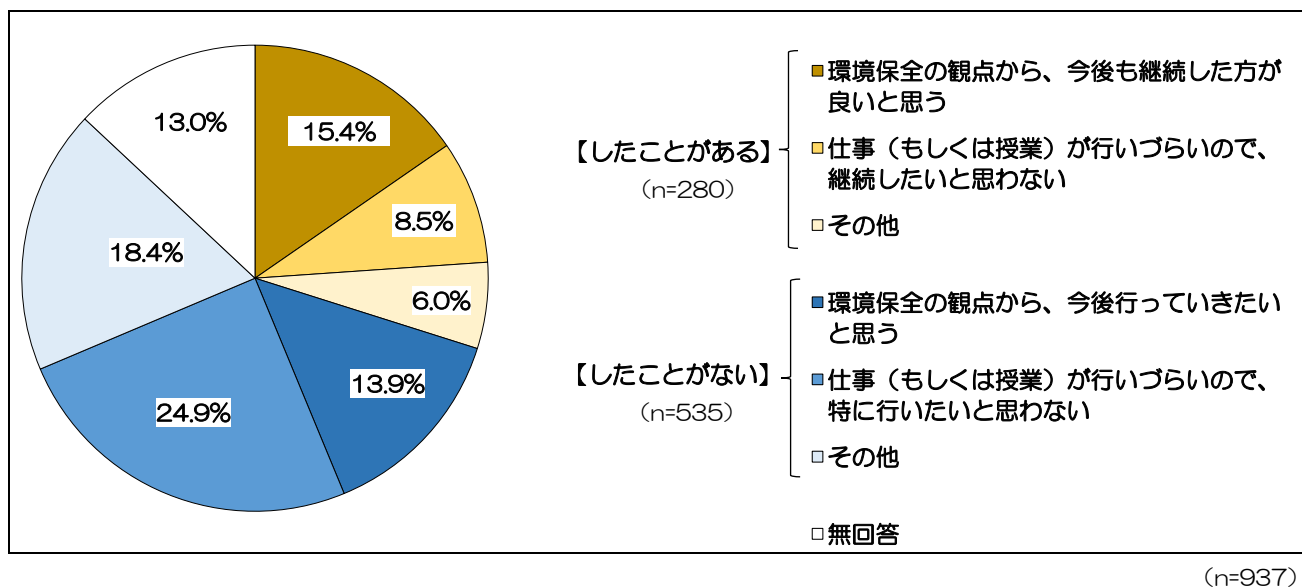


◆環境学習や環境保全活動に関すること



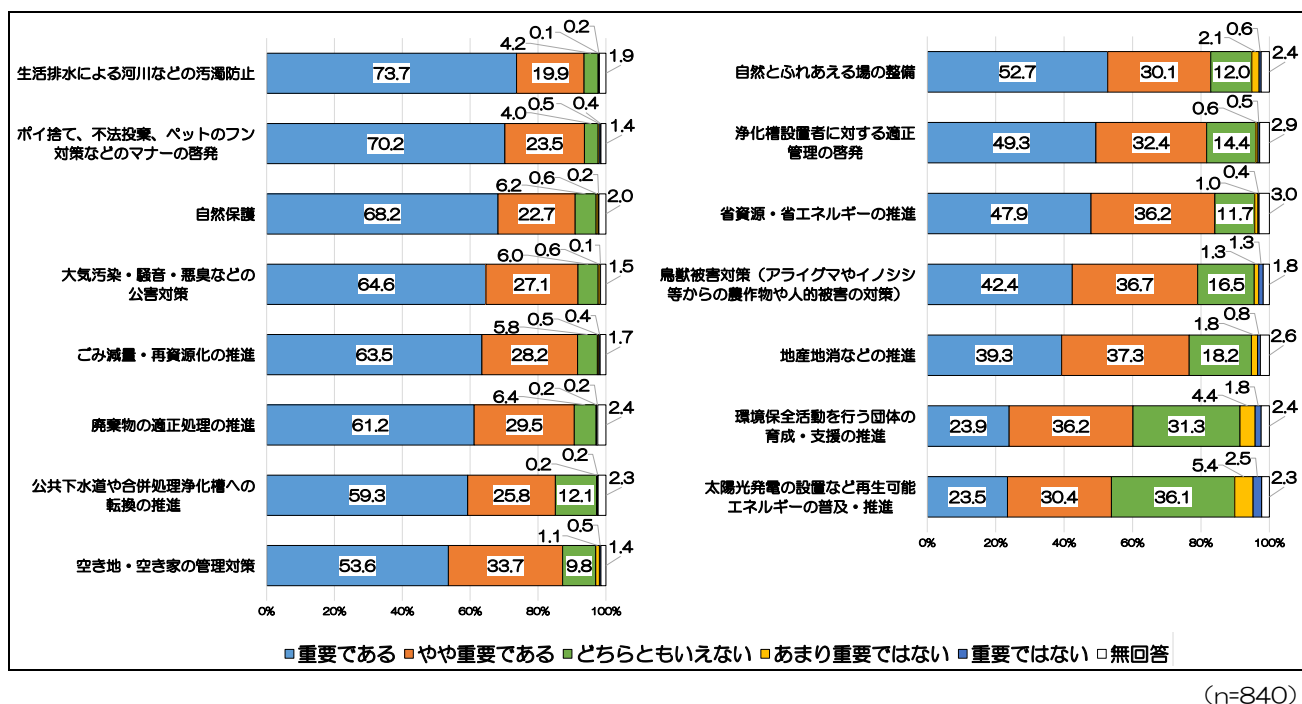
(n=840)

問2. テレワークやオンライン授業に対する考え（複数回答を含む。）



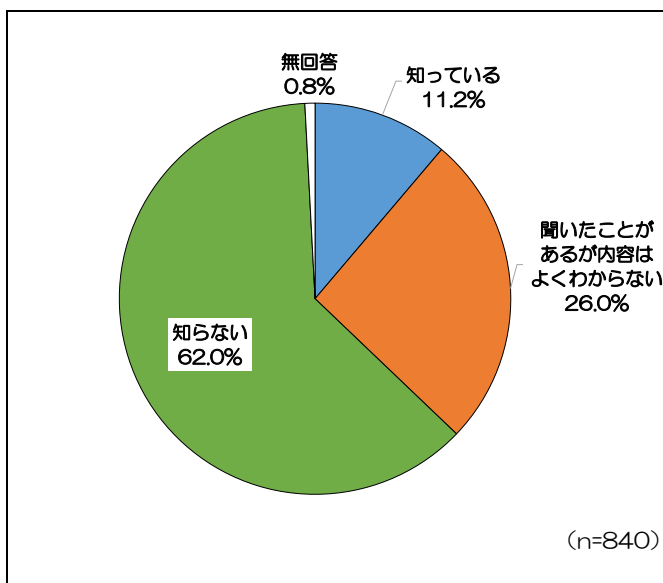
## 5. 今後の日高市の環境施策のあり方についてお伺いします。

日高市が行う環境施策についての重要度



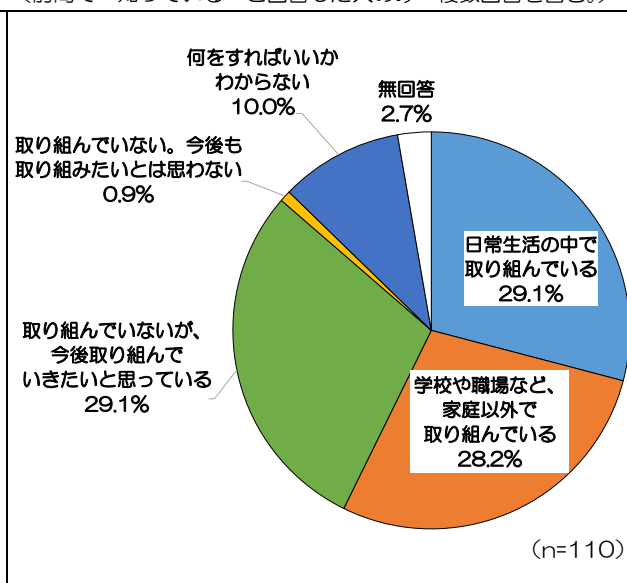
## 6. SDGs（エスディージーズ）についてお伺いします。

### 問1. SDGsの認知度

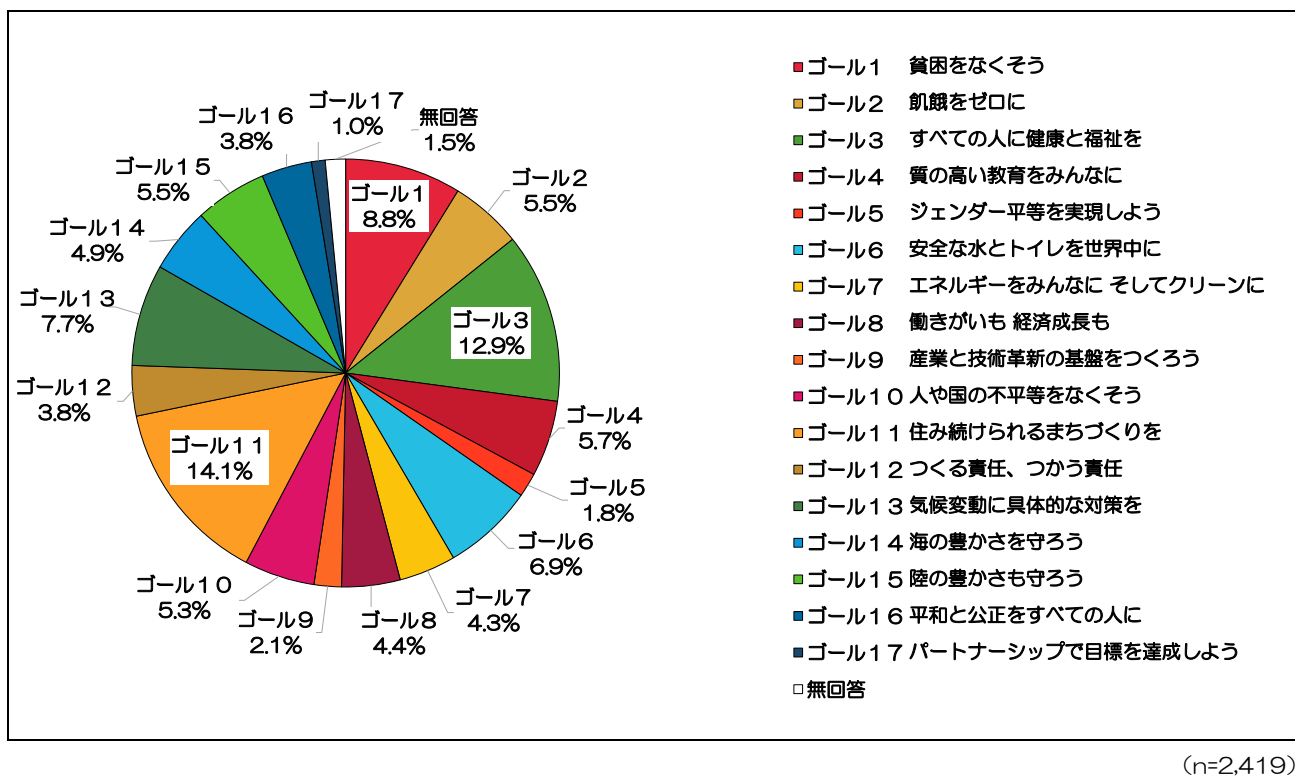


### 問2. SDGsの取り組み意識

（前問で“知っている”と回答した人のみ・複数回答を含む。）



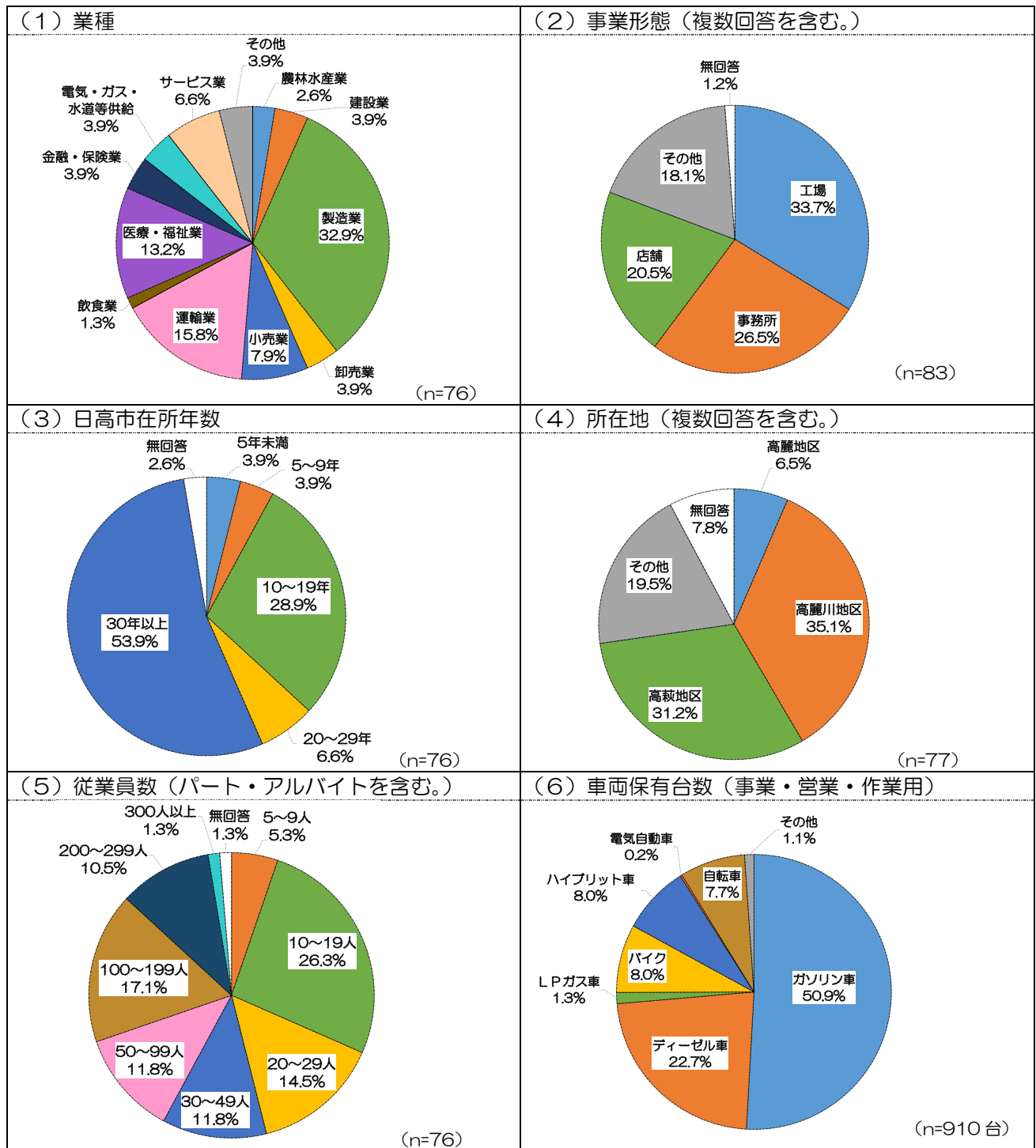
### 問3. SDGsの17のゴール（目標）について関心のあるもの（3つまで選択）

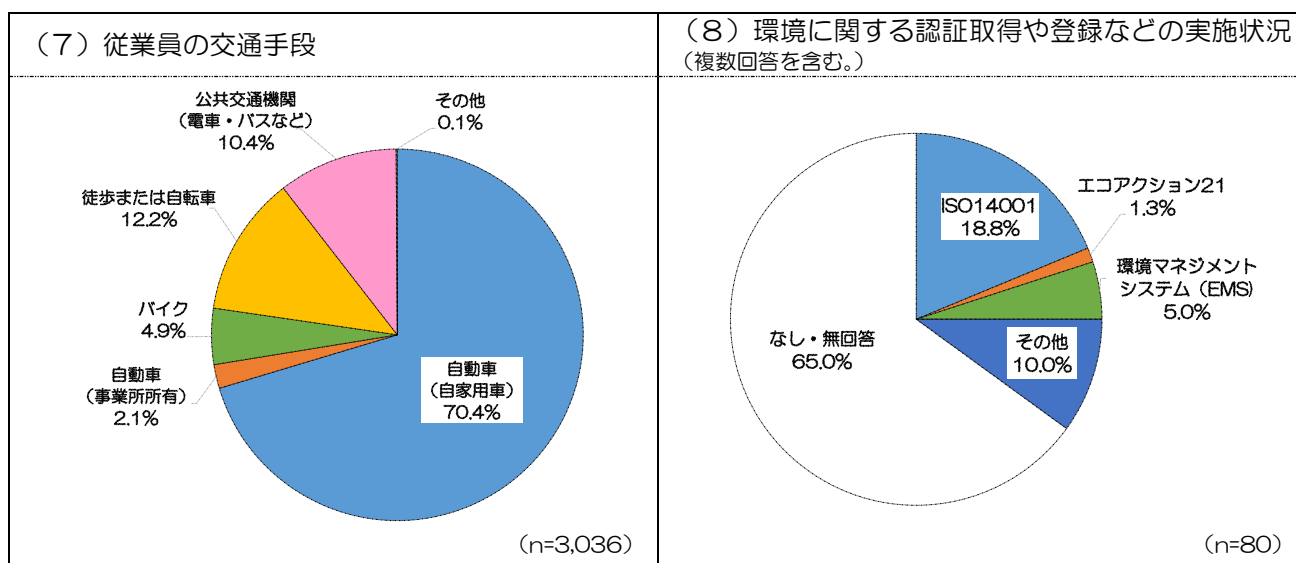


<事業者アンケート（各問の単純集計）>

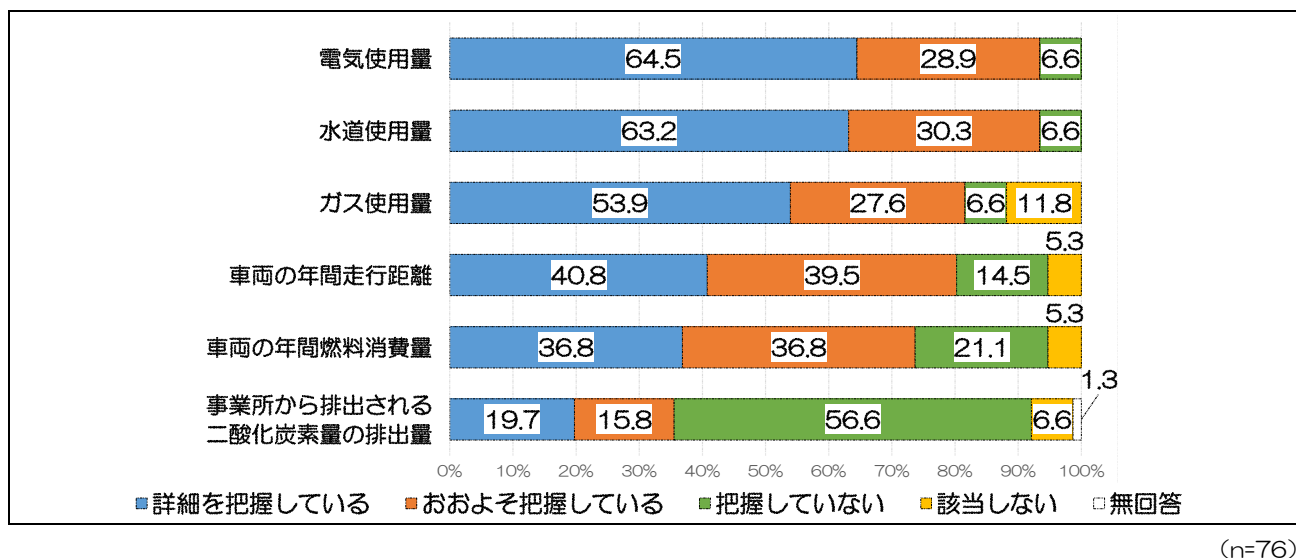
1. 貴事業所についてお伺いします。

問1. 事業所の概要



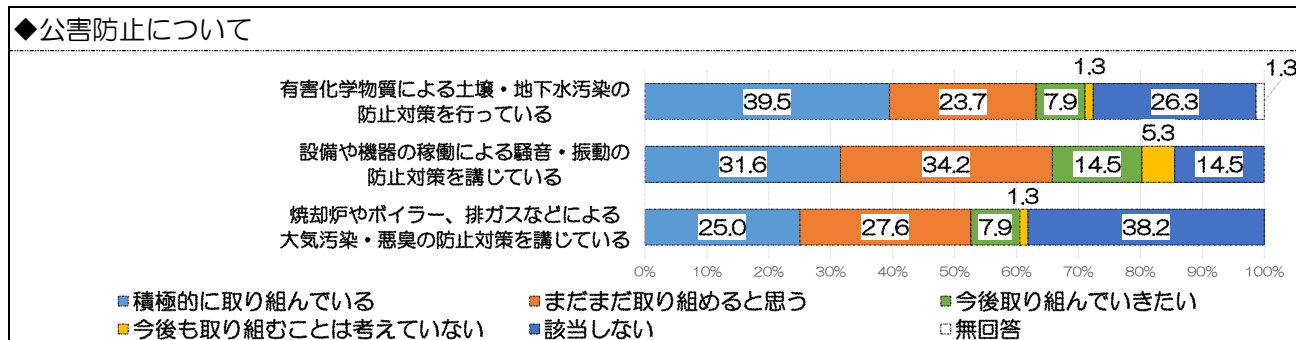


## 問2. 事業所での把握状況



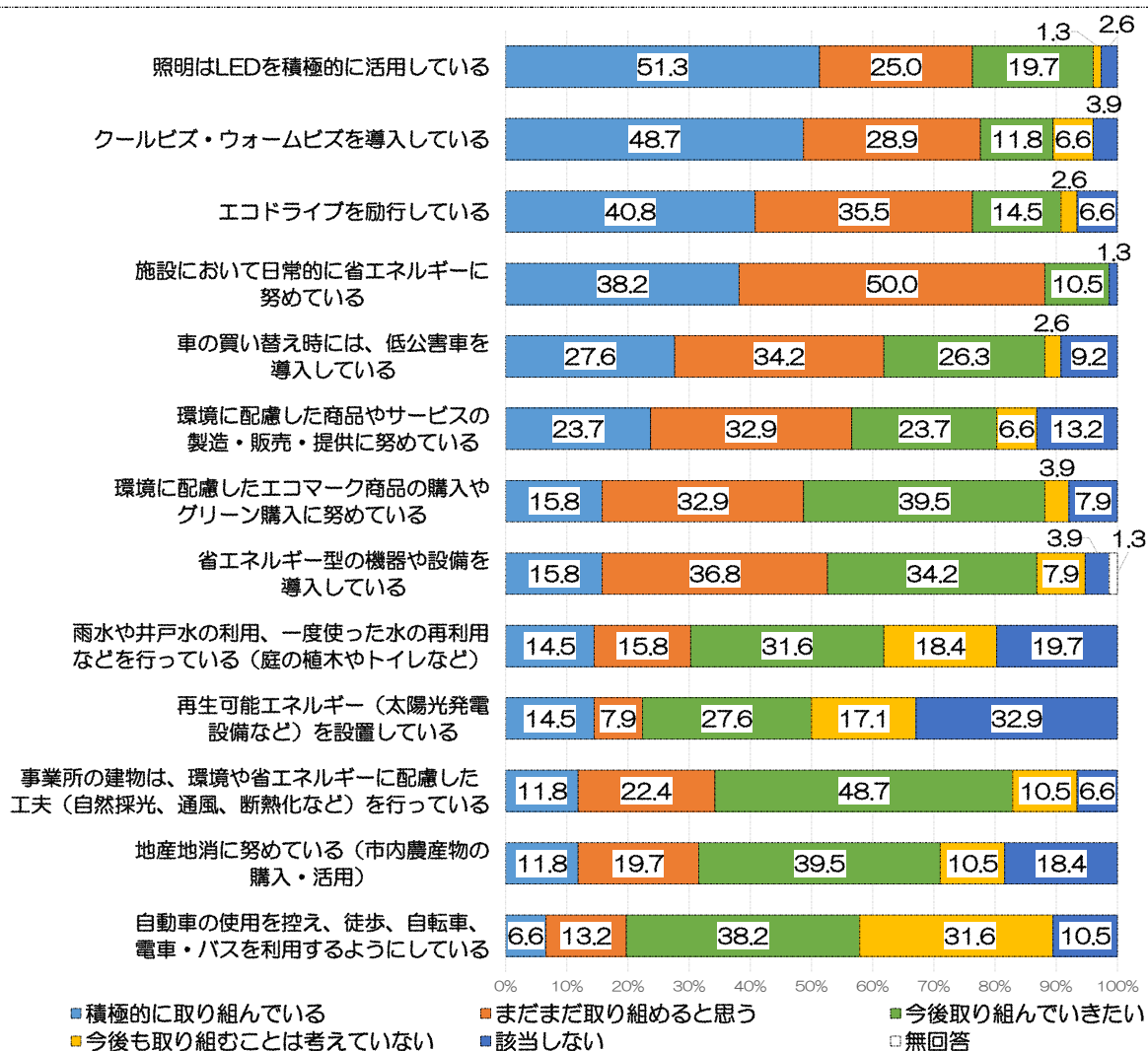
## 2. 環境への取り組み状況についてお伺いします。

### 問1. 環境への取り組みについて

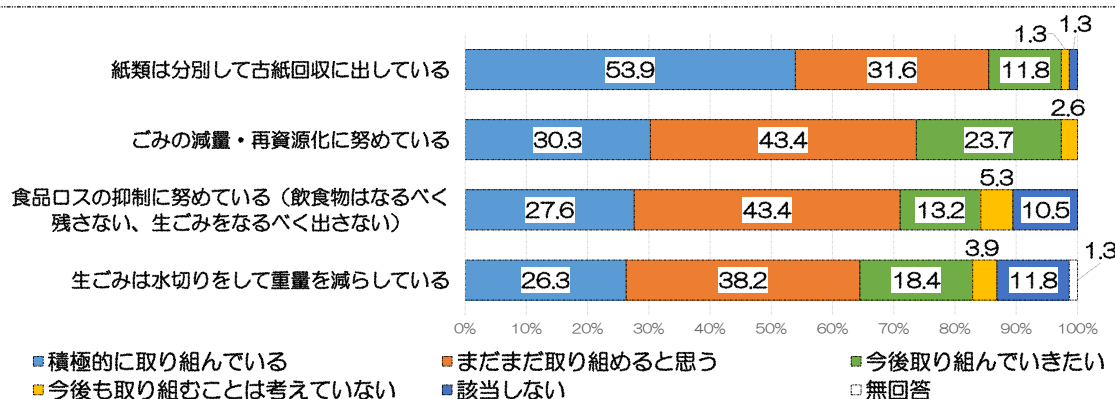




◆省エネルギー・省資源について

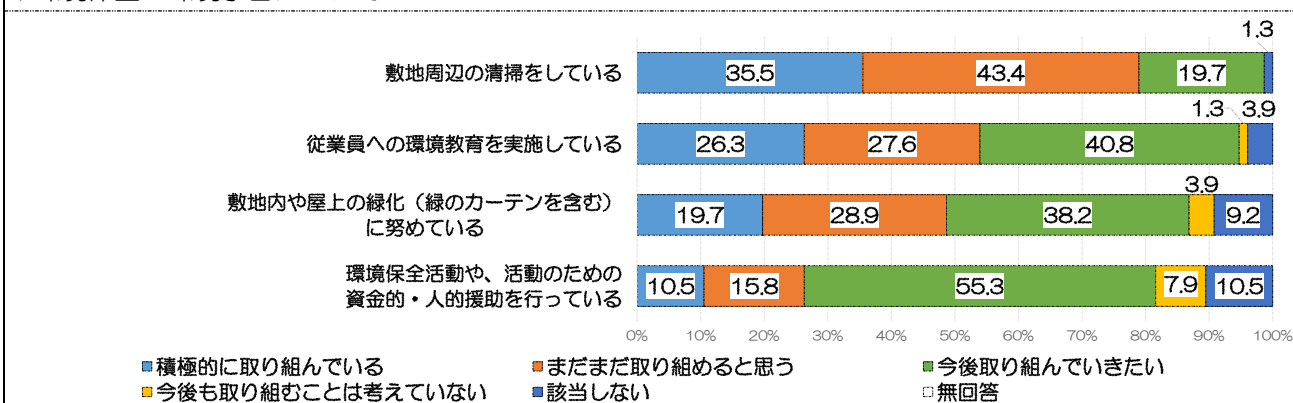


◆ごみの減量・再資源化について



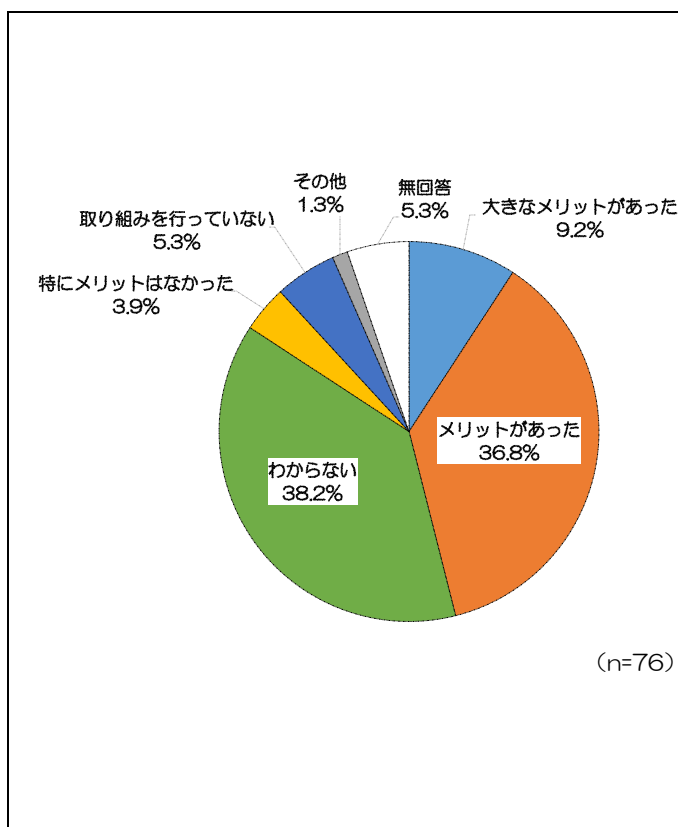
(n=76)

# ◆環境保全・環境学習について



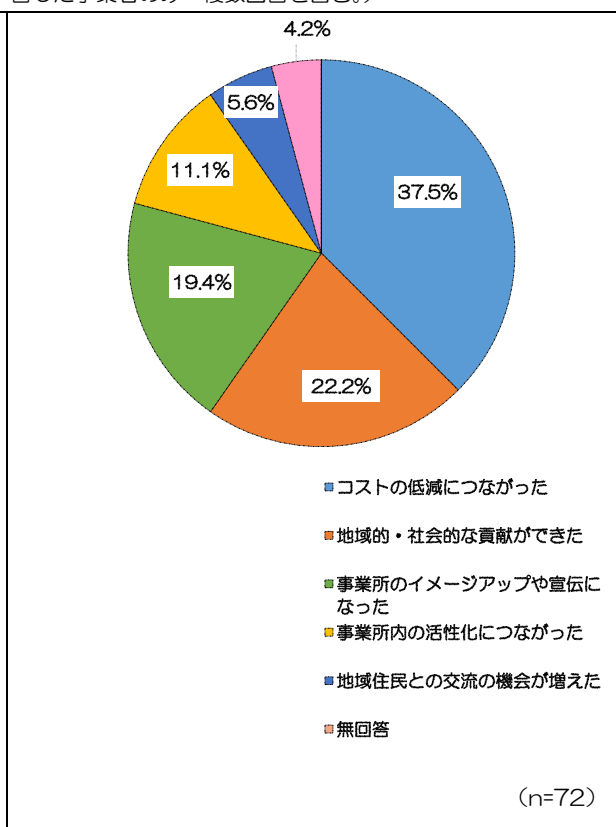
問2. 記述式のため未掲載

問3. 「環境問題への取り組み」によるメリット



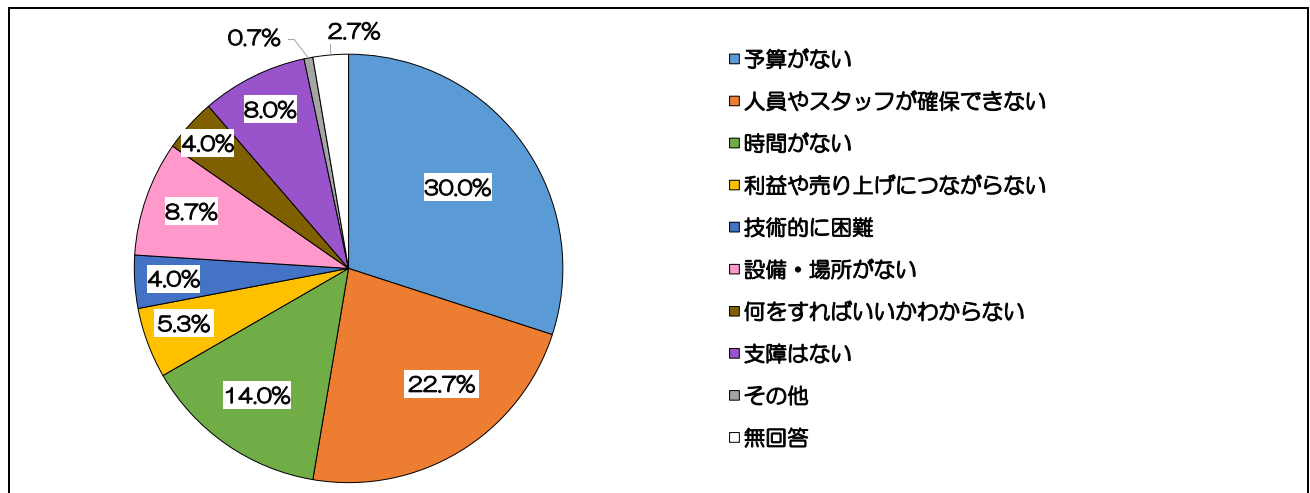
問4. メリットの内容

（前問で“大きなメリットがあった”“メリットがあった”と回答した事業者のみ・複数回答を含む。）



問 4. 記述式のため未掲載

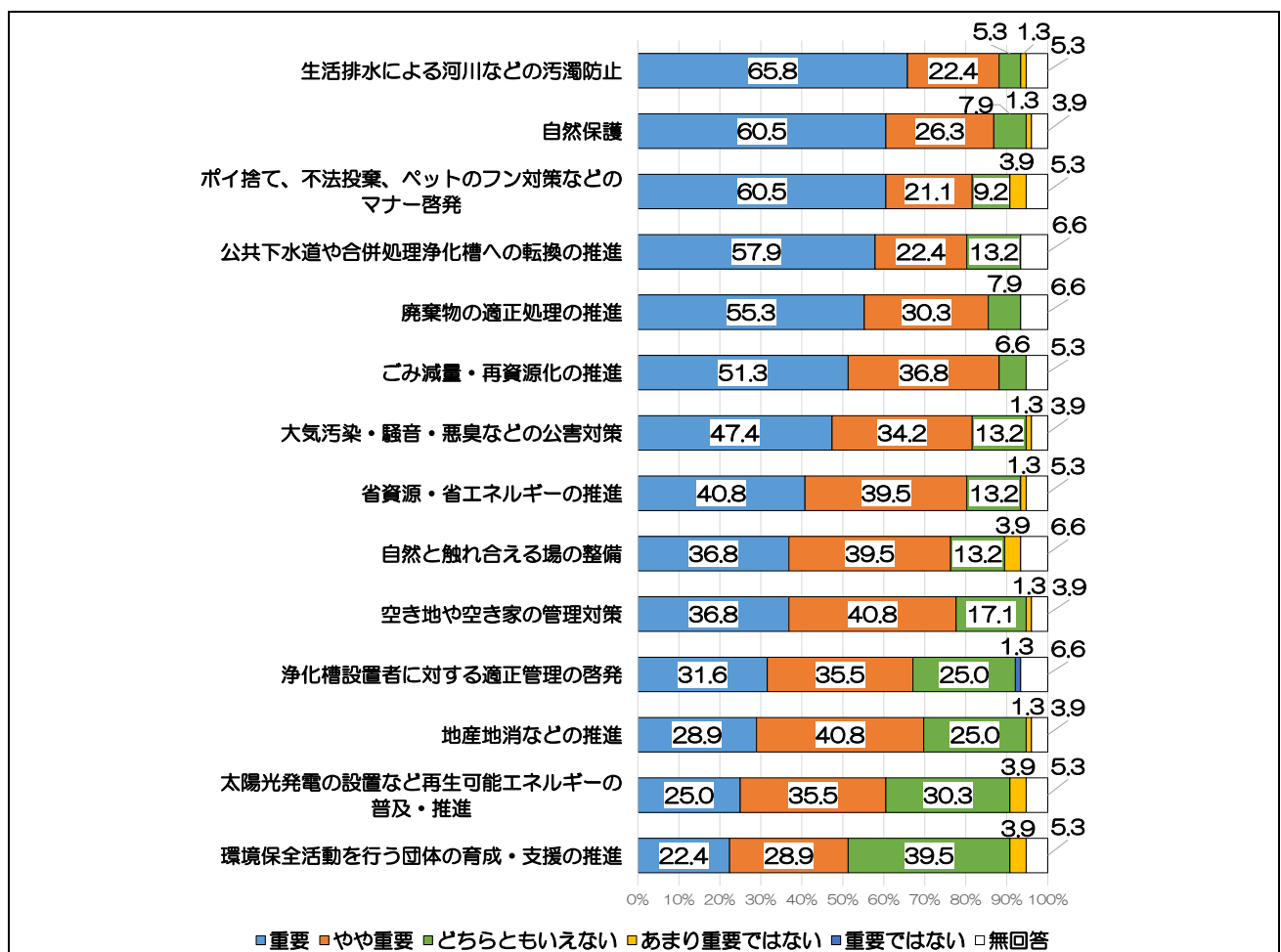
問5. 環境に配慮した取り組みの支障（複数回答を含む。）



(n=150)

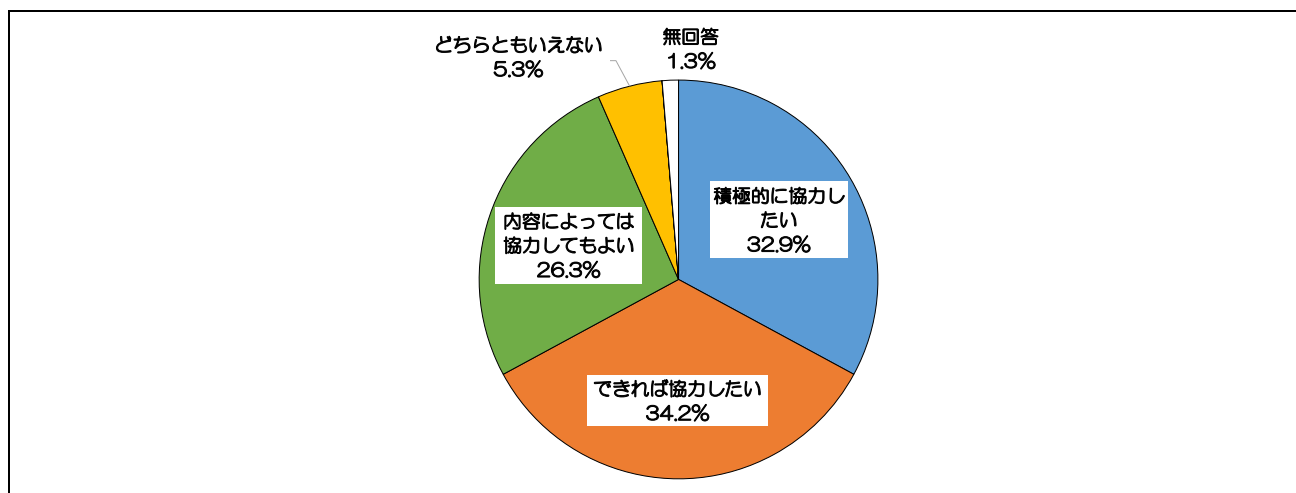
### 3. 今後の取り組みについてお伺いします。

問 1. 日高市が行う環境施策への重要度



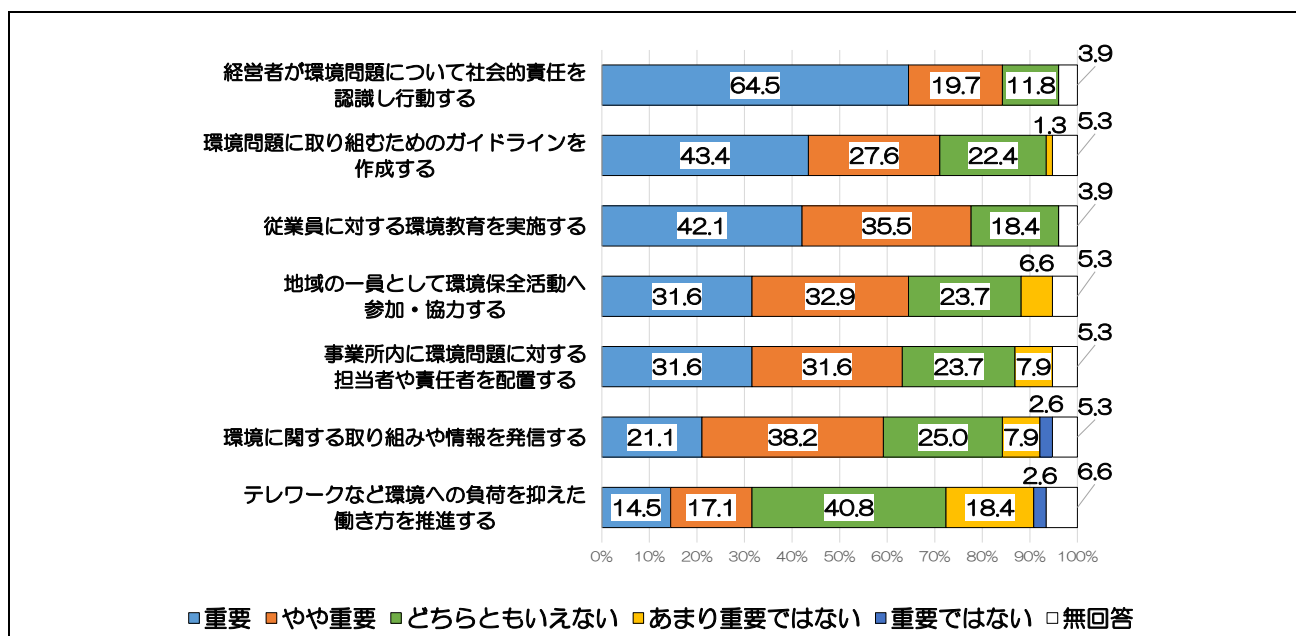
(n=76)

問2. 日高市のよりよい環境づくりのための施策への協力に対する考え方



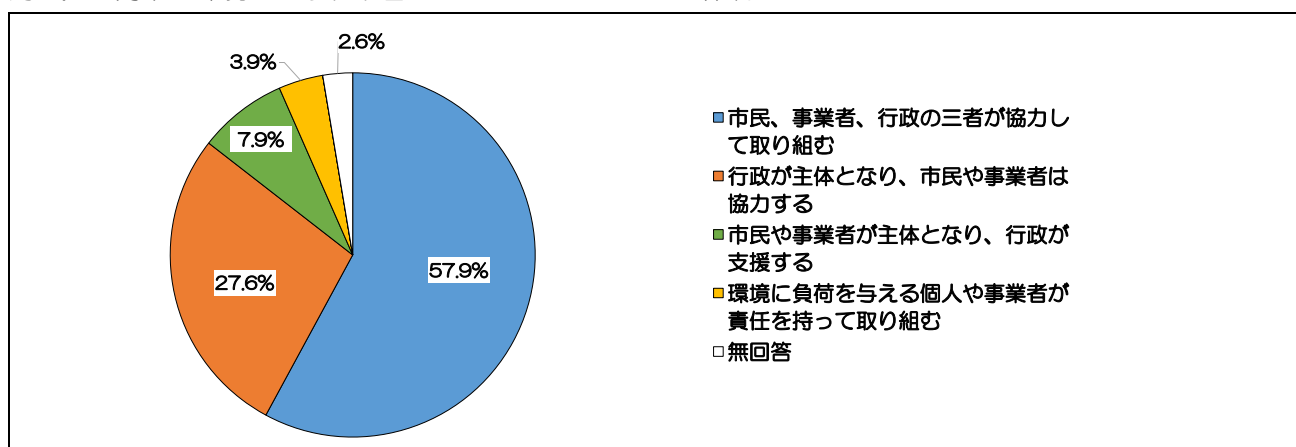
(n=76)

問3. 環境保全に対する事業所の取り組みについての重要度の考え方



(n=76)

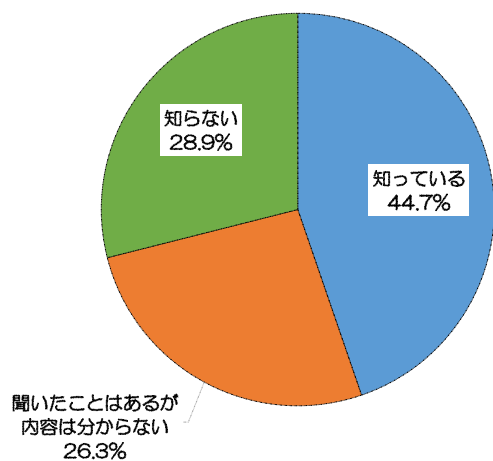
問4. 日高市の環境を守り、改善していくための望ましい体制



(n=76)

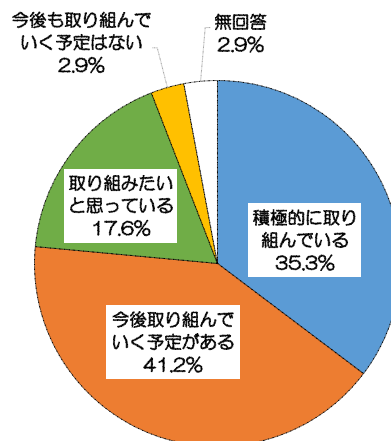
#### 4. SDGs（エスディージーズ）についてお伺いします。

問1. SDGsの認知度



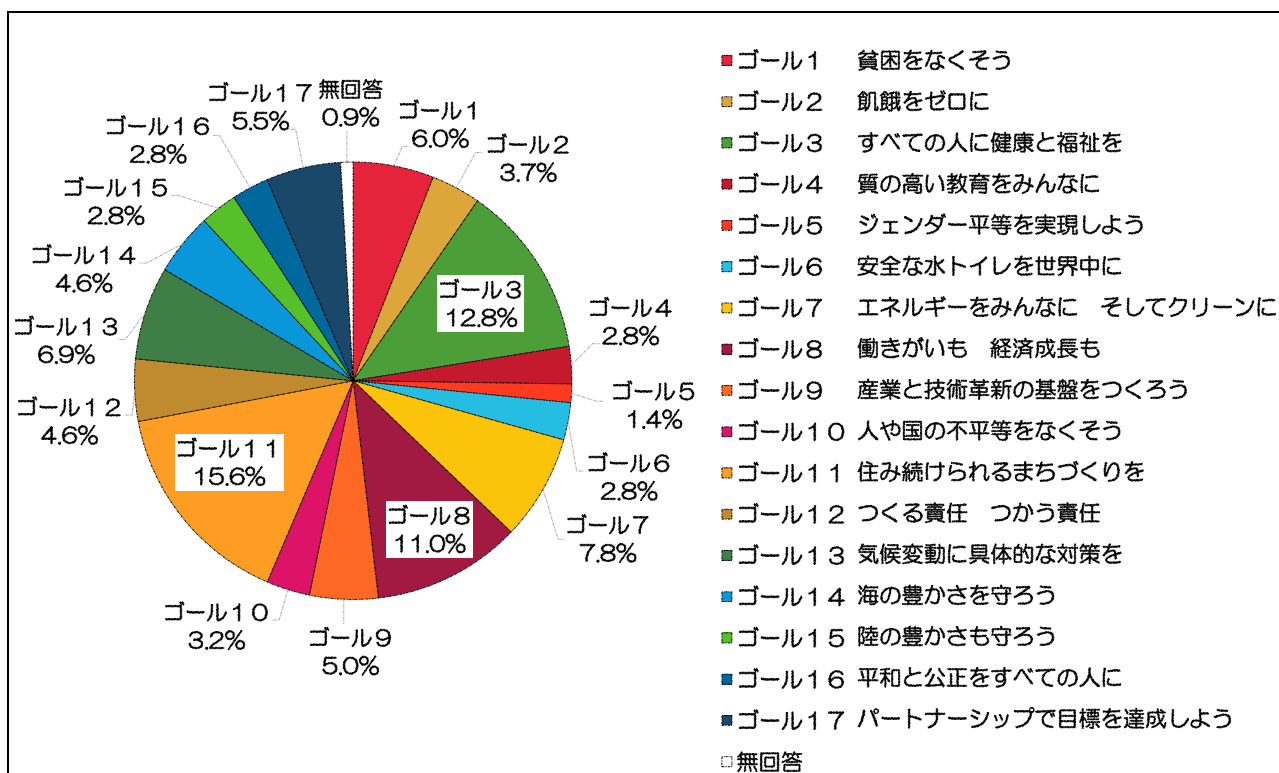
(n=76)

問2. SDGsの取り組み意識  
(前問で“知っている”と回答した事業者のみ。)



(n=34)

問3. SDGsの17のゴール（目標）について関心のあるもの（3つまで選択可能）



(n=218)

## 資料6 第1次計画における市内進捗状況調査結果の概要

### ● 各事業の取組実績 ●

| 事業名           | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑の保全推進事業      | <p>○緑の基金感謝状贈呈式やミツバツツジの植樹会を実施し、自然環境保全のPRを行った。</p> <p>○市民の森-日和田山環境ボランティアにより日和田山の整備を実施した。</p> <p>○基金や補助金を活用し、日和田山の整備を行い、良好な自然環境が保たれた。</p> <p>○自然観察会では、植物や野鳥など自然とふれあうことができた。</p> <p>○「川ガキ・山ガキ自然塾」を開催し、市内の小学生在が高麗郷古民家に宿泊しながら川遊びや魚釣りなど様々な自然体験をおして日高の自然にふれあうことができた。</p> <p>○緑のカーテンは、温暖化対策を考えるきっかけになることや植物を育てる楽しさなどを学ぶことができ、コンテストでは市民や事業所などから多数の応募があった。</p> |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○市民の森-日和田山環境ボランティア会員の高齢化が進んでいるため、若年層の会員を増やす必要があるが、新規加入者は少数である。</p> <p>○植樹会は平成13年から実施しているが、植樹する場所や、主催者である市民の森-日和田山環境ボランティアの組織的な事情により今後の継続は難しい。</p> <p>○「川ガキ・山ガキ自然塾」は、川遊びや魚釣りなど様々な自然体験を通して日高市の自然にふれあひながら環境学習することができ、環境意識の高揚が図れている。</p>                                                                                                             |
| 耕作放棄地活用促進事業※1 | <p>○農地の利用集積を毎年度行い、農地の有効活用を図った。</p> <p>○3か所開設している市民農園にて毎年度120名の市民が農地を有効に利用した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○企業の農業参入は遊休農地を解消する手段として有効であるが、地権者調整、現地調査、再生工事調整にかなりの労力が必要となるため、費用対効果等も踏まえて、企業との関わり方について一部改善、検討が必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 観光地美化事業       | <p>○年間を通してハイカーやバーベキュー客が多いため、観光地の美化活動を近隣のボランティア団体に委託することにより、ハイキングコースや河川等をきれいな状態に保つことができた。</p> <p>○駒高公衆便所を改築した。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○公衆トイレについては、老朽化や経年劣化による腐食等がみられることから、適切な修繕をしていくとともに、利用が少ない公衆トイレについては廃止していく必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 農業後継者対策事業     | <p>○学校農園及び緑の学校ファームでは、各学校に資材、種苗を提供することで、子どもたちが農業にふれることができた。また、成果を市民まつり農産物品評会場で展示発表した。</p> <p>○体験農場事業では、特産品の栗をテーマにした「親子栗拾い体験」や、うどをテーマにした「うどむろ体験」等を実施することができた。</p> <p>○令和元年度の農業後継者婚活事業では、参加者23人のうち8組のカップルが成立し、市内男性農業者と一般女性の交流を図ることができた。</p>                                                                                                            |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○体験農場事業、婚活事業については、公民館や各企業等でも実施しているため検討が必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 土地改良事務        | <p>○入間第二用水土地改良区との負担協定により、計画的な水路改修及び台風による災害復旧工事を実施することができた。</p> <p>○宮沢ため池の耐震調査を実施し、耐震性に問題がないことを確認した。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○農業用水の安定確保のため、計画的な水路改修を実施していくとともに、自然災害時における水路修繕等について対応策を検討していく必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 担い手農家育成事業     | <p>○農地利用集積を図り、耕作放棄地の解消及び担い手の効率的な経営を支援した。</p> <p>○効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者に対し、利子補給を行い、農業者の経営安定を図ることができた。</p> <p>○認定農業者の増加が図れた。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○引き続き効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者に対し、利子補給を行い、農業者の経営安定を図ることが必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 農業振興地域整備計画事務  | <p>○農業振興地域整備計画により、適切な農地の保全を図ることができた。</p> <p>○農業振興地域整備計画の見直しに向け、意向調査や基礎資料の作成、農用地調査等を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○農業振興地域整備計画により、適切な農地の保全が図れた。農業振興地域整備計画の見直しに向けた基礎資料の作成や農用地調査等を実施した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 林業振興事業        | <p>○林業の経営の再生を図るため、関係団体と事業実施について連携して、彩の国みどりの基金を活用した間伐や情報交換を行った。</p> <p>○林道炭釜線、林道関に入線及び林道山根線の修繕等を実施した。</p> <p>○森林環境譲与税を全額基金へ積み立てた。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○手入れがされていない森林が増えているため、倒木等による除去費用の増加が懸念される。林業の振興を図るため、地権者と事業実施主体が森林経営計画を締結する必要があるため、事業化までに長期間を要する場合がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 耕作放棄地解消事業※2   | <p>○農地の経営状況調査を行うとともに、農地のあっせんを行うための売買や賃借に関するアンケートを行った。</p> <p>○農地利用状況調査を実施し、遊休化している農地について、適正指導を行った。</p> <p>○農地利用状況調査を通して、農業経営の拡大を図る農業者へ、農地のあっせんを行った。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 進捗状況、課題、問題点   | <p>○経営状況調査及び利用状況調査の結果を基に、所有者と担い手のマッチングを行っているが、利用方法等の理由により、調整が不調となる傾向がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |



| 事業名        | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業委員会運営事務  | ○農地の利用状況等を常に把握するため、農地パトロールを行った。<br>○農業委員会委員の改選に伴い、法改正後の新体制として14名の委員を任命した（平成28年度）。<br>○農地の権利移動について、農業委員会総会で審議し、許可書を適正に発行した。                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○担い手等へ農地を集積していくには、農地の状況把握や農業委員会の適正な判断が必要となる。                                                                                                                                                                                                     |
| 農業委員会広報事務  | ○農業者に農業生産力の発展や地位向上が図れるよう、市内農家約1,600世帯に農業委員会だよりを配布し、農業に関する情報等の提供を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○農業者に必要となる各種情報を提供するため、農事組合長に依頼し配布しているが、配布方法を変更してほしいとの要望がある。                                                                                                                                                                                      |
| 清流保全対策事業   | ○毎年度実施している清流保全啓発ポスターは、市内の小・中学生から多くの作品の応募があった。<br>○河川水質分析調査の結果、良好な河川環境が維持されていることが分かった（令和元年度及び令和2年度は実施なし）。<br>○ウグイの放流イベントでは、生きた魚に直接ふれる体験を小学生に提供することで、清流保全への関心を高めることができた。                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○清流保全啓発ポスターは、多くの小・中学生から応募がある。<br>○水質保全に対する啓発を図る必要がある。<br>○ウグイの放流事業は、立地等の関係から市内すべての小学生を対象とすることができない。                                                                                                                                              |
| 観光活性化事業    | ○お散歩マップの作成など体験型観光を展開するための取組により、曼珠沙華以外の観光資源をPRし、通年観光の促進を図ることができた。<br>○巾着田で開催した「菜の花まつり」及び「春まつり」では飯能青年会議所と連携し、子どもたちが楽しめる体験型観光イベントを展開することができた。<br>○高麗郡建郡1300年を契機とし、広域観光連携を強化することができた。                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少しているため、今後より一層、観光の活性化を図る必要がある。                                                                                                                                                                                           |
| 河川・水路整備事業  | ○区長要望に基づき、水路改修等の整備を実施し、法面の洗掘等による被害の拡大を防ぐことができた。<br>○氾濫等による被害の軽減を図るため、地元行政からの要望を受け、令和元年度から創設された防災インフラの整備を推進するための緊急自然災害防止対策事業債を主な財源として充当し、女影地内588号水路改修のための設計調査委託業務を実施した。                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○保水機能を有している田畑が減少したことにより台風や集中豪雨が発生した際、河川、水路が短時間の内に増水、氾濫するような状況へと施設周辺の環境が変化してきている状況の中で、引き続き財源の確保に努め、地域の身近な要望に対応しながら被害軽減を図っていく必要がある。                                                                                                                |
| 鳥獣対策事業     | ○日高猟友会とのアライグマ回収運搬処理業務委託契約を締結し、駆除を実施した。<br>○アライグマの回収運搬及び処理が速やかかつ適正に行えるよう猟友会との契約内容を見直した。<br>○アライグマの回収運搬及び処理が速やかかつ適正に行えるよう事業の効率化を図っている。                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○アライグマの捕獲件数は近年増加している。<br>○さらなる事業の効率化を図るため、日高猟友会と調整を進める。                                                                                                                                                                                          |
| 有害鳥獣駆除対策事業 | ○鳥獣被害防止対策として、野生動物被害防止柵設置補助金を創設し、農地へ侵入する有害鳥獣を防ぐことができた。<br>○市民からの被害報告があげられた際、速やかに現地確認を行い、猟友会会員に伝達することができた。                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○大型の有害鳥獣の発生が増えているが、猟友会会員等関係機関の高齢化が問題となっている。                                                                                                                                                                                                      |
| 生活環境衛生事業   | ○庁舎の空間放射線量測定を定期的実施し、その結果をホームページに掲載した。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○放射線量測定は令和元年度まで月1回測定していたが、令和2年度から3ヶ月に1回とした。                                                                                                                                                                                                      |
| 公害対策事業     | ○降下ばいじん測定や自動車騒音測定を行い、生活環境への影響を確認した。<br>○光化学スモッグやPM2.5、放射線量などの数値について、ホームページにて情報を提供し、市民の健康管理や安心安全につなげることができた。<br>○大気汚染、水質汚濁に関する相談に対して、迅速な対応を心掛け処理することができた。<br>○騒音・振動、悪臭に関する相談があったが、迅速に対応し、処理することができた。<br>○自動車騒音常時監視業務を実施した。<br>○騒音、振動、悪臭の対策について、各種研修に参加し、職員の意識の高揚を図った。<br>○不法な野外焼却の防止徹底を図った。工場や建築会社からの煙の相談もあり、西部環境管理事務所（埼玉県）と協力し対応した。 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○工場からの煙、圏央道や飯能寄居線バイパスの自動車騒音に対する対応を検討していく必要がある。<br>○埼玉県（西部環境管理事務所）と協力し対応しているが、水質汚濁は影響が拡大しやすく、他市にまで影響が及び可能性があるため、迅速で慎重な対応が必要である。<br>○騒音、振動、悪臭の市民相談の増加と多様化に伴い、対応に苦慮する案件が増えている。また、自動車騒音については、計画通りに各路線の測定を実施している。<br>○工場大気汚染は影響が広範囲に及びため、対応方法を検討していく。 |
| 生活排水対策事業   | ○合併処理浄化槽への転換を強力に実施するため、転換補助金の増額を引き続き実施し、生活排水による水質汚濁の防止と快適な生活環境の充実に努め、転換を行うことができた。<br>○平成18年度以降に転換の補助をした浄化槽で、法定検査未受検者に対して、法定検査についての文書による指導を行った。単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理について、引き続き普及啓発を行う。                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 事業名              | 取組実績                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | ○平成 25 年度より合併処理浄化槽の適正な維持管理を促すため、合併処理浄化槽維持管理費補助金を創設し、補助を行った。このことにより、法定検査受検率が向上した。                                                                                                                    |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○合併処理浄化槽への転換を強力に実施するため、転換補助金の増額を令和 2 年度まで実施している。<br>○浄化槽の適正な維持管理について周知し、特に法定検査受検率が向上するように啓発する。                                                        |
| 環境美化推進事業         | ○「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」には、区とボランティア団体等に参加していただいた。<br>○市民の間で、5 月末の「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」が年間行事として定着してきた。<br>○空き地や道路等に捨てられていたごみが少なくなり、ごみを捨てにくい環境づくりができた。                                                      |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○市民、各団体において、5 月末の「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」が年間行事として定着してきた。<br>○ごみゼロの日・クリーン日高市民運動で集めたごみを自治会館などの集積所から早期に回収してほしいとの要望がある。                                        |
| 管渠整備事業           | ○武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行区域内等において污水管渠を布設したことにより、生活環境の改善を図ることができた。<br>○高麗処理分区の公共下水道接続に必要なポンプ施設の設計業務を進めることができた。                                                                                               |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○公共下水道のさらなる普及促進を図るため、下水道認可区域内の未整備箇所について、計画的に管渠整備ができるよう、関係課所と協議、調整を進めていく。<br>○引き続き高麗処理分区の公共下水道への接続に必要なとなるポンプ施設等の整備を計画的に進めていく。<br>○さらなる安全方策、安全対策を講じていく。 |
| 浄化センター整備事業       | ○沈澱池スカムスキマ更新工事等、老朽化した施設を効率的に整備することができた。<br>○高麗処理分区の公共下水道への接続に起因した、日高市浄化センター沈砂池ポンプ棟内の污水ポンプ施設が完成し、新たに稼働を開始した。<br>○重要施設の一つである汚泥処理棟内の汚泥脱水機の更新に必要な詳細設計を実施した。                                             |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○施設の新設及び更新工事の際には、重要施設を優先的に行うこととしているが、老朽化が激しいため、費用の増大が懸念材料となっている。                                                                                      |
| 下水道接続促進事業        | ○公共下水道の整備完了地区で、未接続により投資効果が十分発揮されていない箇所を順次接続済みとし、水洗化することができた。これにより水洗化率が向上した。                                                                                                                         |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○公共下水道の整備完了地区について、水洗化率の向上により投資効果を発揮するため、今後も公共下水道への接続普及促進に努めていく。                                                                                       |
| 管渠維持管理事業         | ○高萩地内や栗坪地内、大谷沢地内において、管路施設の清掃業務など必要な維持管理を行うことにより、既存施設の機能を確保することができた。<br>○下高萩地内において、不明水（侵入水）対策調査を行い、公共污水樹の修繕工事を実施し侵入水を防ぐことで有収率を上げることができた。<br>○高萩地内や中鹿山地内において、老朽化した人孔鉄蓋や取付管の修繕工事を実施し、施設の機能改善を図ることができた。 |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○良好な生活環境を維持していくため、状況の把握と老朽化した管渠の修繕、清掃業務など既存施設の適正な維持管理を行う必要がある。<br>○全国的に進んできている管渠維持管理包括管理委託について、事務の効率化及び経費節減を図るため、調査及び検討を進めていく必要がある。                   |
| 浄化センター維持管理事業     | ○節電に配慮しながら適切な管理をすることができた。<br>○放流水の水質について、法的に要求する基準を大きく下回り適切に管理することができた。<br>○浄化センター管理の民間委託の範囲拡大を図るため、研究、検討及び実証を行うことができた。<br>○包括的民間委託の範囲拡大を図るため、研究、検討、実証を行うことができた。                                    |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○民間委託を中心に行っているが、光熱水費等も含めた効率的かつ効果的で包括的管理委託へと段階的に拡大していく必要がある。<br>○機器等の設備数が多いことから、修繕や点検について、計画的かつ効率よく実施する。                                               |
| 農業集落排水施設維持管理事業   | ○各施設の適正な維持管理を実施したことで、安定した水質を保つことができた。                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○維持管理に多大な費用を費やしていることから、污水处理施設の効率化や維持管理費低減を目的として、農業集落排水の公共下水道への接続検討を進めていく。                                                                             |
| コミュニティプラント維持管理事業 | ○老朽化が深刻なマンホール蓋や公共污水樹の修繕を実施し、適正な維持管理を行った。<br>○施設管理や設備修繕を行うことで、要求水準を満たす水質を保つことができた。<br>○高麗処理分区の公共下水道への接続を見据え、県道川越日高線に埋設されている排水管渠を今後も恒久的に使用するために必要である、更生など管渠の修繕工事を実施することができた。                          |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○既存施設の老朽化が進み、修繕等が増加しているため、計画的な維持管理を推進する必要がある。<br>○公共下水道へ接続した後の高麗污水处理施設の今後の方向性について検討する必要がある。                                                           |
| 狂犬病予防対策事業        | ○狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射を受けた飼い主に対して、鑑札及び注射済票の交付を行うとともに狂犬病の発生に備え、狂犬病予防集合注射を実施した。                                                                                                                        |                                                                                                                                                       |
|                  | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                         | ○飼い主の高齢化等に伴い、動物病院での予防接種が困難なケースが多いため、公民館等で行われる狂犬病予防集合注射の需要は高まっています。                                                                                    |
| 高麗郷古民家等利活用事業     | ○高麗郷古民家サポーターズクラブの協力により、歳時記イベントなどを開催した。<br>○施設をロケ地として活用した。<br>○作業場を改修し、貸出可能施設としたことで、利用方法の選択が多岐にわたるようになった。<br>○県の補助金を活用し、裏山を整備した。                                                                     |                                                                                                                                                       |

| 事業名            | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 高麗郷古民家の入場者数が減少してきている。                                                                                                                                 |
| 屋外広告物事務        | ○良好な住環境を保全するため、屋外広告物（広告板、広告塔、建物の壁面広告等）の規模・色彩・設置場所・管理状況の指導などやパトロールを実施し、景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害防止に努めた。                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○許可できない規模、色彩、設置場所など無許可で設置する事業者がいるため、引き続きパトロールを行い、設置状況を調査して撤去改善等の指導を実施していく必要があります。                                                                     |
| 文化財保護事業        | ○聖天院や諏訪神社（栗坪）等の文化財説明板をリニューアルし、来訪者に分かりやすく紹介することができた。<br>○市民歴史講座を開催し、遺跡に対する市民の理解を深めてもらうことができた。<br>○高麗神社や聖天院などの文化財を見学する「高麗路文化財めぐり」を開催した。                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○文化財説明板は定期的な修繕及び新規設置を行い、多様な文化財の紹介は観光にも活用できる。<br>○市民歴史講座は、遺跡に対する市民の理解を深め、国史跡「高麗石器時代住居跡」の整備に繋げる必要がある。                                                   |
| 文化財室維持管理事業     | ○耐火構造の事務所となり、指定文化財や古文書が安心して保管できるようになった。<br>○適正な維持管理を行うことができた。                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○文化財全般の事務を執りながら、遺跡の資料整理を実施している。収蔵スペース不足が問題である。                                                                                                        |
| 埋蔵文化財調査事業      | ○記録保存を行うことにより、開発から埋蔵文化財を保護することができた。<br>○地域の歴史を物語る貴重な資料を得ることができた。<br>○高麗郡建郡 1300 年記念式典に合わせ、古代高麗郡を紹介する展示を行った。<br>○国史跡「高麗村石器時代住居跡」についての展示を武蔵台公民館で行った。<br>○捨石遺跡、王神遺跡、宿東遺跡の埋蔵文化財発掘調査報告書を刊行した。<br>○発掘調査の結果を埋蔵文化財巡回展で活用した。                                                                         |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○遺跡の資料整理及び調査報告書の刊行が滞っている。                                                                                                                             |
| 指定文化財維持管理事業    | ○管理委託契約や補助金の交付をすることにより、指定文化財の保護、保存、管理を行うことができた。                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○管理委託料や補助金を交付することで、指定文化財の保護、保存、管理が出来た。                                                                                                                |
| 高麗郷民俗資料館維持管理事業 | ○市内で使われていた民俗資料をととして、人々の生活、産業を紹介できた。<br>○老朽化した施設については、特に大きな問題もなく、適正な維持管理を行うことができた。<br>○「高麗郡建郡 1300 年－高麗郡のくらし－」展を開催し、市内から出土した遺物を中心に展示を行った。<br>○企画展では「日高の石造物」展、「日高ゆかりの相撲」展、「遠足の聖地の文化財」展を開催した。                                                                                                  |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○施設が老朽化しており、修繕が必要である。展示についてもリニューアルが必要である。                                                                                                             |
| 放置自転車対策事業      | ○自転車放置禁止区域内に撤去警告の横断幕を設置し、自転車利用者のマナー向上に努めた。<br>○高麗川駅周辺及び武蔵高萩駅周辺の自転車駐車場整理業務を行い、公共の場所等に放置された自転車については必要な措置を行ったうえで撤去し、くつろげる空間の確保に努めた。                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○駅に近い自転車駐車場に利用が集中し飽和状態となっている。                                                                                                                         |
| 都市公園等維持管理事業    | ○地元区や指定管理者と協議し、公園利用者及び近隣住民の立場で、より安全・快適に公園が利用できるよう、都市公園等の維持管理、高木剪定等を行った。<br>○街区公園等の除草、剪定、伐採、清掃業務等を一括して注文し、計画的な管理を行い、経費の節減に努めた。<br>○都市公園等において、老朽化した遊具等の修繕等を行った。<br>○武蔵高萩駅北土地区画整理事業地内において、公園施設の新設を行った。<br>○日高総合公園において、令和 2 年度から 5 年間の次期指定管理者を選定委員会にて選定した。<br>○指定管理の導入後、有料公園施設の利用件数及び利用人数が増加した。 |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○公園遊具の老朽化に伴い、保守点検結果から使用不適と診断された遊具を撤去又は新設等してきたが、令和 3 年度に策定予定である長寿命化計画にて、計画的な更新を実施する必要がある。また、植栽の大型化に伴い、近隣家屋への日照等を妨げるなどの問題が発生しているため、計画的に剪定、伐採を実施する必要がある。 |
| 防災啓発事業         | ○市内行政区全て（79 区）の参加を得て、安否確認訓練を実施することにより、万一の災害が発生した際に活用できる実践的な取組となった。                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○令和元年度早々に市内の行政区 79 区全てに自主防災組織が設立された。今後は各団体の訓練内容の充実化を図る必要がある。                                                                                          |
| 災害対応事業         | ○台風が発生し、市域に接近する恐れがある場合、事前に初動で対応する担当課と協議を行い体制を整え、天候が悪化する前に土のう等の準備を行った。<br>○備蓄食糧の計画的な入れ替えを実施し、期限が切れる前に自主防災組織やフードバンクに配布することで有効活用することができた。<br>○台風第 19 号での対応では、本市として初めてとなる避難指示を発令し、市内 8 施設を避難所として開設した。                                                                                           |                                                                                                                                                       |
|                | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○台風の発生に対しては、予想進路が出されるため、ある程度準備を整えることは可能であるが、近年のゲリラ豪雨等の緊急を要する対応についても臨機応変な対応が求められる。また、現在の新型コロナウイルスに対応した避難所運営に関しても課題となっている。                              |



| 事業名             | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災計画推進事務        | <p>○業務継続計画の全面的な見直しを行った。</p> <p>○熊本地震などの大規模災害の教訓から新たに盛り込むべき課題や対策について関係機関及び関係課と調整し検討した。</p> <p>○地域防災計画の改訂については、防災会議委員による意見及び市民コメントの募集結果を踏まえ改訂した。</p> <p>○国民保護計画が国、県ともに改訂されたことに伴い、改訂する調整を埼玉県と協議した。</p> <p>○国民保護計画の改訂を行うにあたって埼玉県との協議が整ったため、国民保護協議会の委員から意見を聴取し、改訂を行う。</p>                       |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○日高市国民保護計画の改訂 令和2年度<br>(新型コロナウイルス感染症予防の観点から書面決裁により改訂予定)                                                                                    |
| 交通安全啓発事業        | <p>○季節ごとの交通安全運動、市民まつりの交通安全の呼びかけや啓発品の配布などで、警察及び交通関係団体と連携し、多くの人に交通安全意識の啓発を図ることができた。また、市ホームページや広報紙などを活用しPRを行った。</p> <p>○日高市のマスコットキャラクター入りランドセルカバーを新入学児童に配布した。</p> <p>○子どもや高齢者が自転車用ヘルメットを購入した経費に対して補助金を交付した(平成28年度)。</p> <p>○自転車安全利用の日の啓発活動により、自転車マナーの向上を呼びかけた。</p>                            |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○交通マナーの悪化が懸念されている。                                                                                                                         |
| 交通安全施設整備・維持管理事業 | <p>○区長要望に基づき、道路照明等及び道路反射鏡の新規設置や老朽化による道路照明灯、道路反射鏡、道路表示等の修繕を実施したことにより、交通安全の確保につながった。</p> <p>○道路照明灯のLED化に向け、全灯調査を実施した。</p> <p>○長期賃貸借契約によりLED灯に更新した道路照明灯(4,017基)を適切に維持管理した。</p>                                                                                                                |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○交通安全施設の老朽化が進んでいる。                                                                                                                         |
| 交通安全推進団体育成事業    | <p>○市民まつりの交通安全コーナーで交通安全啓発活動を行い、多くの市民の参加があった。</p> <p>○OPTAの協力により、交通安全マスコットの作成及び市民まつりの交通安全コーナーでの交通安全啓発活動が実施された。</p> <p>○学校を通じて、母の会だよりを小・中学生のいる全戸に配布した。</p>                                                                                                                                   |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○母の会の会員数が減少している。                                                                                                                           |
| 交通安全指導事業        | <p>○交通安全意識の向上を図るため、小・中学校、幼稚園、保育所、子ども会の交通安全教室を開催し、多くの児童及び生徒に交通安全教育を実施することができた。</p> <p>○市内すべての小・中・高等学校で交通安全教室を実施した。</p> <p>○高齢者が関与した交通事故発生件数が多いことなどから、高齢者や障がい者を対象とした交通安全教室を開催した。</p>                                                                                                         |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○交通指導員のなり手が少ない。                                                                                                                            |
| 雨水排水整備事業        | <p>○道路冠水やこれに起因する周辺への影響などに対し、側溝、管渠等の雨水排水施設を整備し、道路環境の改善を行うことによって、被害軽減が図れた。</p>                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○側溝、管渠等の雨水排水施設を整備し、道路環境の改善を行うことによって、被害軽減を図っている。</p> <p>○区長要望を主眼に実施しているが、広域的な視点に立ち課題解決に向けた検討を行う必要がある。放流先の確保が課題となり、思うように整備が進まない状況である。</p> |
| 河川水路維持管理事務      | <p>○大谷川流域の浸水対策により設置した施設の適切な維持管理等を行うことにより、河川災害を防ぎ、継続的な安全性が確保された。</p> <p>○研修会等の活動を通じて構成団体が連携し取り組むことにより、河川事業に関する知識の習得が図れた。</p>                                                                                                                                                                |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○大谷川の浸水対策施設の適切な維持管理等を行うことにより、河川災害の防止及び継続的な安全性が確保されている。</p> <p>○各種協会を通じて、河川整備の促進活動を実施している。</p>                                           |
| 幹線市道整備事業        | <p>○幹線54号・60号の整備を実施した。</p> <p>○幹線51号の歩道整備を実施し、かねてより危惧されていた歩行者等の安全性が向上した。</p> <p>○飯能寄居線バイパスの全線供用開始を見据え、アクセス強化などを図るため進めてきた、市道幹線2号の道路整備が完成した。</p> <p>○地元からの要望に基づき、市道幹線51号(板込踏切から板込交差点)の、歩道整備工事を実施したことにより、道路環境が改善し歩行者等(通学路)の安全性も向上した。</p> <p>○区長要望に基づき、道路整備を予定している市道幹線44号の路線測量及び詳細設計を実施した。</p> |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○令和元年度より事業化した市道幹線44号においては、早期完成を図るべく鋭意整備中である。</p> <p>○財源や用地確保の問題があり、十分な幅員が確保できない状態である。</p>                                               |
| 生活道路整備事業        | <p>○区長要望に基づき、既存道路用地を有効活用して側溝を設置し、路肩を拡幅したことで、歩行空間が確保されるなど、道路環境の改善や、利便性の向上が図れた。</p> <p>○歩道の設置、用地の取得を必要とする箇所については、調査設計を行った。</p> <p>○地元からの要望に基づき、市道幹線51号の歩道整備工事に必要な用地取得を行った。</p>                                                                                                               |                                                                                                                                            |
|                 | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○既存道路用地を有効活用して、側溝設置や路肩拡幅で歩行空間を確保して道路環境の改善や利便性の向上を図っている。</p> <p>○限られた財源の中で整備手法を工夫し、地域の身近な要望にはできるだけ対応し、生活環境等の改善を図っていく必要がある。</p>           |

| 事業名                                | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                    |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業誘致<br>推進事業                       | <p>○企業が所有する大規模な土地活用に関して、産業用として活用する調整を図っている。</p> <p>○圏央道の全面開通により、企業の立地ニーズが高まっている中で、立地企業数、就業者数等を調査するとともに、企業ニーズの把握に努めることで、企業立地の促進を図ることができた。</p> <p>○誘致した企業の雇用支援として、「合同企業就職・パート相談会」を開催した。開催時期やターゲットについて、企業側の意見交換を行うとともに、日高市商工会と連携し、ポスターやチラシの配布等を工夫した結果、前年の来場者数を大きく上回ることができた。</p>                                                                                                                                                 |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○区域指定制度（都市計画法第34条第12号指定）による市街化調整区域の工業系土地利用誘導制度の開発許可に基づき、企業誘致を進めてきたが、立地可能な産業用地が減少しており、新たな産業用地の創出が課題となる。                             |
| 地球温暖化対策<br>推進事業                    | <p>○住宅用省エネルギーシステム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、エネファーム、定置型リチウムイオン蓄電池）の設置に対して補助を行い、令和2年度は、太陽光発電システム5件、太陽熱利用システム1件、定置型リチウムイオン蓄電池14件の申請があった。市内における省エネルギーシステムの普及により環境への負荷が軽減され、地球温暖化防止の取組に対する環境意識の向上につながった。</p> <p>○燃料電池自動車（FCV）の補助対象事業を開始し、平成29年度は、1件補助を行った。</p> <p>○日常生活において身近にできる地球温暖化防止対策のひとつとして、市民や企業の方にエコライフDAY（夏・冬）を実践していただくなど、効果的な啓発を行うことができた。</p> <p>○地球温暖化防止や省エネ対策の身近な取組として、緑のカーテンコンテストを実施し、多くの応募があった（令和2年度は実施なし）。</p> |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○地球温暖化対策としては、住宅用省エネルギー機器の補助金を交付しているが財政状況等により今後については不透明である。その他については啓発にとどまっている。<br>○令和2年度より予算削減のため、緑のカーテンに関する事業は予算を伴わない範囲で実施することとなる。 |
| バス交通<br>利用促進<br>事業                 | <p>○バス事業者との情報交換を行い、バスの利用状況などの現状把握、意思疎通ができた。</p> <p>○バス教師を2回開催し、バスの利用促進を図った。</p> <p>○路線バスの利用促進ポスターを作成し、路線バス車内に掲出した。</p> <p>○路線バスを利用したウォーキングを実施し、路線バスの利用促進を図った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○少子高齢化や団塊世代の退職等の社会情勢を背景に路線バス利用者が減少傾向にある。                                                                                           |
| 鉄道利用<br>促進事業                       | ○関係自治体と連携し、鉄道事業者に対する要望や利用促進イベントを行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○鉄道利用者は各駅ともほぼ横ばい、又は減少傾向である。                                                                                                        |
| 高齢者等<br>の移動手<br>段確保・<br>研究事業<br>※3 | <p>○横手台自治会及びこま武蔵台自治会において、地域自主運行が開始した。</p> <p>○自力での移動が困難な高齢者等の移動手段を確保するため、75歳以上の高齢者のほか、75歳未満の運転免許証自主返納者を対象者に加え、高齢者等おでかけ支援事業を実施した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○高齢社会の進展とともに、交通手段を持たない移動困難者が増加しつつある。                                                                                               |
| 庁舎等維<br>持管理事<br>業                  | <p>○庁舎外壁等防水工事や2階トイレ改修工事及び空調機更新工事等を実施し、適正な維持管理を行った。</p> <p>○庁舎内誘導灯の交換修繕や、消火器交換及び非常用発電機点検を実施したことにより、庁舎の防災機能を向上させることができた。</p> <p>○施設の電気について、入札で決定した事業者との契約により使用料金の削減が図られた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○庁舎建設から33年が経過し、設備の更新や施設の老朽化に伴う改修、修繕工事を実施しているが、今後より一層、効率的な維持管理が必要となる。                                                               |
| 公用車維<br>持管理事<br>務                  | <p>○効率的、経済的な車両の運行管理を行った。</p> <p>○低燃費車両への更新により、排出ガス削減がされ、地球温暖化対策が図られた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○財政的な理由により先送りとなっている電気自動車への更新を進め、さらなる省エネルギー対策の推進に努める。                                                                               |
| 商工振興<br>活動団体<br>支援事務               | ○市内商工業者の活性化には商工会の活動が不可欠である。補助金を交付することにより、商工会事業の実施を支援することができた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○巾着田曼珠沙華まつりなど、イベントへの出店者を取りまとめるなど、商工業者が活躍する機会の確保に努めている。また、若手経営者の育成や新規創業者向けの経営セミナーを新規に事業化している。                                       |
| 特産品創<br>出事業                        | <p>○研究会として、ブルーベリージャムを生産し、市民まつり等で販売することで、販路先のない生産者の収入源となった。</p> <p>○黒斑果のぼろたん栗を使用し、新たな加工品（揚げ栗）を開発することで、廃棄ロスの軽減が図れた。</p> <p>○果施策推進委員会では、ひだか栗フェスティバルを開催し、市内外に向けた特産品のPRと市の知名度向上を図った。</p> <p>○県単事業を活用し、市内の茶葉生産団体へ機械導入における補助を行った。</p>                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○PR効果によりぼろたん栗の購入希望者が多数あったが、供給量が少ないために即売し、購入できない方が多くいるため、栗の生産量を増やすためのシステムを充実させる必要がある。                                               |
| 学校給食<br>事業                         | <p>○給食において、地場産食材の使用を積極的に行った。</p> <p>○日高丼や高麗鍋など、地場産食材を使用する献立を提供した。</p> <p>○JAいるま野と連携し、とれたての日高市産とうもろこしをゆでて提供した。</p> <p>○地産地消の良い点や給食でどんな地場産食材を使用しているのか等、児童生徒への食育の推進に努めている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                    |
|                                    | 進捗状況、課題、問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○1年間を通して地場産食材を安定的に使用する必要がある。また、食育の観点から、学校農園等で収穫された食材を給食で使用するなどの検討を行う。                                                              |

| 事業名              | 取組実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ごみ減量化再資源化推進事業    | <p>○6月末までの家庭系可燃ごみの量は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響もあり、前年度同時期と比較し、市民1人当たり6.3kgの増加となった（令和2年度）。</p> <p>○市民の間で、集団資源回収への認識や理解が進んでいるが、インターネット等の普及により、新聞や雑誌の購読世帯が減少し、古紙類の回収量が減少傾向にある。</p> <p>○近年、生ごみ処理容器等設置補助件数については、横ばいになっており、本制度の活用について、広報ひだか等で周知した。</p> <p>○家庭系剪定枝チップ化事業は、当初の見込みよりも多くの剪定枝を回収し、チップ化して再利用した。</p> |  |
| 進捗状況、課題、問題点      | <p>○家庭系可燃ごみの量は毎年微増傾向にある。</p> <p>○集団資源回収の回収量が減少傾向にある。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 一般廃棄物処理事業等許可事務   | <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律や日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、適正に許可事務を遂行した。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 進捗状況、課題、問題点      | <p>○一般廃棄物処理業等の許可事務について、申請書類の記載事項や添付書類について、わかりやすい内容にできるように工夫に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 一般廃棄物収集運搬処理事業    | <p>○従前までは、金属ごみとして穴を開けて出していたスプレー缶について、無害化処理を行う事業者へ委託する方法へ変更したことにより、穴開けが不要となり、排出時の安全性が向上した。</p> <p>○ごみ処理体制を確保するとともに、ごみの収集、運搬及び処理についても円滑に実施することができた。</p> <p>○集積所については各区等による管理運営となるが、区長等と連携し、問題解決を図っていくことができた。</p>                                                                                        |  |
| 進捗状況、課題、問題点      | <p>○集積所の数が増加傾向にあるため、対策等の検討が必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 一般廃棄物最終処分場維持管理事業 | <p>○一般廃棄物最終処分場について、事故やトラブルなどもなく、円滑に運営することができた。</p> <p>○ごみ資源化処理の実施に伴い、一般廃棄物最終処分場の延命が図られた。</p>                                                                                                                                                                                                          |  |
| 進捗状況、課題、問題点      | <p>○一般廃棄物最終処分場（田波目地内）の埋立てについては、資源化処理の実施に伴い、今後長期にわたり管理型処分場の延命使用が可能となった。</p>                                                                                                                                                                                                                            |  |

※1 耕作放棄地活用促進事業は、平成29年度より事業名を「遊休農地活用促進事業」に変更しています。

※2 耕作放棄地解消事業は、平成29年度より事業名を「遊休農地解消事業」に変更しています。

※3 高齢者等の移動手段確保・研究事業は、平成30年度は事業名を「高齢者等おでかけ支援事業」としています。

## ● 数値目標の実績 ●

| 成果指標                                 | 基準年度実績<br>(平成26年度) | 直近の実績              | 目標<br>(令和2年度) | 進捗状況    |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|---------|
| 日和田山などへの植栽実績(本)                      | 137                | 60<br>(令和元年度)      | 150           | 達成※2    |
| 遊休農地面積(ha)                           | 44.6               | 60<br>(令和元年度)      | 40            | 未達成(\\) |
| 認定新規就農者(人)                           | 0                  | 2(延べ6)<br>(令和元年度)  | 5             | 達成      |
| 森林間伐面積(ha)                           | 13.6               | 97<br>(令和元年度)      | 100           | 未達成(〃)  |
| 雨水幹線整備率(%)                           | 5.4                | 7.2<br>(令和元年度)     | 9.0           | 未達成(〃)  |
| 生活排水処理率(水洗化率)(%)                     | 98.5               | 99<br>(令和元年度)      | 99.0          | 達成      |
| 公共下水道普及率(%)                          | 58.5               | 60.4<br>(令和2年度)    | 72.0          | 未達成(〃)  |
| 「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」参加者(人)            | 12,379             | 12,387<br>(令和元年度)  | 14,000        | 未達成(〃)  |
| 市民一人あたりの公園面積(m <sup>2</sup> /人)      | 5.94               | 7.27<br>(令和2年度)    | 7.5           | 未達成(〃)  |
| 都市計画道路の整備率(%)                        | 49.9               | 61.4<br>(令和2年度)    | 52.0          | 達成      |
| 市道の改良率(%)                            | 30.6               | 30.5<br>(令和2年度)    | 33.0          | 未達成(\\) |
| 自主防災組織率(%)                           | 88.1               | 100<br>(令和2年度)     | 100.0         | 達成      |
| 住宅の耐震化率(%)                           | 80                 | 83.5<br>(令和元年度)    | 95.0          | 未達成(〃)  |
| 幹線道路等舗装補修率(%)                        | 42                 | 61.7<br>(令和2年度)    | 100.0         | 未達成(〃)  |
| 橋りょうの定期点検実施率(%)                      | 0                  | 100<br>(平成30年度)    | 100.0         | 達成      |
| 市内における温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> ) | 1,309.0            | 1462.9<br>(平成28年度) | 950.0         | 未達成(\\) |



| 成果指標                                 |                                             |                   |          |               |      | 基準年度実績<br>(平成 26 年度) | 直近の実績              | 目標<br>(令和 2 年度)                | 進捗状況    |
|--------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|----------|---------------|------|----------------------|--------------------|--------------------------------|---------|
| 集団資源回収量 (t/年)                        |                                             |                   |          |               |      | 1,684                | 1,260<br>(令和元年度)   | 1750.0                         | 未達成 (＼) |
| 市民一人当たりの年間可燃ごみ排出量 (家庭系) (kg/人)       |                                             |                   |          |               |      | 190                  | 192<br>(令和元年度)     | 183.0                          | 未達成 (＼) |
| 市ホームページアクセス数 (年間) (件)                |                                             |                   |          |               |      | 422,352              | 807,534<br>(令和元年度) | 500,000                        | 達成      |
| 環境に関するボランティア参加者数 (延べ) (人)            |                                             |                   |          |               |      | 207                  | 169<br>(令和元年度)     | 300.0                          | 未達成 (＼) |
| (地球環境に関する) 啓発運動実施回数 (回)              |                                             |                   |          |               |      | 3                    | 6<br>(令和元年度)       | 6                              | 達成      |
| 大気質                                  | 二酸化硫黄濃度 (ppm)                               |                   |          |               |      | 0.002                | 0.001<br>(令和元年度)   | 環境基準達成の維持<br>(基準年度値以下)         | 達成      |
|                                      | 二酸化窒素濃度 (ppm)                               |                   |          |               |      | 0.020                | 0.007<br>(令和元年度)   | 環境基準達成の維持<br>(基準年度値以下)         | 達成      |
|                                      | 浮遊粒子状物質濃度 mg/m <sup>3</sup> )               |                   |          |               |      | 0.052                | 0.014<br>(令和元年度)   | 環境基準達成の維持<br>(基準年度値以下)         | 達成      |
|                                      | 光化学オキシダント濃度<br>(1 年間で 0.06ppm を超えた時間数) (時間) |                   |          |               |      | 613                  | 486<br>(令和元年度)     | 環境基準の達成<br>(0.06ppm を超えた時間がない) | 未達成 (ノ) |
|                                      | ダイオキシシン濃度<br>(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )       |                   |          |               |      | 0.018<br>(平成 25 年度)  | 0.012<br>(令和元年度)   | 環境基準達成の維持<br>(基準年度値以下)         | 達成      |
| 水質 (生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) (7/8/L)) | 河川名                                         | 調査地点              | 河川<br>類型 | BOD<br>環境基準   | 調査時期 | 基準年度実績<br>(平成 26 年度) | 平成 30 年度           | -                              | -       |
|                                      | 高麗川                                         | 諏訪橋<br>上流         | A        | 2.0mg/L<br>以下 | 増水期  | 0.5未満                | 0.5未満              | 環境基準達成の維持<br>(基準年度値以下)         | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 0.5                  | 1.3                |                                | 未達成 (→) |
|                                      |                                             | 平谷川<br>合流点下流      | A        |               | 増水期  | 0.5                  | 0.7                |                                | 未達成 (→) |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 0.5                  | 1.4                |                                | 未達成 (→) |
|                                      |                                             | 高麗川橋<br>下流        | A        |               | 増水期  | 0.5                  | 0.5                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 0.5                  | 0.8                |                                | 未達成 (→) |
|                                      | 宿谷川                                         | 鳥ヶ谷戸橋下流           | (A)      |               | 増水期  | 0.5                  | 0.5                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 0.5                  | 0.5未満              |                                | 達成      |
|                                      | 小畔川                                         | 小畔川橋<br>上流        | B        | 3.0mg/L<br>以下 | 増水期  | 0.6                  | 0.5                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 0.6                  | 0.9                |                                | 未達成 (→) |
|                                      |                                             | 境橋<br>上流          | B        |               | 増水期  | 1.7                  | 0.7                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 8.7                  | 9.6                |                                | 未達成 (＼) |
|                                      |                                             | 中田橋<br>下流         | B        |               | 増水期  | 1.0                  | 0.7                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 4.9                  | 7.2                |                                | 未達成 (＼) |
|                                      | 下小畔川                                        | 上ノ条公会堂<br>下流 100m | (B)      |               | 増水期  | 0.8                  | 0.8                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 1.3                  | 2.5                |                                | 未達成 (→) |
|                                      | 第二小畔川                                       | 落合橋<br>上流         | (B)      | 3.0mg/L<br>以下 | 増水期  | 0.5未満                | 0.6                |                                | 未達成 (→) |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 1.8                  | 1.4                |                                | 未達成 (→) |
|                                      | 南小畔川                                        | 神流橋<br>上流         | (B)      |               | 増水期  | 0.8                  | 0.8                |                                | 達成      |
|                                      |                                             |                   |          |               | 渇水期  | 6.7                  | 0.9                |                                | 達成      |

※1：進捗状況が未達成の場合の評価について

(ノ)：数値目標は未達成だが、進捗が認められた。

(＼)：基準年度よりも後退した。

(→)：環境基準は達成しているが、基準年度実績より下回った

※2：新型コロナウイルス感染拡大防止措置として令和元年度は下半期のイベントが中止となったが、平成 30 年度は植栽数 165 本であったため、数値目標達成と判断した。

## 資料7 日高市環境基本条例

平成22年3月26日条例第9号

日高市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第17条）

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。
- （3）公害 事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

**第3条** 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

## **第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**

（環境基本計画）

**第7条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

**第8条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（報告書の作成等）

**第9条** 市長は、毎年度、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

（規制の措置）

**第10条** 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

**第11条** 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

**第12条** 市は、地球環境の保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

（情報の収集及び調査の実施）

**第 13 条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

**第 14 条** 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

**第 15 条** 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

**第 16 条** 市は、第 14 条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように、努めるものとする。

（市民の意見の反映）

**第 17 条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

### **第3章 環境の保全及び創造のための推進体制**

（推進体制の整備）

**第 18 条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

**第 19 条** 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

### **第4章 雑則**

（委任）

**第 20 条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### **附 則**

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料8 用語集

### あ行

#### ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格です。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示しています。

#### 愛知目標

生物多様性戦略2011－2020で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという、数値目標を含む具体的な20の個別目標です。

本計画策定時は愛知目標の目標年度でしたが、我が国は20の個別目標は未達成という結果となり、内包する要素としても1割程度の達成度となりました。国際的に見ても良好な進展があったといえる要素はわずかであると報告されました。

#### アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを止めることで、二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化の抑制が期待されます。

#### 新しい生活様式

感染症の飛沫感染や接触感染を防止するため、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のことです。

#### ウォームビズ

室温20℃を目安に、過度な暖房に頼らず

様々な工夫をして冬を快適に過ごすライフスタイルのことです。地球温暖化対策のため、環境省によって提唱された取組です。

#### 雨水浸透施設・雨水貯留施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりすることで、下水道や河川への過度な雨水流出を抑制する施設です。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプでくみ上げて散水等の雑用水として利用することもできます。また、雨水浸透施設には、地表に降り注いだ雨水を一時的に集め、徐々に地中へと浸透させてゆく浸透ますや浸透管（浸透トレンチ）、雨水を浸透させる透水性舗装などがあり、水害を防止するとともに地下水涵養にも効果があります。

#### 雨水利用設備

建築物から集水する雨水を適切に処理し利用する設備のことです。

#### エコアクション21

中小事業者等の幅広い事業者が、自主的に「環境へのかかわりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で、環境省が作成したガイドラインに基づく認証・登録制度をいいます。

#### エコカー

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環

境性能に優れた自動車のことです。

## エコドライブ

車を運転するドライバーが、燃料消費や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をする取組です。

## エコライフ DAY

簡単なチェックシートを利用して、環境にやさしいライフスタイルを体験してもらう取組です。自分が削減できた二酸化炭素量が計算でき、地球温暖化防止のため、自身のライフスタイルを見直すきっかけとなります。

## エネルギーマネジメントシステム

電気やガス、熱などのエネルギーの見える化や、設備の最適運用などを実現するシステムです。ICT（情報通信技術）を用いてエネルギーの使用状況を適切に把握及び管理することで、省エネルギー及び負荷平準化（季節や時間による電力消費量等の格差の縮小）など、エネルギーの効率的な利用を実現します。

## 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などが該当します。

## か行

### 海洋プラスチック

川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのことです。分解されずに海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、様々な環境問題を引き起こしています。特に近年は、紫外線や波の力によって細かく砕け、小さな粒となった「マイクロプラスチック」を魚介類が摂取

することによって、人間を含む生態系に及ぼす影響が懸念されています。

## 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を個別にまとめて処理できる浄化槽のことです。

## 感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害（環境汚染を含む）の総称です。具体的には、悪臭、騒音、振動などがあります。広い意味では、視覚を通じて見る人を不快にさせる落書きや張り紙等、景観に著しく支障を与えるような構造物なども感覚公害に含めることがあります。

## 管渠（きょ）

管を用いた円筒形の地下水路のことです。

## 環境ビジネス

環境保全につながる商品・サービスを提供する事業のことです。

## 環境マネジメントシステム

環境管理とも呼ばれ、組織や事業者が運営や経営のなかで、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて環境保全に取り組むことです。

## 気候変動枠組条約

1992年に採択された条約です。国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標としており、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しています。この条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。



## 気象災害

大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害のことです。

## 緊急事態宣言

2020年3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく措置宣言です。全国的かつ急速なまん延により、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合などに、総理大臣が宣言し、営業時間の短縮や外出自粛など、緊急的な措置を取る期間や区域を指定します。

本計画策定時では、埼玉県に対して2020年4月7日から、2021年1月7日からの2度発出されました。

## 空間放射線量測定

放射性物質から放出される空気中に存在する放射線の量の測定のことです。サーベイメーター（携帯用の放射線測定装置）やモニタリングポスト（定置型の自動測定装置）などで観測します。

## クールオアシス

県で実施している熱中症対策の一環で、県内の公共施設のほか、県内企業等に協力を要請し、外出時の一時休息所や、熱中症についての情報発信拠点を設置した施設を開放する取組です。

## クールビズ

冷房温度の適正化と、その温度に適した軽装などを推進する目的で、地球温暖化対策のため、環境省によって提唱された取組です。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物

を選ぶ購入方法です。

## グリーンマーク商品

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークが付いた商品です。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。

## 光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートといった酸化力の強い物質の総称です。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグと呼びます。

## 国連環境開発会議（地球サミット）

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発をテーマにした国連会議です。当時のほぼ全ての国連加盟国172カ国の政府代表が参加し、そのうち116カ国は国家元首が参加しました。

## 国連サミット

2015年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」のことです。

## さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなど、持続的に利用できる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。

## 里山環境

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在す

る農地、ため池、草原などで構成される環境です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた環境で、特有の生物の生息・生育環境として、また食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な環境です。

### 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養または保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のことです。

### 資源循環

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することです。

### 自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防並びに軽減するための活動を行う組織です。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならないとしています。

### 住宅用省エネルギー設備

自ら居住する住宅に設置する太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなどの省エネルギー設備のことです。

### 集団資源回収

自治会などの地域団体が主体となって資源の回収方法を定め、適切な業者に回収を委託

し、ごみの減量・資源化を図る活動のことです。

### 省エネルギーリフォーム

住宅の省エネルギー性能の向上を図るためのリフォームのことです。住宅の省エネルギーリフォームには、断熱性の向上、日射遮蔽性能の向上、設備機器の高効率化、太陽エネルギー等自然エネルギーの活用など様々な方法があります。

### 省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

### 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまった食品を指します。

### 新型コロナウイルス

令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）です。感染すると主に発熱や咳の症状が見られ、肺に達すると肺炎を起こし、死に至る可能性があります。急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

### スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行など、「移動」に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を抑え、「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提

案です。

### 3R

3R（スリーアール）は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための以下の3つの取組の頭文字をとったものです。

- ・Reduce（リデュース）・・・発生抑制
- ・Reuse（リユース）・・・再使用
- ・Recycle（リサイクル）・・・再資源化

### 生活公害

人が生活することによって発生する公害です。生活雑排水やし尿などの生活排水による河川や湖沼などの水質汚濁、自家用車の走行による大気汚染や自動車騒音、ピアノなどの楽器やペットの鳴き声などによって近隣に迷惑をかける近隣騒音などがあります。

### 生態系

主に水や大気、土、太陽の光、そしてこれらに支えられて生きる様々な野生の生きものが複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのことです。

### 生態系ネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のことです。ネットワークの形成は、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が期待されます。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間組織です。2012年4月に設立され、科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としています。

### 生物多様性条約

1992年5月に採択された条約で、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることとされています。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うこととされています。

### 線形回帰直線

線形回帰とは、分散しているデータに関して、求めたい傾向を直線で表した統計学上の分析手法の1つです。

### ソーラーシェアリング

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

### た行

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）という物質の総称で、塩素の数や位置が異なる異性体が数多く存在し、毒性が異なります。廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、農薬などの化学物質を製造する際の副生成物として生成します。環境に

放出されると土壌や水環境中に長期間残留するほか、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われています。

## 脱炭素化

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすることです。

## 地球温暖化係数

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などの各種の温室効果ガスごとに定められる、温室効果の程度を示す値です。

## 地産地消

地元で生産されたものを地元で消費する取組です。近年、消費者の農産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきています。

## 底生生物

主に水底で生活する水生生物のことです。河川では、昆虫（カゲロウ、ユスリカなどの仲間）の幼虫、貧毛類（ミミズの仲間）、ヒル類、貝類などが、海洋では、多毛類（ゴカイの仲間）、貝類、甲殻類（エビ、カニの仲間）、棘皮類（ウニ、ヒトデの仲間）などが代表的な底生生物として挙げられます。底生生物は、移動性が小さく、河川、海域などの水質汚濁を生物学的に評価する指標となります。

## 典型 7 公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の 7 種類の公害を合わせた呼び方です。

## 特定外来生物

※本編コラム内（44ページ）に掲載。

## な行

### 二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、主要な大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。二酸化硫黄は、呼吸器を刺激し、咳、喘息、気管支炎などの障害を引き起します。

### 二酸化窒素

物質の燃焼によって放出される気体で、大気汚染防止法では特定物質として定められています。自動車、船舶、航空機などの移動発生源が、排出量に大きく寄与しています。また人の健康に関しては、主に呼吸器系への影響が知られています。

## 認定農業者制度

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度です。

## は行

### バイオプラスチック

再生可能なバイオマス（生物）資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチックです。焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性（二酸化炭素の排出と吸収が同じにな

っている性質）から、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の濃度を上昇させないという特徴があり、地球温暖化防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待されます。

## パリ協定

2015年12月、フランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、世界約200か国が合意して成立した国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる協定で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としています。

## PRTR法

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者自らが把握し、国が排出量・移動量を集計・公表する制度です。化学物質の排出に関して、自主的な取組の推進、各主体の情報共有が期待されます。

## PM2.5

大気中に浮遊している直径が2.5 μm以下の超微粒子で、大気汚染の原因物質の一つです。物の燃焼などによって直接排出される場合と、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）などとの環境大気中での化学反応等によって粒子化する場合があります。主な発生源には、ボイラーや焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉や鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機などの人為起源のものと、土壌や海洋、火山等から発生する自然起源のものとあります。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量（溶存酸素量）のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となります。

## 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm以下のものを指します。微小なため、大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼします。

## HEMS

（Home Energy Management System）

エネルギーの使用状況をリアルタイムで表示する等、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムです。

## 放射線

放射性物質から放出される粒子や電磁波のことです。放射線の仲間には、粒子の流れであるアルファ線、ベータ線、中性子線などと、電磁波であるガンマ線、エックス線があります。また、放射線を出す物質を「放射性物質」、放射線を放出する能力を「放射能」と呼びます。

## 包摂性

誰も取り残さず、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のことです。

## ま行

## マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のことです。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

## マルチベネフィット

複数の社会課題の同時解決のことであり、SDGsにおいては、ターゲットに対して統合的なアプローチを行う事で、複数ターゲットの同時達成につなげるという意味で注目されています。

## 緑のカーテン

夏のCO<sub>2</sub>削減及び節電を目的に、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を育てて作る取組のことです。ベランダや軒下で生育させることで日差しをさけ、冷房費削減につながる事が期待されます。

## や行

### 有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のことです。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合に呼びます。

### 遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない、または、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことです。





## 第2次日高市環境基本計画

令和3年3月

---

発行：日高市      〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話：042-989-2111    FAX：042-985-3371

編集：日高市 市民生活部 環境課      E-mail：kankyou@city.hidaka.lg.jp

---